

# 連続フォーラム「チョゴリときもの」

～日本に生きる在日韓国・朝鮮人～

財団法人 京都市国際交流会館



## はじめに

フォーラム「チョゴリときもの」も回を重ねるにつれて、新しく参加されるかたがたもおられれば、毎回のようごにこられる熱心なかたもお見受けする。そしてそれぞれに真摯な質問をされたり、忌憚のない感想を書いていただいている。それらのかたがたの脳裏には、当日語られた在日のかたがたの思いが乾いた土地に水がしみこむように、しっかりと入りこんでいることは、コーディネートをしている立場からもよくわかる。

それは、なによりも話される方の肉声が当事者でしか訴えられない真実を語つていただいているからである。それに加えて話される方がひとりひとり、この日本社会で異なる民族性をもつことを誇りに思ひ、マイノリティとして果敢に生き抜こうとされているがたが聞く者の心をうつからであろう。

今回は、人の一生の重大な節目にそうかたちで問題をほりさげてみることとした。学校教育、就職、結婚、老後のほとんどの人が同じ節目を通過するが、在日の人にとってのそれらの節目の重さがいかほどばかりか、ということを教えていただいたのが今回のフォーラムである。また今回は在日のひとりびとに仕事を通じて深くかかわっている日本人にも登場していただいた。その仕事の割りにはかならずしも報われない、まためだたない場所で地道にとりくんでおられる姿もまた感動的だった。

しかも提起された問題はいずれも重大、かつ早急な解決をまつ問題ばかりである。

ひとりひとりの市民としてどうすればよいのか、また解決をさまたげている条件をどう克服するか、課題は多岐にわたっている。

けれども市民ひとりひとりの外国籍市民、とりわけ在日韓国・朝鮮人にたいするまなざしがかわっていくことがなにより大切ではないかと思う。もちろん、行政にたずさわっている人々が勇気を持つて現

実を直視し、一歩足を踏み出していただくことも大切である。

次回からも、今回と同じような、問題提起型のフォーラムをつづけたい。

京都芸術短期大学教授

仲尾  
宏

## 目 次

第一回 『民族意識と日本の学校』	7
第二回 『日本で働く』	57
第三回 『国籍が持つ意味と結婚』	99
第四回 『在日の老人福祉』	141



## 第一回『民族意識と日本の学校』

パネリスト

吳成元氏オソンウォン（在日二世・京都朝鮮第二初・中級学校校長）

士佐雅一氏（京都市立松尾小学校教諭）

コーディネーター

仲尾宏氏（京都芸術短期大学教授）

一九九六年十二月二十日実施



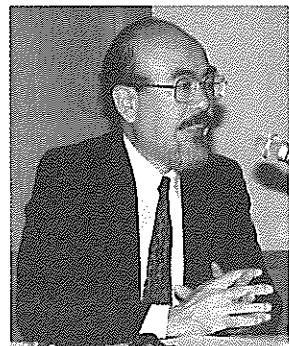
# 第一回『民族意識と日本の学校』

## 第一部

司会 大変お待たせいたしました。それでは只今より連続フォーラム「チョゴリときもの」を開催いたします。今日から始まりまして、来年三月まで連続で計四回開催いたします。テーマとしましては、在日の方が生まれて歳を取つていかれるという、その生涯の過程をテーマといました。本日はその第一回目としまして、在日の方が学校に入学するということで『民族意識と日本の学校』というテーマでお話をいただきます。それでは本日のコーディネーターとパネリストの方をご紹介いたします。コーディネーターは仲尾宏先生です。仲尾様は現在、京都芸術短期大学の教授でいらっしゃいます。パネリストは吳成元様です。吳成元様は今、民族学校の校長先生をしておられます。もう一人の方は、土佐雅一様です。土佐様は今、日本の市立学校の教諭をしておられます。それでは只今より第一回目の『民族意識と日本の学校』についてお話をいただきます。それでは先生、よろしくお願いします。

仲尾 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました仲尾です。この「チョゴリときもの」というシリーズを皆さんのがたと一緒にやつてまいりまして、もう五年目か六年目になります。毎回、非常にたくさんの方々に来ていただいて、私たちも大変やりがいがあるので、喜んでこの仕事をやらせていただいてます。

今回のテーマは『民族意識と日本の学校』というテーマでして、この民族意識というのは、世界のすべての民族に共通することではありますけれども、日本の場合は、ご存じのように、現在外国人登録を



仲尾 宏氏

されている外国の方が約一三六万人おられます。そのうちの約半数が韓国・朝鮮籍の方です。そのように人数としては非常に多い。特に京都市について言いますと、四万数千人の京都の外国人市民のうち、約八割が韓国籍、又は朝鮮籍の方々であります。けれども京都市の全体から見ると、京都市民は約百四十万ぐらいですから、うち外国人の方は約三%。百人に三人が外国人の方ということになります。そのうちの八割が韓国・朝鮮籍の方々ということになります。そうすると、このように日本人が圧倒的に多い日本社会の中で、いわばマイノリティ（民族的少数者）としての民族意識というものが、どのように子々孫々に伝えられるのだろうか、そして又、伝える努力にどういう問題があるのか、そして又、日本人はそのような日本の国内で、あるいは京都市で、民族を異にする、文化を異にする市民の方々が住んでいらっしゃって、どういう思いで生きていらっしゃるのだろうか、そういうところをよく知ろう、というところでのこのようなテーマが立てられました。

今日は特に、子どもたちに、どのようにそういう民族意識が伝えられるだろうか、あるいは伝えることが出来るのだろうか、それに対して日本人の側は、どういう目でそういう民族意識といったものを伝える努力に、どれほどの力がかかるのか、かせないのか、そういうところも含めて一緒に考えていくたいということになつております。

今日、お二人の方に来ていただいておりますが、お一人は先程ご紹介がありましたように、吳成元さんで、京都の朝鮮学園、学校法人朝鮮学園というのがありますて、後ほどご本人から詳しくご説明がりますけれども、その中で第二初級学校の校長先生をなさつておられます。長年、そういう民族教育を、民族学校の立場でなさつておられる先生です。民族学校ということにつきましては、もう皆

さん、ある程度ご存じの方が多いと思いますが、日本の敗戦、植民地出身の方々にとつては解放のあと、一刻も早く祖国の言葉を取り戻したいという気持がたかりました。というのは、それまでは大日本帝国の臣民として日本語、日本の名前、日本の文化を強要されていましたから、一刻も早く元の自分たちの民族の言葉を自分たちが用い、子どもたちにも教えたい、そういうところから生まれた学校であります。その後、いろんな日本政府の、はつきり申しますと圧迫あるいは弾圧の中で、非常な苦労に耐えて、嵐に耐えて、今までこの民族学校を守つてこられました。そういう学校が京都市内に、今、朝鮮学園で四校、韓国学園が一校ございます。そういう民族学校の立場で、子どもたちにどのように民族意識を伝えるか、ということに長年取り組んできておりれます。

それからもうおひとつ方は、土佐雅一さんといいまして、右京区の松尾小学校の教員をしておられます。小学校に在日の子どもたちがたくさん来ている。ちなみに申し上げますと、今、京都市の在日の子どもたちのうち、少しづつ比率が変わつてしまいまして、今だいたい八割ぐらいの子どもさんが、日本の公立学校に行つておられます。残りの二割が朝鮮学校、韓国学校に行つておられます。いずれにしても、子どもたちの育つている環境は日本社会でありますから、それを学校教育の場の中で、子どもたちの民族意識はどのように伝えられるであろうか、先生としてどういう思いをしておられるのか、そういうところからのお話を、まず伺いたいと思います。それからもう一つお断わりしておきますが、今、朝鮮半島には非常に厳しい国際情勢の中で二つの国家が分断の結果存在しております。その一方が韓国、大韓民国の国民であり、言葉は韓国語、そしてもう一つは朝鮮民主主義人民共和国の公民、言葉は朝鮮語という呼称をなさつておられます。そういうことから私たちは、在日韓国・朝鮮人の方々、というように二つ並べて言わなければならぬと、これも分断を反映しているまどろっこい用語であります。が、一日も早く分断が解決され、一つになりますようにという願いをこめながら、日本では、一般に文化や

地理を指すときには朝鮮語、朝鮮文化、あるいは朝鮮半島と呼び慣わしてきておりますことから、そういう用語で私は通させていただいておりますので、そのことを少しお断わりしておきたいと思います。

それではあまり時間もございませんので、だいたいお一人一十五分ぐらいでご発題をいただいて、そしてお二人のご発題が終わりましたら休憩になります。その間に質問用紙が配られていると思いますが、それにいろいろお二人へのご質問・ご意見をお書きいただいて、後半では、それを元にして、もう一度お一人からお話を展開していくたまく、という順序で始めますのでよろしくお願ひします。それでは最初に吳成元さんから、よろしくお願ひします。



吳 アンニヨンハシムニカ。紹介にあずかりました吳成元と申します。今日は皆様方と一緒にお話しでき、大変嬉しく思います。民族教育について、今までいろいろな方々がこのような場を通してお話ししてこられたと思ひます。私は今日、朝鮮人学校の現状について、現場から実例を挙げながらお話を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

京都（府下）には朝鮮人学校が五校あり、約一千名余りの子どもたちが、民族教育を受けております。今、私が勤めております朝鮮第一初・中級学校は、中京区、右京区、西京区、そして亀岡、この四つの区域が学区になつております（教育の目的及び目標としては資料1となつております）。その学区の子どもたちが学んでおりますが、幼稚園児と初級部の低学年はスクールバスを利用し、高学年と中級部の児童・生徒たちは、市バス、JR、阪急電車を利用してしております。スクールバスに一番最初に乗る子どもは朝の七時十五分です。七時十五分と言ひますと、もう六時台には

### 《教育目的》

本校は、幼稚園部と初級部があり、日本で生まれ育った朝鮮人（朝鮮、韓国籍を問わず）の子供達に民族の自覚と誇り、民族的主体性を持たせると共に、朝鮮人として日本社会に対応できるよう、母国語を中心とした民族科目及び日本の小学校と同等の基礎学力を習得させる事を目的に教育しております。

知・徳・体の三育を教育の柱にすえ、サッカー、舞踊、民族楽器などの課外サークル活動も盛んに行ってています。

特に舞踊部は毎年行われる全国コンクールで昨年度金賞を獲得するなど輝かしい伝統を誇っております。

また、国際感覚を養うため、日本の学校との交流会や、広範な京都市民との友好親善行事にも積極的に参加しており、その正当性が認められております。

### 《教育目標》

本校の教育目標は、同胞子弟を祖国と民族の発展の為に貢献することのできる知・徳・体をそなえた有能な人材に育てる事にあります。

1. 祖国をよりよく知らせる。
2. 母国語を正しく学び使わせる。
3. 日本社会に通用する知識を習得させる。
4. 日本をはじめ世界の人々と仲よくする。

内容・・・国語、社会、算数、理科、日本語、歴史、地理、図工、体育、音楽、習字

起きなければなりません。中には、年少組の三歳児も含まれております。まだ暖かい日はいいのですが、今日のようになる寒い日になりますと、本人はもちろん、親はそれは大変です。寝ている子を起こし学校へ通わせなければいけないのです。うちから少し行きますと日本の幼稚園があり、日本の小学校もあります。しかし、親は朝鮮人学校へ通わせております。子どもたちはいろんな困難にもめげずに、元気に登校して来ます。その子どもたちのキラキラした目、生き生きした表情。朝鮮人としてのアイデンティティ（独自性）をしっかりとほぐ込んでいます。また、巣立つていきました卒業生たちの活躍を聞いたり、見たりしますと、私は日本で民族教育がとても重要であると実感いたしております。

私は今年で教職生活三十一年目になります。三十年前と申しますと、ちょうど日本では東京オリンピックがあつた頃で、当時と現在とでは、民族教育におきましても、また日本社会におきましても、環境は全く変わっております。当時、私たち在日同胞社会では、まだ一世が主流でした。一世の思いは、一日も早く祖国へ帰りたい、という願いでした。ですから教育も、祖国の教育内容と等しいものでした。民族学校で学ぶ子どもたちは祖国の言葉、歴史、文化、そして朝鮮の歌などを覚え、朝鮮人としての民族的な主体性を育み、明日への、未来に燃えていた子どもたちの姿が走馬灯のように思い浮かんできます。しかし、日本学校で学んでいる子どもたちのように、日本の歴史や童謡なんかは余り学ぶことが出来ませんでした。ですから卒業しますと、やっぱり日本社会ではいろいろハンディがあったのも否めません。それと同時に、その当時は日本学校と朝鮮学校の子どもたちは交流もなく、お互いに余り理解が出来ない状態でしたから、子ども同士の喧嘩も、学校間の喧嘩などもありました。そういう時代でした。これが一九七〇年代に入りますと、私たち同胞社会に大きな変化が生じ、一世・二世・三世が主流になつてきます。一世・二世の思いは、帰国ではなく、日本での永住を前提としていきます。そのための生活の基盤を築いていきます。このような親の要望に応じて、私たちの教育内容も改変しなければいけなく

なつてきました。そして教科書の教育内容が大きく改変されていきます。一番最初は一九七七年です。

次に一九八三年で、三回目は九三年です。この年度には教科書が全面的に改編されています。中級部

は九四年度で、高級部は九五年度でした。私たちの幼稚園教育についてここでお話をさせていただきます。

私たちの朝鮮人学校に幼稚園があります。幼稚園で学ぶ子どもたちは、三歳でもう約九百の朝鮮語を覚えます。四歳になりますと千六百で、五歳児になると約一千の単語を基本的に使えます。私たちは朝鮮語を遊びの中で、子どもたちに身につけさせていきます。例えば、目で見、耳で聞き、匂いで感じ、味わう、五感を通してこれを取得出来るように導いています。四月は春と言い、五月は端午の節句と言います。四月にはいろいろな花が咲きます。それを目で見て、花の名を子どもたちは朝鮮語で覚えていきます。花の色、その色も覚えるようにしておられます。また、昆虫もいろいろ出てきます。蝶が飛び出でます。その昆虫の動きを通して、ことばを子どもたちは覚えていきます。端午の節句は、日本では鯉のぼりですが、私たちの習慣では朝鮮相撲なんかです。子どもたちにもその体験をさせて、その中で言葉を覚えさせていく教育を行つております。正月なんかになると、独楽(こま)回し、または廻(まわ)あげなんかをいたします。そのとき、朝鮮獨樂を子どもたちに教えます。朝鮮廻(まわ)をあげさせたりします。このようにして、体験を通して、いろいろ朝鮮語を教えています。名前は朝鮮名で呼びます。生活する中で、自分が朝鮮人だなあということを、自然に受け入れさせます。幼稚園児たちが動物園とか植物園に行きますと、日本の幼稚園から来た子たちは日本語を使い、自分たちは朝鮮語を使う。ああ、違うんだなあ、という具合に実感があるのでです。私たちの学校に通わせている保護者の参観保育についての感想文を、ひとつここで紹介いたします。

「一年前、たくさん望んで幼稚園に入れたわけではなかつた。ただいろんな経験をさせたくて、強く、たくましく育つことを願つていただけなのですが、知らないうちに、ウリマル（朝鮮語）を話すように

なり、会話が出来るようになり、チャンダンを覚え（朝鮮のリズム）、オッケチュム（朝鮮人独特の、肩から出でくるような踊り）を踊り、朝鮮人であることを教えるのにこれ以上の何が必要なんだろう。自然に体の中に培われたものほど確固としたものはないだらうと嬉しく思いました。一年たつて、やつとそのことに気がついたのです。」家庭ではもう身につけることが大変難しい民族的な情操が、自然に現われていくのをとても驚かれておられるのです。このオモニ（母親）は大学まで日本の教育を受けた方です。初級部と中級部は、朝の登校から下校まで、日常会話はみんな朝鮮語です。授業も日本語と英語以外はみんな朝鮮語で行います。そしてその中で民族意識を育んでいきます。ちょうど今から三年前ですから九三年度に、教科書が全面的に改編されました。この教科書の内容を少し皆様に見ていただきたいと思います。資料2になります。最初は、六年生の日本語の目次と三年生の目次です。日本語の教科書には、日本の有名な作家の代表的な作品、童話、小説などをたくさん扱うようになりました。そして六年生になると短歌とか俳句なども習います。中級部では漢詩も学び、高級部では日本の古文も習うようになります。社会科を見ていただきますと、資料3になりますが、四年生は四年生の2科では、「私たちが住む日本」といって日本地理を学びます。これが五年生の第3科を見ていきますと、日本の歴史、日本の曙から明治初期まで学びます。そして六年生では、日本の政治・経済・文化を全部学ぶようになります。このような教科書を見て、日本の先生方が、日本の教科書と余り変わらないな、という感想を述べておられます。このように子どもたちは民族教育を通して、民族意識を高めます。これが今私たちの学校です。子どもたちは日本の人々と共に生きていける知識と能力、豊かな人間性を育んでいます。私たちは学校教育だけでなく、課外活動を通して、日本学校との交流を盛んに行つております。これがまた一つの特徴です。子どもたちに国際感覚を養つしていくようにしております。子どもたちは交流の場で、肌と肌の触れ合いを通して、共に学び、共に生きることの大切さ、素晴らしいを、身を

目次

資料2

一　あいさつ	詩	6
二　まねしやう	眞語	20
三　名前も大切に	作文	22
四　者い花	安原也子	29
五　日本語中のいろいろな(1)	眞語	51
六　俳・組歌	詩	53
七　わたくしの宝物	作文	58
八　ビラシドの根瘤	明文・平井大輔	61
九　朝鮮から来た弟	眞語	72
十　牧場について	方法の勉強	91
十一　ライオノビ子犬	山本新三郎	96
十二　児童をくわうして	作文	114
十三　ロボット時代がきた	尾崎正直	132
十四　草にねぐら	尾崎正直	136
十五　夕焼け草の下	眞語	139
十六　色々もの動物	明文・川島隆	145
十七　日本語中のいろいろな(2)	眞語	157
十八　チヨン新報社を訪ねて	訪問記	166
十九　羅城船	眞語	170
二十　六年間を少しきこえて	作文	172

在日朝鮮人総聯合会中央常任委員会教科書編纂委員会作成  
発行所「日本語」教科書より  
6年生



目 次

一 タ日がせせぬをおししくる 増	版	田中良夫	4
二 木の葉 せつ明文	三編	石川政久	6
三 かりの友じよう 韻語	二	21	
四 文章の書き表し方 作文	二	23	
五 くまの子やうへ 韵語	二	28	
六 漢文のチャビビン せつ明文	二	44	
七 まひるかおのこはくわく 韵語	二	53	
八 えんびつの搭	二	65	
九 送りがなの方	一	71	
十 はくは目次は時計で十 作文	一	89	
十一 わかりやすく説しましょう ほし方の説	一	94	
十二 うもりせつ明文	一	98	
十三 てきとうじゆう 作文	一	105	
十四 かまくらう 韵語	一	114	
十五 さくしゃ 詩	二	129	
十六 学者の名をせつ明文	二	132	
十七 まとりとせつ明文	二	144	
十八 漢字の筆跡	二	151	
十九 サイカスのライアン 講話	一	146	
二十 はくは日本語	一	146	
廿一 かみやくせしよう 韵語	一	152	
廿二 くわいの白い馬	一	152	

在日朝鮮人総聯合会中央常任委員会教科書編纂委員会作成  
発行所 学友書房  
3年生の「日本語」教科書より



資料2

## ( 社会教科書の目次 )

### ◆ 3 年生

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 課 私達の学校     |                |
| (1) 祖国との配慮    | (2) 同胞愛で支えられて  |
| (3) 学校生活を楽しく  |                |
| 2 課 私達の家族     |                |
| (1) 助け合う家族    | (2) 日本に渡ってきた経緯 |
| (3) 父母の職業     | (4) 遠くにいる親戚    |
| (5) 家族・親戚と仲良く |                |
| 3 課 私達のことばと風習 |                |
| (1) 私達のことばと文字 | (2) 朝鮮の食べ物     |
| (3) 朝鮮の服装     | (4) 朝鮮の遊び      |
| (5) 善徳を知っておこう |                |
| 4 課 私達の生活と地域  |                |
| (1) 私達が住む地域   | (2) 市街に住む人々の仕事 |
| (3) 近くにある商店   | (4) 居住する地域と同胞達 |

### ◆ 4 年生

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1 課 私達の生活と社会  |             |
| (1) 科学と生活     | (2) 個人と集団   |
| (3) 礼儀と公衆道德   | (4) 交通と生活   |
| (5) 情報と生活     | (6) 生活と環境   |
| 2 課 私達が住む日本   |             |
| (1) 地図といろんな気候 | (2) 日本の姿    |
| (3) 日本の行政と地方  | (4) 地形      |
| (5) 気候        | (6) いろんな産業  |
| 3 課 在日同胞の生活   |             |
| (1) 過去の生活     | (2) 朝鮮移転    |
| (3) 同胞の職業     | (4) 民族教育の歩み |
| (5) 同胞の民族権利   | (6) 祖國と在日同胞 |

### ◆ 5 年生

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1 課 オツカガ民族     |                 |
| (1) すばらしい民族    | (2) 勇敢な民族       |
| (3) 美しいわが祖國    |                 |
| 2 課 オツカガ祖国     |                 |
| (1) 祖國の解放      | (2) 朝鮮民主主義人民共和国 |
| (3) 国章と国旗、國家   | (4) 首都—ビョンヤン    |
| (5) 祖國の英雄たち    | (6) 繁栄する我が祖國    |
| (7) 祖國統一への念願   |                 |
| 3 課 日本の歴史      |                 |
| (1) 年代順に見る歴史   | (2) 狩猟と漁獵の生活    |
| (3) 小国への形成と古墳  | (4) 聖徳太子と奈良の大仏  |
| (5) 藤原道長と貴族生活  | (6) 聖羅朝と鎌倉幕府    |
| (7) 室町時代の文化    | (8) 織田信長と豊臣秀吉   |
| (9) 德川家康と江戸幕府  | (10) 明治維新       |
| (11) 清日戦争と露日戦争 | (12) 大陸侵略と日本の敗北 |

### ◆ 6 年生

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 課 生活と政治        |                  |
| (1) 政治と生活との関係    | (2) 国家           |
| (3) 選挙           | (4) 議会、内閣、裁判所    |
| 2 課 生活と経済        |                  |
| (1) 経済と生活との関係    | (2) 物価           |
| (3) 企業           | (4) 百貨店と商業       |
| (5) 銀行           | (6) 税金           |
| (7) 住宅難と公害       | (8) 失業と境遇        |
| 3 課 生活と文化        |                  |
| (1) 文化と生活の関係     | (2) 出版報道物        |
| (3) 医療制度         | (4) 科学技術         |
| 4 課 生活と国際問題      |                  |
| (1) 自主の道に進む世界の人々 | (2) 食料危機とエネルギー危機 |
| (3) 高まる反核問題      | (4) 國際連合         |
| 5 課 オツカガ未来の主人公   |                  |

在日朝鮮人総聯合会中央常任委員会教科書編纂委員会作成

発行所 学友書房  
「社会」教科書より

もつて体験しています。ちょうど今から六年前、北区にあります紫明小学校との交流を行いました。そのときの交流をお話させていただきます。

最初は教師の交流から始まり、子どもたちの交流へと広まります。出発は文通から始まりました。二月の今頃でした、手紙でこんな挨拶がありました。「ニイハオ」（中国語の「こんにちは」）。この挨拶は朝鮮人か日本人か区別がつかないんですね。次の内容を申しますと、「何に乗って来たの？」ということです。「飛行機ですか？」という感じでした。三番目には、当時寒かったのです。すると「京都は底冷えするところだから風邪をひかないで下さい」とありました。それを読んだ私たちの子どもは、「先生、僕、ここで生まれてここで育ったのに、こんなことが書いてあるよ」というのです。こんな状態でした。それが年々交流が深まっていく中で、子どもたちの輪がだんだん広がっていき、今はお互いの名前を呼ぶときには、「チャンスちゃん」「リヤンミちゃん」「スヌム君」とか……このように交流が深まっています。その交流をビデオで一部分だけ見ていただきます。

朝鮮人学校にはプールがなく、給食もありません。そういうことで、よくプールで合同学習をしたり、共に給食会を持つたりいたしております。私たちの朝鮮人学校へ招待もいたしました。教室で日本学校の子どもたちと一緒に、リムジンガムの歌を朝鮮語でうたいます。これがその場面です。餅つきを一緒にしたりするんですね。紫明校生の感想文を「」で紹介させていただきます。

「今日はほんとに寒かった。そしたら、むこうの学校の人が洋服を貸してくれた。ありがとうと言つた。とても嬉しかった。自分の番が終わってご飯の前に、カムサハムニダ、ありがとうございますとお礼をした。ニコッと笑つて手を振つてくれた。朝鮮の人たちは、とっても、とってもいい人だ。トックウというお餅とよく似たものとキムチがとても辛くて、舌がヒリヒリした。お茶をもらつたらようやく舌のヒリヒ

りがおさまった。帰るとき私は、社会で習ったときみたいに、人権を大切にしなくてはいけないと思った。私たちと同じなのに差別をするなんて、と思っていた。校門までみんなが送つてくれた。バスの中で野村さんと小西さんとしゃべっていた。また朝鮮学校へ行きたいと思った」。このような感想文もあります。そして日本の学校の先生がまたこのようにおっしゃっています。

「一番感受性の強いこの時期に、人権を尊重することの大切さを学び、他人に対する思いやりの心を育てることが出来、とても有意義な一日でした」。私たちも日本学校の生徒さんたちも交流を通して、人権の、その本当に大事なことを学んでいます。「子は親の背中を見て育つ」と言います。子どもたちは教師の背中を見て育つと思います。私たちが「仲良くしなさい、仲良くしなさい」と言つてもできません。私たちが仲良くすればこそ、この子どもたちは仲良くなつていくと思います。二十一世紀はもう目の前にきております。この子どもたちが二十一世紀の主人公になつたときに、この幼かつた頃の友情が土台となり、朝鮮と日本は今までより一層、もっとと親善が深まつしていくと確信いたしております。ですから、このような交流はもつともっと、ずっとと続けていきたいと思います。今、土佐先生がいらっしゃる松尾小学校との交流も深まっています。私たちはこのような交流を通して、民族学校の現状を理解していただいています。日本の先生方にも「そうだ。朝鮮の学校の生徒たちと、もっとと交流を深めなければいけない」という意見がたくさんあります。

私たちの運動は日本学校の先生方をはじめ多くの日本の方々のご支援・ご協力によりまして、一九八五年の四月ですが、京都市が全国で初めて、中学体育連合会に、私たち朝鮮人学校の子どもたちの加盟を承認しました。そのとき私は銀閣寺にある中級部に在籍しておりました。あの時の子どもたちの喜びは今でも忘れられません。「やつたー！」。私たち教師も喜びました。また〇Ｂも喜びました。「俺たちが出来なかつたことを、お前たちがそれをやり通してくれ」激励の電話などもございました。ということ

は、今まで、私たちの中学校は京都市内には二校しかありません。だからいくら練習をいたしましても、試合数なんかは限られているんです。子どもたちが、日本学校のキヤプテン同士が試合日を決めて「やろう」と約束します。子どもは「先生、どうしても試合がしたい。ですから日本学校に電話してもいいですか」と。私たちは対外試合が禁止されてるのを知つておりますから、「ああ、してみなさい」と言います。数時間後に電話がかかってきます。顧問の先生が「対外試合は禁止されておるから、残念だけど出来ない」。生徒が、受話器を置いて職員室から出て行く時の悲しそうな姿を見て、私は教師として本当に胸が痛みました。それが全国で初めて京都市が加盟を承認したとき、どれほど私たちが喜んだか分かりません。また子どもたちもクラブ活動により一層励むようになりました。その結果今までサッカー部は京都大会で優勝しております。卓球部も優勝しております。柔道部は三位どまりです。バスケット、バレーボールなんかは一回戦で敗退しております。このように朝鮮人学校が認められていく中で、八八年度には、中学校総合文化祭の参加も認められ、私たちは、弁論大会で今まで三回も最優秀賞をいただきました。また京都府合唱コンクールでは今、第一・初・中級学校は去年と今年、一年連続で金賞をもらっております。今年は関西コンクールに参加しまして銀賞をもらっております。このように対外試合や発表会の場を通して、学力・体育・文化などへの関心が高まり、子どもたちの大きな励みになつております。子どもたちは今、やれば出来るんだ、と自信を持ち始めています。私がこのような交流を通して一番感じること、それは何かと申しますと「知る」ということの大切さです。それも、「正しく知る」ということ。それによつてお互いの違い、存在を認め合う。その中で理解をしていくということ。これが交流の第一歩ではないでしょうか。これが国際化の第一歩になるのではないでしょうか。ですから最近、子ども同士の喧嘩ということは余り聞きません。学校間の喧嘩なども余り聞きません。このように親善が深まっています。それと同時に、やはり人間というのは自分自身をしつかり知り、親を敬い、

自分の民族に誇りを持つときには、親を尊敬し、他の民族を尊重していくのではないでしようか。自分に誇りを持てない人が、どうして他人を認めることが出来るでしょう。そのように見ていきますと、民族教育は今私たちにおきまして、とても大事な授業なのです。今、子どもたちに民族意識を与えるられるのはもう学校しかないと思います。家庭でも出来ません。親がよく知りません。学校でも十二分には達成できないと思いますが、最後の砦だと私は思つております。私たち在日朝鮮人運動の生命の泉であり、あらゆる活動の出発点となるこの民族教育の現場での困難も少なくありません。二、三お話しして終わらせていただきます。

日本政府は今のところ、私たちの民族教育を学校教育法第一条に規定された学校として認めておりません。各種学校としてしか認定しておりません。私たちの民族学校を一條校に準じた学校として認めていません。一番困ったことは財政問題なんですね。今、日本の公立学校の場合は、国から高校生一人当たりの助成金が年間二十六万六千二百五十八円出ます。私たち朝鮮人学校には一切出ません。京都市と京都府からわずかに一人当たり一万四千六百二十五円の助成金が支給されております。これは必要経費の十分の一ですね。あと負担は親がしなければなりません。（資料4参考）大変です。私たちは他の外国人の人とは本質的に違います。私たちの親は強制連行で連れてこられた人たちです。その子どもや孫が私たちです。今日本にいるビジネス、留学、観光にきている外国人とは本質的に私たちは違うんです。私たちの民族教育権利の保障は日本政府が負わなければならぬのではないかと思います。

今年の夏、こんなことがありました。病原性大腸菌O-157による集団食中毒が各地で起こりましたね。そのとき、私たちの学校にも京都府総務部文教課からそれに関する資料を送られてきました。また京都市教育委員会からの、学校ブール当面使用禁止、校内地下水検査など行政的な指導に私たちは従いました。当然のことではないでしょうか。しかし、夏休みが終わり、二学期になつて、ある小学校の校

◆各府県の学校への助成額を生徒一人当たりで比較すると(年間)◆

一般の市立学校生徒 (京都府、1991年度)	国庫補助金と 地方交付金による 補助単価	府の独自措置額	計
高校生	176,000円	36,000円	212,000円
小・中学生	158,400円		158,400円
幼稚園児	77,700円	13,000円	90,700円
朝鮮学校児童生徒（京都府） (幼～高の生徒数で均等に割ったもの/1991年度)		約14,700円	
滋賀県の朝鮮学校児童生徒 (専修学校等運営費補助金／1992年度)		45,000円	
神奈川県の朝鮮学校生徒 (私立専修学校・各種学校経常費補助金/1993年度)		64,700円	

京都朝鮮第二初中級学校資料提供

資料4

長先生とお話をするうちに何気なく自然におっしゃつたことですが、「今日、大型冷蔵庫が二台、京都市から入った」とおっしゃいました。「はあ、どうしてですか」と言いますと、「いや、食中毒から守るため」。啞然としました。私たちはそういう指導はあっても、なぜ、朝鮮人学校には、民族学校にはそういうことがないのか。やはりこれも一條校に準じた学校ではないからなのかと思いまし。とても悲しかつたです。ある北区の府会議員の方が、「朝鮮の子も日本の子も、みんな京都の子ではないのか。みんな大事だ」とおっしゃつたことをそのとき思いました。また民族学校の卒業生は国立大学の受験の資格を認められておりません。これで子どもたちは本当に苦しい思いをしております。私たちのこのような要求と正当な運動は必ず実現すると私は確信しております。資料5にも出て

◆JRの定期券差額（高校生1992年）◆

区間		1カ月	3カ月
京都駅 ～ 草津駅	朝鮮学校	¥ 7,710	¥21,990
	日本学校	¥ 6,930	¥19,790
	差 額	¥ 780	¥ 2,200
京都駅 ～ 大津駅	朝鮮学校	¥ 4,530	¥12,920
	日本学校	¥ 4,070	¥11,620
	差 額	¥ 460	¥ 1,300

村岡運輸大臣（当時）は一昨年（1991年）5月16日、交渉団との会見の席上、「民鉄は（割引が）一律なのにJRに格差があるというのには差別だと思う」と「次の運賃改正時には差別をなくす」と明言しました。

その後も、是正に乗り出さないJRを相手に在日朝鮮人と理解ある日本人のた

び重なる要請が続きました。そして今年の2月、JRグループはついに差別是正を盛り込んだ通学定期制度の見直しの検討にはいりました。しかしあくまで「検討」段階であり、「実施時期も未定」としていることからも予断は許されないと見えるでしょう。

京都朝鮮第二初中級学校資料提供

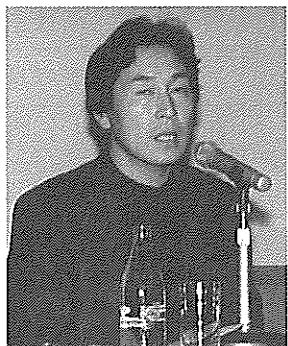
資料5

おりますが、JRの定期券、京都から大津までの学生の定期券でも差額があります。これも私たちの運動、そして多くの日本の方々のご支援・ご協力によりまして、同じ金額になりました。こういうのを見てみると、国立の受験、助成金、この民族教育に対する権利も、私たちの力や多くの日本の皆さん方のご協力・ご支援があれば、必ず実現するということを確信しております。私たちは今、子どもたちに夢と希望を与え、未来に向けての民族教育を行つていております。

「百聞は一見にしかず」という諺があります。一度私たちの民族学校に来ていただければ、もっと民族学校について、よくわかつていただけると思います。いつも私たちは門を開けております。コマスムニダ（ありがとうございました）。

仲尾 ありがとうございました。続き

まして土佐雅一さん、お願いします。



土佐雅一氏

土佐

西京区の方で小学校の教師をしております土佐と申します。

もう教師をしまして二十二年目です。吳先生は三十一年目で大先輩なんですけれども。今日は二十二年前の自分の教育実践の話、あるいはそこで出会った子どもの話、その頃の京都市の、僕らはよく外国人教育というんですけれども、在日韓国・朝鮮人児童を中心対象とした教育の状況、それから、今、それがどういうふうに変わってきていたのかというような話をごく簡単にしたいと思います。

二十一年前と言いますと、もちろんその頃の子どもたちはもう成人してるんですけども、私も新採用で、何もわからなかつたというのが実態でした。特にこの外国人教育、在日韓国・朝鮮人児童のことについては全然わからない。非常にお恥ずかしい話なんですが、本当にごく一般、と言えば語弊がありますけれども、日本人と全く同じレベル、つまり在日の子どもがなぜ京都の公立学校にいるのか、あるいはその保護者がどんなことを思っているのか、もつと言えば、在日韓国・朝鮮人がなぜこんなにたくさん日本の社会の中に存在するのか、ということすら明確にはわからなかつた、というふうに思います。朝鮮人ということを聞けば、やはり、非常に差別的な意味での意識しか持ち得なかつたんですね。それにそういう者が、情けない話ですけど、教師をしてたわけです。そんな中で、在日韓国・朝鮮人児童をきちんと、外国人として受けとめることは出来なかつたです。クラスに二人いたんですけど、全然出来ませんでした。日本人児童と全く同じように扱うこと、つまり同質、同様に扱つてあげることが、それが教育的な配慮なんだというように感じておりました。つまり、区別しないことが差別しないこと

だというような意識ですね。それは残念ながら今も、京都市の公立の小学校だけではなく中学校にもあるんではないかというふうな感じがします。多くの在日の子どもたちは、八割強が日本の公立学校に来てるんですけども、多くの子どもたちは通名で今来ております。もう九〇%以上です。本名を使っている児童はほとんどありません。そのように通名で日本の学校に来ていれば、あるいは他の日本人児童と楽しく生活していれば、その姿には何の疑問も我々は感じないわけなんですね。日常的に日本人の子どもと在日の子どもとが楽しく毎日過ごしていれば、もちろん通名ですよ、何も違和感を感じない。つまり通名に対して、何も我々は違和感を感じないわけです。在日韓国・朝鮮人、外国籍である子どもであるにもかかわらず、日本名で日本の学校に来ていても、何もそれはおかしいこととは思わない。それが当たり前なんだというふうに捉えてしまつていきました。逆に、敢えて民族のことを取り上げていくことの方が問題だと。つまり、例えばキム君という子がいて、金田君という通名で来ていたとしましょう。金田君に、「君は朝鮮人なんや」ということを語りかけることの方が問題なんだ。」「いらんことはするな」と。「そこからどんな問題が起こつてくるかわからへんぞ」というような無意識の共通理解的なものが、やはり学校現場の中にはあつたと思います。それが「あつた」という過去形ならいいんですけれども、残念ながら今も残っているんじゃないかと思います。それは学校だけではなくて、地域社会の中でも同じじやないかなというふうに思います。その通名というものが、子どもにとつての通名といふものが、いわゆる日本社会の、地域の差別から派生してきているものだというあたりが感じられないわけですね。それを感じ取ることが出来ない。そんな中で学校あるいは教師というのをやつてますと、日本人と在日韓国・朝鮮人の子どもとがきちんと出会うことが出来ないわけです。お互い日本人同士だという意識で出会います。だから何も問題のない友達同士のようなんですが、それはお互いが日本人として理解して、特に日本の子どもが金田君を「日本人や」と思つて理解している。そのように何も出会

いがなければ、日本人と外国人という意味での出会いがなければ、本当に一見平穏な日々がずっと続くわけです。それで日常は毎日楽しく続けられます。ところがその「楽しい」という意識は、よく考えてみれば、金田君を取り巻く日本の子どもにとつて「楽しい」のであって果たしてその金田君の意識はどうなのかな、ということになると思います。金田君がどういう思いで「金田」という名前を使い、ある時「キム」という本名に出会い、どういう生活をしているのか。学校から一步出て家に帰ったら、どういう生活をしているのかというあたりに思いが及びにくいのだろうと思います。私が出会った子どもにも、こんな子がいたんです。新任の一年目なんですけれども、はじめ五年生を持つて次に六年生に持ちあがつたんですが、六年生の春に一人の子が転校してきました。在日韓国人の子です。その子は通名で生活してたんですが、何もわかりませんでしたので、何の違和感も感じることなく、女の子だったので「金田さん」とかいうふうに呼んでいました。ところがある日、家庭訪問に行きました、そこのお母さんと話をしたんです。そうするとお母さんがこんな話をされたんです。「私は韓国人です。一世なんですが、先生、漢字が読めません。平仮名もあんまり読めません。学校から配つてもうプリントは（もちろんルビを打つてないので）娘に読んでもらつてます。でも最近、娘も大きくなつてなかなかプリントを読むことを嫌がつて困りますねん」とおっしゃつたんです。私はその話を聞きまして愕然としたんですね。自分が育つてきた環境の中で、日本語が読めない、それも日本人のようであるにもかかわらず日本語が読めない、そういう人がいるということに本当に愕然としました。自分は一体何を見てたのかなあ、と。そこから先は電話でプリントの内容をお話したりはしてたんですけども、そういうことがありました。その子もあるとき作文の中で、お兄ちゃんが大工さんをしてたので、建築技師になりたい、ということを言つてたんです。そのときは「ああ、そうやね、頑張って」っていうようなことを言つてたんですけども、よく考えてみれば、国籍条項がある。それは頑張つてなれるという話ではなかつたんですね。

でも、何も知らない「うう」とは、平氣でそういうことを言つてしまふんですね。教師という立場であろうが何であろうが、「うん、頑張りや。頑張つたらなれるで」みたいな話を子どもに言つてしまふんですね。これは嘘ですね。こう「うう」ともありました。あるいは私のクラスではなかつたんですが、中学生ぐらいだつたときもいました。あるとき卒業生があるときやつて来まして、「先生、僕、小学校卒業して、中学行つて、あるときテレビ見てたら、テレビで朝鮮人が悪いことをしたのが出た。本名で出て、それ見てやつぱり朝鮮人は悪いなあつていうふうに思つたんや。で、ふつと思つてみたら、先生、僕、朝鮮人やつた。なんで朝鮮人の僕が、やつぱり、と思わなあかんのや?」つていうことを話に来たんですね。僕はその子の担任ではなくて、サッカーの方で見てたんですけども、そのことを聞きまして、その子にまず謝つてしまつたんですね、「ごめんな」って。何もやはり彼には伝えてない。何のこと教えてない。もちろん民族教育なんておこがましいことは出来ませんけれども、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが、なぜ日本の学校にいるのか、なんで日本にいるのかつていうあたりの話も出来ていませんでしたし、朝鮮の文化の素晴らしさ、民族の素晴らしさについても語つてしません。そんな中でその田中君なら田中君がですね、自分の民族を否定する、「朝鮮人はあかんのや」つていう日本人の発想そのもので育つてしまつたわけです。誰からも民族の素晴らしさ、同胞がたくさんいる、そんなことを教えられることもななく、さつきの吳先生の話ではないですが、何もそういう教育を受けることもなく、そのまま中学校に行つてしまつた。残念ながら、そのころは特にですけども、日本の公立の小学校の中では、日本というより京都ですね、そういう外国人教育、在日韓国・朝鮮人児童を対象とした教育などと、いうものは全く無かつたです。そんな中で子どもたちは悶々として大きくなつていったんだろうというふうに思います。ある時、それも六年生なんすけども、六年生になりますと基本の個人権を社会の中で勉強するわけですが、その勉強をしていた時に、こんなことを言つた在日の子どもがいました。作文を残してありました

ので読んでみたいと思います。

「僕は在日韓国人です。今は朝鮮人とかいっていじめられないけど、僕が小さかった時に、よく日本人にいじめられました。もう学校に行きたくないと思った時もあつたけど、学校に朝鮮人の友達がいたから、いじめられてもガマンして学校に行った。つらい時があった。僕は父さんに何度も『新日本人になろうよ』と言ったか?」。あとず一つあるんですけど、そんなことをわずか十二歳の子どもが書くんですね。新日本人というか、帰化ということを意味するんですけど、子どもをして帰化を考えさせる。それぐらいやつぱり在日の子どもたちにとつては、厳しい状況、厳しい地域社会というのがあるんだろうというふうに思います。小学生に、日本人になりたいと言わせしめるほどの厳しい差別というのが残存してるんじやないかというふうに感じます。わずか十二歳の子どもが、そこまで心を痛めなければいけないということは、やはり我々、もちろん公立学校もそうですけれども、地域社会も含めて日本社会の在り方みたいなところを、もう一度しつかり考え方直さなければいけないなというふうに感じております。さつきの田中君の話もそうですが、なかなか自分の民族のことを肯定的に受け止めることが出来ない。それはもう十七、八年前の話ですけれど、そういう子どもたちが多くいる。われわれ日本の公立学校の教師というのは九九%以上日本人なんですね、その立場でなかなか民族教育、あるいは民族の素晴らしさというのは、在日の子どもには伝えきれないんですね。最近、民族性の風化ということを嘆かれたりするんですけど、私たち日本人教師は、特に私なんかが教師として民族教育がどうとか、あるいは文化の素晴らしさがどうとか、なかなか伝えきれないのですが、民族性の否定というんですか、在日の子どもにとつて、さつきの田中君にとつて、自分が朝鮮人だということがそもそも悪いような意識を持つ、あるいは日本人よりも劣ってるような意識を自然と持ってしまう。そのような形での、同化につながるような、悪い意味での同化につながつてしまふ教育というのは、やはり考え方直さなければいけない。ご

く当たり前のこととして、子どもは自分の民族、お父ちゃん、お母ちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんのことを語るんですね、小学生は。僕のおじいちゃんはこうや、おばあちゃんはこうやと。在日の子どもはやっぱり、ハンメはこうや、となると思うんですね。その時に、言えない。隠さなければいけない。そのことを隠さなかんということを誰も言うわけじゃないんですけども、小学校六年生になるまでの間に身につけてしまう。そのような教育状況というのが公立の小学校の中にはあるんじやないか、というふうに感じております。就職もそうなんですね。これもある子が書いた作文なんんですけども、同じように六年生で基本的人権の勉強をしたときに、なかなか在日の人の基本的人権が守られてない、就職がしにくい、というのを勉強したんですけど、その時にこんな作文を書きました。

「日本人の馬鹿野郎。僕も一人の朝鮮人だが、その時のパクさんの気持ちがよくわかる（パクさんの就職がしにくいという勉強をしたんです）。今でも、いくら日本人が朝鮮人に對して差別をなくそう、なうそうと言つても、結局僕らはいいところに就職は無理だ。大きな工業関係のところへはいけない。日本人は口だけだ」というようなことを書いてました。何度も在日の子の五、六年生を担任したんですけど、やはり同じような意識を持つてます。実際、日本の社会というのはまだまだ私企業は門戸が閉ざされている状況だと思いますし、もちろん在日の子どもが本名で堂々と能力があつて就職できるという社会ではまだないと思います。まして、一番最初に言いましたけれども、国家試験を受ける、あるいは地方公務員試験を受けるときにもまだ国籍条項がある。それだけでもう門前払いをくつてしまう、という状況が続いてるわけですね。僕らは日本の子どもも在日の子どもも、ある意味では同じ、それは全く同様に見ていくということではなくて、努力すれば報われていく、頑張れば頑張った分が返ってくるんだよ、ということを子どもに伝えたいんです。ところが、やはり子どもが成長して出ていく社会は、まだまだ閉ざされたものがあると思います。京都市の職員の中でも、公務員の中でも、在日の方で韓国籍

を持つて我々と同じ仲間になつている方は、ほんとに数えるしかないぐらいだと思います。そういう状況というのは、子どもにとつて明るい展望では決してない。もちろん全国的に見れば、本名で大企業に就職されている方もありますし、本名でいろいろ頑張つておられる方もあります。そういう人たちも子どもの手本、あるいは見本となつて頑張つていただきたいと思いますし、また子どもの見本となると思うんです。けれどもそれは非常にまだ少ない状況じゃないかと。せっかく頑張つた子どもたちが、いつか挫折してしまつというような状況がまだあるかなと。私は小学校ですから、そういう場に直面することはないでけれども、大人になった卒業生などを見てますと、やはりそういう状況がまだまだ続いてます。大変残念なことだなと思いますが。まだまだやらなければいけない課題は多いかなというふうに感じております。

そんな中で京都市でも、では全く何もなかつたのかというと、そういうわけでもなくて、今から十四年ほど前だったと思いますけれども、京都市の公立の小・中学校を対象に外国人教育研究会というのができます。それは主として在日韓国・朝鮮人児童・生徒を対象として、その教育内容について考えよう、ということで設置されました。研究活動であるとか、資料の作成であるとか、あるいは講師を招聘いたしまして講演会を聞く、在日の方のお話を聞く。あるいはそこからあと各校に外国人教育の担当の者が設置される、というような状況も起つてきました。今ではほとんど小学校は一〇〇%設置されていると思います。あるいは最近では、子ども国際クラブといって、在日の外国人の方に学校に週一回来ていただいて、クラブの時間ということでお話していただいたり、その国の文化について勉強したりということをやつております。そんな中に韓国・朝鮮の文化の勉強もあります。あるいは僕も小学校の外国人教育研究会にはじめから入つてゐんですけども、それと市教委と中学校の外国人教育研究会、その三者で「民族の文化にふれる集い」ということで、朝鮮文化をみんなで楽しもう、ということで毎年二学期

の十一月前後ぐらいに民族の踊り、歌、あるいは日本の子どもが朝鮮の歌や劇なんかを交流するという場を設けてもう六年目になります。それからこれは夏休みなんですか「ノリマダン」と言いまして、遊びの広場ですね、韓国・朝鮮の昔の遊びなどでいろいろ一緒に遊んだり、それこそハングルの勉強をしたり……。子どもや大人たちが、そうですね三百人前後ぐらい来ます。さつきの民族の文化にふれる集いも五、六百人は必ず保護者の方ともども来ていただいております。それから市教委の主催なんですけれども、ハングル講座といって、これは教職員を対象にハングルの勉強なんかもやり始めています。そういうことを踏まえる中で、小学校ですけれども、各校での実践というんですか、独自に在日韓国・朝鮮人を対象とした取り組みも増えてきました。例えば、民族衣装のチヨゴリを学校へ持ってきて描いたり、また三年生の国語の勉強で『三年峠』というお話を載ってるんですが、これが四年程前から載りだしました。韓国や朝鮮のお話が国語の教科書に載つたというのは初めてです。本当に不思議なことなんんですけどね、すぐお隣の国で長い交流がありながら、全く初めてですね。それから学芸会でそんな『三年峠』をしたり、あるいは他の朝鮮の歌をみんなで歌つたり、あるいは朝鮮の民話の劇をしたり……ということもやれるようになりました。十年ぐらい前でしたか、僕が初めてやつたんですけども、その時がたぶん初めてじゃないかと思います。全然それまでは、ヨーロッパやアメリカの劇はよくするんですが、アジアの、しかもお隣の朝鮮の民話を劇にしたことが無いというような状況で、それはやはり日本の学校でやれば、日本の保護者からひょっとしたら「何で朝鮮の劇をするのや」というようなクレーム、苦情が来るかも知れない、ということですね。非常にそういうつまらない危惧が先立つてたんじゃないかというふうに思います。あるいは先ほど言いました歌を歌うとか、そういう取り組みを各校でやるようになりました。中学校でも、今、呉先生がおっしゃったように民族学校と交流したり、私のところも呉先生のところとは六、七年前から交流させていただいてるんですけども、そういうこともや

られるようになつてきました。そういう形での実践というのは、だんだんと増えてきたんです。それはある意味では国際理解というんですか、朝鮮の文化・芸術、そういうものを理解していく。子どもたちにとつてですね、そういうものをきちんと理解させる。日本の人子どもに理解させる、ということが主たる狙いだらうと思うんです。それがやつと広まつてきたとは思うんですが、一方、残念ながらそれぞれの学校にいる在日の子どもが、なぜ、在日しているのか、あるいはその子の思い……例えば、朝鮮の歌を学校のクラスで歌つた。その時に、朝鮮人の子どもがその歌をどういう気持ちで歌つているか。その歌を歌つたあと、どう思つたのか。家に帰つてオモニやアボジにどんなことを言つたのか。そのあたりへの掘り下げといふんですか、そんな子どもの思いの変遷に、なかなか教育の視点が当たらない。まあ歌を歌つておこう、まあ劇をしておこう、まあ民話の読み聞かせをしよう、そして「しました」「やりました」というところで終わつてしまふ。いや、実はそれが出発点なんだと。この教育の出発点。そこから、日本人の子どもはどういうふうに感じて、在日の子どもはそれを歌つた後、どういうふうに変わつていくのか、と。日本人の子どもは在日の子どもの「つぶやき」というものを聞くのか。聞いたあとどう変わっていくのか。関係性はどうなつていくのか……というあたりを教育の価値として、踏まえて取り組んでいかなければいけないと思うんですが、残念ながら今のところそういう人間としての関わり、いわば人権教育ですね、その部分にまで掘り下げた実践というのが、無いとは言いませんけれども、まだまだ少ないので実態だらうと思います。なかなか出来にくいことです。子どもの内面というのは、草花のように肥料をやつたからパツと伸びるわけにいかないんですね。歌を歌つても、ほんとに元気に歌う在日の子もいれば、こそつと歌う子もいるし、下を向いてしまう子もいるわけです。その違ひを考える。そして出来るだけみんなが前を向いて、ハングルで大きな声で自分の国の歌、朝鮮の歌を歌えるような場になつていかないといけないのでですが、なかなかそれが見えてこない、というのが今の

京都の教育状況かな、と。それが教育の価値として認められていくような、なかなか言葉にはしにくいし、目には見えにくいものだと思うんですが、でもやっぱりそれを価値として我々が取り組んでいいかなといけないだろうと思います。うちの学校でも学期に一回ですが、そういう読み聞かせをしたり、ハングルの勉強をしたりするんですけども、日本人の子どもはきちんとそれを受け止めてくれるんです。決して曲がった受け止め方はしません。チョゴリを見たら「きれいなあ」と思うし、朝鮮の歌を歌つたら「楽しいなあ」と感じるわけです。これはその勉強をしたときに、一年生の子が書いた作文なんですが、ちょっとと読んでみます。(全校一斉に「サラムタイム」という時間の名前にして勉強している)

「ぼくはサラムタイムをみて、朝鮮や韓国の人はぼくらにいろんなことを教えてくれた。ぼくは朝鮮や韓国の人にもやさしくしてあげたり、助けあつたりして、仲よくして楽しくしたいな、とサラムタイムをみて思った」というようなことを書いています。あるいは四年生の子どもは、

「私は朝鮮の人の踊りを見て、よく覚えられるなあとと思いました。細かい踊りなのに、みんなそろつているなあとと思いました。すごいです。私だったら覚えられないなあと思った。それと、とてもきれいな服だけど、いつもはあんな服を着てないんだなあと思った。踊りがうまいなあと思った」。そして六年生の子どもは、

「今日、サラムタイムで朝鮮第一初・中学校の人のビデオを見て、朝鮮の人は国の文化を大切にしているんだなあとと思いました。私たちは夏のプール学習のとき、朝鮮の人々と交流していろいろ話を聞いたけど、生活のよさは私たちと一緒に、やっぱり肌の色とか目や髪の色が私たちと違つても、他の国の人でも、何も差別する必要はないんだな、と改めて思いました。それなのに、なぜ、差別するのかわからませんでした」。日本の子どもを、僕はある意味ではきつと信頼しないといけないと思うんですね。事実、まあ史実、歴史的なことも、あるいは朝鮮の文化・民族的なことも、日本の子どもにきつと伝

えてやれば、それは日本の子どもに真っすぐ入つていくと思います。もしも曲がるとすれば、それは日本社会の中で曲げられてしまう。学校ではきちっと事実は事実として、史実は史実として、あるいは文化は文化として、素晴らしいものは素晴らしいものとして伝えてやりたい。それは日本の子どももきちんと受け止める。そういう能力は充分にあります。在日の子どもにとつても、それは大切なことだらうと思うんです。民族教育という、そんなおこがましいことは出来ませんけれども、その基礎となるような、自らで自らを否定しないようなそういうたものは、少しぐらいは培えるんじやないかというふうに考えます。

僕は今、三年生を担任してるんですけども、そこにも在日の子が一人いるんです。ある一人の方は、まだその三年生の子どもに何も伝えてられません。自分が在日韓国人であるということを、子どもに言つてないとおっしゃるんですね。お母さんとは何回か話して、「なんでお母さん、それを言わへんねん」と言つてないと言つてないですよ。お父さんは社会的にも安定した生活されてるんですけど、「言えへん」って言つて「なんでお母さん、それを言わへんねん」と言つてないんですよ。お母さん自身が三世ですけども、「言えへん」って言つてます。ついこの間もしやべったんですけど「なんで言えへんねや」って。生意気な言い方みたいんですけど、僕は事実は絶対子どもに伝えてやらなかん、最低自分のおじいちゃん、おばあちゃんにつながるような、ルーツつていうんですか、それをきちんと、事実は事実ですから、それだけは伝えてやらなあかん。まあ帰化を考えるとおっしゃつたんですけど、そんなん、構わないです。僕らの感知するところじゃないですし、それぞれの家庭の考え方や生き方がありますから、それについては一切口は挟みません。ただ、子どもをお預かりしていて、子どもが自分の本当のアイデンティティといふんですか、主体の認識が出来ない。そのまま大きくなつて、絶対気づきますよね、結婚、就職、あらゆる時に気づきます。その時に、どういう受け止めをするのか。親の責任つてどこにあるのか。私も情けない親なんですけど、やっぱり最低限それだけは早い時期に、

特に正義感の強い子ですから、早い時期に言つてやらないといけない。「お母さんとお父さんが言わへんなら、僕が言うで」って言つてたんですけど。そういう形での、二十何年前に出会つたたくさんの在日の子どもたちと、今、二十年経つて出会う子どもたち、それを取り巻く環境というのは、若干の変化はあります。大きくは変わつてない。非常に暗い展望みたいで申し訳ないんですが、日本の社会の閉ざし方のひどさというんですか、なかなか進まないんですね。二十年、ある意味では僕は二十年これに関わりをもつてやってきてるんです。ものすごく進んでる国際理解的なこともあります。当たり前だと思うんです、子どもが自分の名前を本名で言つるのは。キム君はキム君で当たり前。名前が二つあるこの方が絶対おかしいですよ。それは僕らにしても名前が一つというのは自然なことですよね。百歩譲つても、通名ひとつにしても、それを肯定しても自分の出自というんですか、民族性、それについては肯定的に受け止めなければ大変なことになつていくと思うんです。それは僕らが最低限しなければいけない、在日の子どもに伝えなければいけないことだらうというふうに思います。国際化っていうようなことが叫ばれるんですけども、我々の学校の中での国際化っていうのは、このことじやないかと。二十年間なかなか進まない、遅々として進まないそういうこと、それをこれからやつていて、在日の子どもが平気で、日本籍であろうが、韓国籍であろうが、朝鮮籍であろうが、「僕のおじいちゃん、おばあちゃんは朝鮮半島からやつて來たんや。家ではハラボジ、ハルモニと呼んでるんや」というようなことが平気で友達に言える。日本人の友達も、金田君として理解するんじゃなくて、キム君として理解する。その関係の中で、本当の友情、本当の仲良しさになつていけるんじやないか。何も知らない中で仲良くなつても、いつか裏切るということがあります。無意識に日本人の子どもが在日の子どもを差別してしまう、ということに陥つてくる。やはり在日の子どもが就職で悩んだとき、あるいは結婚で悩んだときに、本当にその立場を理解しながら友情を育めるのか、というあたりが大事なことだと思つております。決し

て私は悲観的には思つておりません。国際理解的な取り組みはこれからも絶対続けていかなければいけないし、いくら遅々としていても、やり続けなければいけないことだと思います。そんな中で本当にびっくりするような素晴らしい質を持つた実践というのも行われております。その、点である部分を、これから線にして、面にして、広げていけたらと思つております。非常にまとまらない話で、あつちこつちしたんですけれども、そんなことを思いながら学級担任をしているような今日この頃です。

**仲尾** どうもありがとうございました。お二人からはそれぞれの現場の実践に基づいた、非常に生々しいお話を聞かせていただきました。それではこれから休憩に入りますので、あとアンケートのまとめ方等についてお願ひします。

**司会** ありがとうございました。私自身も大変いい勉強になりました。ありがとうございます。それは只今より休憩に入れます。休憩の間に、今お手元にあるご意見とご質問用紙に、ご意見とかご質問がございましたらお書きになつて下さい。それを二十五分に締め切らせていただきます。それで三十分ぐらいから、それを元にしましてご質問にお答えするという形でいきたいと思います。それでは只今より休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

## 第一部

### 質疑応答

**仲尾** 長らくお待たせいたしました。たくさんのご質問、ご意見がありまして、少し整理に手間取つ

ておりました。今回、全部で十一人の方々からのご質問ならびにご意見がありました。今回は特に感想、ご意見をお寄せいただいた方が多かつたようです。これはもう皆さんのがた相互で、ああ、こういう感想を持つてらっしゃる方もいらっしゃるんだなあ、こんな意見の方もあるんだなあということをお互いに知つていただくために、いつも通り全部読ませていただきます。質問、あるいは感想についてはお二人の方々からコメントがあればいだくと、こういう形で進めさせていただきます。もし特にコメントがなければ次へ進むという形でご紹介だけにとどめたいと思います。それではお二人、よろしくお願ひします。まず一番、これはご感想です。

一、「税金を払つてゐるけど、選挙権はない。自分たちの権利が守られてないですね。他の国では、こんなに長年同じところに住んでいるのに権利がないことばかりなんでしょうか。仕事の上で、外国人登録で氏名、それから通名というものがあり、今まで思つていたよりずいぶん多くの在日韓国・朝鮮人の方がおられることを実感しています。」

こういうご感想です。他の国のことにつきましては、それぞれ外国人政策というのは異なつておりますして、一概に今日こうだということは申し上げられませんけれども、特に日本の場合は、旧植民地つまり朝鮮半島、台湾出身の方の待遇をめぐつて、戦後の日本の政府の政策がやはり非常に大きく立ち遅れていた。特に人権の配慮というものがほとんどなかつた。そして国籍を一方的に奪つた。つまりそれまでは日本国籍だったのに、サンフランシスコ条約発効のときに一斉に日本国籍がないということになつた。そういうことから全ての問題が生じている、と言つても言い過ぎではないと思うので、そのことだけ少しコメントを申し上げておきます。それから一番目の方。これはお二人に少しだけ答えていただこうと思うのですが。

二、「朝鮮人学校と韓国人学校の間で交流はあるのでしょうか。韓国人学校は京都で一校に比べて朝鮮人学校の方が多いのはなぜでしょうか。また朝鮮人学校と韓国人学校の間で交流がないのならば、なぜか教えていただきたい。」

というものが第一の質問です。これは吳先生にお願いします。

吳 先ほども話の中で、また仲尾先生のお話にもございましたが、私たち朝鮮は一つです。同じ民族です。これが基本です。そして家庭内でも、兄弟の中でも、朝鮮藉、韓国藉と国籍が違う人もいます。しかし兄弟は同じ家族です。みんな仲良くしております。これは私たちの願いでございます。だからそういう原点に立ちまして、京都に住む、国籍は違うんですが、同じ私たちのはらからです。同胞です。そういう観点に立ちまして、韓国人学校にも同じ仲間だから交流を深めて手を取り合って、二十一世紀にはこの子どもたちに統一した祖国をと願い、交流を深めたいと提起しています。しかし、断られたりしてまだ実現しておりません。しかしこれはまた続けて仲良くしていくかなければいけないと思つております。出来ると思います。特に京都祭では「ワン・コーリア」とありますからね。私たちは仲間で、兄弟ですから。

「韓国学校は京都で一校で、それに比べて朝鮮人学校の方が多いのはなぜでしょうか」というご質問ですが、これを完璧に答えることはちょっと難しいのですが、韓国学校も同じ民族学校です。今、現状では韓國中・高等学校になつてます。ですから中学校から始まります。そして時間表なんかを見てみますと、朝鮮語の時間が週に二時間ほどのようです。他の科目は日本語で行われてるんじゃないかと思います。先ほど申しましたが、私たちは登校から下校まで、みんな朝鮮語です。日本語と英語以外は母国語です。親はやっぱり民族教育を受けさせるためには、幼稚園から小学校もあって中学校も高校もあり

大学もある朝鮮人学校に行かせたいと考えているからではないでしょうか。民族意識を高めるためにさせたい気持からだと思います。

仲尾 今おっしゃったようなことですが、いろいろ歴史的な背景もありまして、朝鮮学校が戦後、民族学校としてずっと並々ならぬ努力を続けて来られたということ。それから韓国学校もそれなりに努力して続けて来られたわけですが、そういう歴史的な経過の中で、たまたま京都の場合そういうことになつてゐる、ということだと私も理解しております。それからこの方、後半にこういうことを言つております。

「親が子どもに在日コリアンであることを打ち明けられるのは、日本人、日本文化の責任です。伝えられない環境を作っているのは日本ではないでしょうか」。これは先ほど土佐さんが少しおっしゃつていただきましたけど、また少しコメントがありましたらお願ひします。

土佐 私の先ほど申しました保護者の方は、子どもに伝えられないと言われた時に何を言われたかといふと、やっぱり自分が、まだ若いんですけどね三十過ぎで、お父さん、アボジの方が四十ぐらいで、オモニの方がまだ三十三過ぎなんですね。その方が大阪から京都の方に越して来られた時に、住居差別を受けるわけですね。マンションに入れないと。また自分も小さい時に被差別体験があると。そういうハンディを教えて子どもには背負わせたくない、ということをおっしゃつてます。おっしゃる通りで、そのハンディを背負わせてるのは、やはり我々日本人かなというふうに思ひます。今でも子どもはあんまり語らないんですけども、やっぱり在日の子どもは学校で、あるとき喧嘩したら「朝鮮、帰れ」ということを言われるし、「韓国、帰れ」ということも言われるんですね。あるいは

「これも」「最近の話ですけども、二年生の子どもがお誕生会に行つたら、その日本人のお母さんから「あんたは帰り」って言われるんですね。なんかわからんと泣いて帰る。やっぱりそういう経験を経た者は、なかなか素直に自分の子どもにそのことを伝えにくいという状況はあると思います。子どもたち、あるいは在日の人々を取り巻く日本の地域社会というんですか、それの在り方が大きいかなっていうふうに思います。で、日本文化って書いていただいてるんですけども、僕はこの間、シン・ギスス先生の話を聞きまして、その中でビデオの資料ですごくいい資料があつたんです。京都の、日本の敗戦の日ですね、解放の日に、ちょうど八坂の石段下からずーっと四条通りを西に向かって在日、その頃は在日といふんですかね、朝鮮人が「解放万歳！」を叫んでガーッと一万人を超える規模でデモというか行進してるんですね。あの四条通りを。そのビデオを見てびっくりしたんですよ。四十何年前ですか、そういうことがあって、その姿が今、ほんとに日本の学校から消えてしまつてるんですね。朝鮮民族を誇れるような。それを消していくたのは誰の責任かなつて、その時も痛烈に思つたんですけども、見えないんですね。日本の学校の中でも非常に見えにくくなつてる。見えにくくしてるのは、やっぱり書いていただいてる通りだと思いますね。そういう環境を作つてゐるわれわれの社会、なかなか国際化しそうでしない社会、というのに確かに原因はあるような気はします。

仲尾　　はい。ありがと「ございました」。それではその次。三番目の方。詳しく書いていただいておりますが、これはご感想・ご意見なので、ご紹介させていただきます。

三、「私は現在四十八歳。京都市の職員です。三十五歳になるかならないかの時に、妻の母である在日本韓国人の紹介で清掃職員として就職することが出来たのです。三十三歳の時に、前の妻と子どもたち

と離婚。荒れ狂った私の人生をもう一度立て直そと協力してくれた妻とその母（在日韓国人の方ですね）には未だかつて足を向けて寝ることなど出来ないのでした。その家族、兄の子どもが今度就職にあります。私のところにやつて来て、「韓国人だと京都市も受け入れてくれないのでしょうか』などと質問していきます。この十二月、人権月間として人権研修にも幾度か参加し、同和地区における結婚差別についてなど、さまざまな差別についても勉強してきたつもりです。でも同和地区における差別に対するよりも、私の直面するこの在日韓国人に対する差別というか偏見については、努力してもどうしようもないような日本の國の人々の考え方、世間に存在する大きなバケモノのような気がして仕方ないのです。私もいま勤務する都市建設局の中にも、日本人と結婚した人や帰化をした人など、たくさんの人たちがいます。でもそれがハッピーエンドでなくて、同じ日本に住む、同じ日本人として、同じ人間として、なぜ対等にしてもらえないのでしょうか、という疑問ばかり続いて出てきます。私の家族はもちろん日本の学校に通っていますが、朝鮮学校は専門学校と同じように扱われる事と聞きます（これは正確には各種学校です）。大学を受けるのだけ、大験に合格してからしか大学を受ける権利が得られないと聞きます（これは先ほども言いましたように、朝鮮学校を各種学校として認可して一条校のみに扱わないといふ、そういう文部省の見解でこのようになつてゐるわけです）。なぜなんでしょうか。なぜそんな偏見がまかり通るのでしようか（だからこれは偏見というよりも、そういう文部行政の在り方なんですね）。私の妻と母は私に対し「区別はしていなくて、区別するどころか率直に温かく手を差し伸べてくれました。神様のように思えます。日本人よりも日本人らしく一所懸命いまだかつて働いています。私は訴えたいです。京都市だけでなく日本の都市、すべての地方自治体が、地方から民族や国を超えた規則作りをすべきだと思います。またこれからもこのようなフォーラムや研修に参加し、勉強して少ないかも知れませんが協力をしたいと思います。」

こういうコメントをいただいております。で四番目の方はお一人への質問がありますので、またお二人に一言ずつお答えいただきます。

四、「まず吳先生へ。民族意識を身につけるということは、一定の<sup>政治性</sup>や歴史認識を伴つた実践となる。教科書の目次等も資料として見せていただいたが、目次が類似しているからというだけで同様な教育がなされているとは私には思えない。一條校としての扱いを受けるためには文部省検定教科書の学習指導要領をこなす授業が法理上、必要なのではないでしょうか。金はもらいたいが内容には踏み込んでほしくないという、教育の自立性の主張は大いに分かるが、一條校としての同質性のある教育の制約を伴うはある意味では当然ではないでしょうか。」

〔こうじょう〕質問です。

吳 お答えします。先ほどもお話しました、私たち民族教育の原点ですね。私たちの民族教育の原点は、朝鮮の言葉で教育をするということです。次に、朝鮮人教師で教育をするということです。三番目は朝鮮の教科書ですることです。これは基本的なことで、朝鮮人としての自覚と誇りを培わせていくということです。しかし、今おっしゃったような教科書の検定とか、文部省検定教科書の指導要領ですと、朝鮮の言葉ではできませんね。また日本の先生が、朝鮮の子どもを朝鮮人として教えることは困難じゃないでしょか。もしそれを受け入れるとすれば、同化教育になります。ここが大きなポイントではないかと思うんです。ですから私たち一條校に準じた学校として認めて下さい、ということです。私たちは共に手を取り合って、仲良く暮らせる平等な社会を築いていくための子どもたちを育てております。これが一番大事なことではないかと思います。私たちは納税をしております、皆様方と同じ

ようにしております。今、日本の学校に通つてゐる朝鮮の子どもたちは先ほど申しました通り、日本の国からの助成があるんです。なぜ朝鮮人学校はないか、ということです。どのような「実であれ同化教育の方に進められては困る」ということで、私たちは民族教育の原点からお話をさせていただいております。そして「そんな教育がなされていふとは私には思えない」とおっしゃる方々には私たちの学校に一度来ていただいて、子どもたちの生活を見ていただければ、また今お考えになつておられることよりも新しいことが発見できるのではないかと思います。

仲尾 ありがとございました。一言付け加えさせていただきますと、こういう例もあるんですね。例えば、海外に日本人学校があります。特に日本人の多いアメリカやヨーロッパにたくさんあります。それらの日本学校は、日本人の子どもが将来日本に帰つてきたり、ということで文部省も援助して（お金が）出てるんですけども、日本にいるのと同じカリキュラムでやつておられるところが多いです。そういうところについて、現地のアメリカやヨーロッパの政府が援助をしている、という例もございます。ですからこれは日本の、日本人のための民族学校と考えていいですね。そういうことで、今の日本の社会における朝鮮学校のおかれたところとどこが違うか、ということも少し参考にお考えいただければいいのじやないかと思います。それでこの方はもう一つは土佐さんです。

五、「ある在日朝鮮人である方から、『朝鮮へ行けば君たちは朝鮮人じやないと言われ、日本にいると日本人ではないと、両方から民族性を否定されることがある』と聞かされました。日本社会の中で、朝鮮民族の民族性を肯定できない」というご指摘はよく分かりました。ただ現在の朝鮮情勢の不明確さ、よく分からぬ部分、特に北朝鮮の態度が日本人の多くの人にすんと分かり合えない警戒心を与えると

「面はないでしようか。」

「これは少し政治の問題に関わっておりますが、土佐さんなりのコメントをお願いします。

土佐 政治的なことは私はよく分かりませんので、子どもを通しての話をしたいと思うんですけども、子どもにとつて国籍イコール民族ではないんですね。特に小学校の子どもにとつて国籍は民族を代表しません。言われる時は、小学校三年、四年の子どもが、あるいは五年でもそうですが、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国、この二つがあつて、それぞれ全然違う政治的位置にあるというような理解は出来ません。だから差別をさる時、受ける時、理解が十分に及ばない時というのは、そういう部分は全く関係なく、ほんとに偏見です。たぶん地域の大人から受ける偏見、大人の方も、いま派生したこと、つまり朝鮮半島が二つに分断されてから在日の方々に対する差別が出てきたのではないと思うんですね。もつと古い、明治の頃からの意識というのが連綿と引き継がれてると。それ以前は、仲尾先生なんかご専門なんですが、朝鮮通信使があつたり、渡来人の活躍があつたり、ということで朝鮮とは非常に友好関係を、善隣友好関係を結んできた歴史があつて、明治以降にやはりそいつた考え方方が出てきて、それが今まで連綿と続いていると。今の国は分断の姿が、今の在日の差別を生み出しているとは何となく言い切れないし、少なくとも子どもはそれではない。子どもが差別を受けるのはそういう政治的なものを背景には受けておりません。ただ大きなそういう差別の意識に乗つかって、チヨゴリが切れたりすることが京都でもあつたんですね。第二初中級の子どもに「朝鮮、帰れ」というようなことをバスで言つたということがありました。ちょうどチヨゴリが切られるということが全国各地で起つたときに、やっぱり京都でもあつたんですよ。そんな情報ってなかなか流れないですけども、やっぱりありました。答えにならないと思いますが、そういうことです。

仲尾 ありがとうございました。その次へ進みます。次もご意見です。

六、「朝鮮学校にプールや給食がないのはおかしいことであり、許されないことである。そこで元気には頑張っている子どもたちは、朝鮮人であつても日本に在住しているのだから、平等に日本人と同じ待遇を受けるべきである。国はもつと朝鮮人学校に財政援助を施すべきであり、プールを取り付けて、給食も支給しなければならない。国がそれを拒むのであれば、それは法律を巧みに悪用した犯罪であり、日本の学校を含めた地域社会が、その行為を無視せず告発すべきである。私は国が朝鮮人学校を正規の学校と認め、一日でも早く日本の学校と同じようにプールがあり、給食を支給されるようになることを心から願っています。」

こういふコメントでござります。

呉 ありがとうございます。

仲尾 それからその次の質問は、これはお一人のパネリストの方ではなく、司会の方に関するご質問です。

七、「司会の方も韓国からだとお聞きしましたが、今は在日韓国人でしょうか。」

実は司会をしていただいてるチョン・チャングンさんは戦後、新しく日本に来られた、いわばニュー・カマーの韓国人の方であります。私たちが「在日韓国人」「在日朝鮮人」と言う場合は、戦前の植民地時代から日本に渡つて来られた、あるいは渡つて来ざるを得ないような状況になつた方々とそのご子孫の

方、という意味で言つておりますので、日本にいらっしゃいますけれども、チヨン・チャングンさんの場合は在日の韓国人とは呼ばないというふうに、私なりに理解しております。その上でですが、

「韓国（本国）の方は、在日韓国・朝鮮人をどう思われているのでしょうか。」

という質問ですので、ちょっと一言コメントをお願いします。

鄭（司会） これも一つの韓国国内で行われている教育の問題であると思いますけれども。日本に来たことがない、例えば今本国に住んでる人ですけれども、そういう人たちが初めて日本に来て在日の方とお会いした、そういう場合には二通りあると思います。一つはお会いした在日の方がうまく母国語（韓国語）が話せる方。もう一つは母国語が全く話せない方。そういう二通りがあるんですけども、母国語が全くしゃべれない、そういう方とお会いした時に、ものすごくびっくりすると思います。と言いますのは、韓国では在日のことについてちゃんと教育が行われておりません。日本の社会の中で差別を受けるとか、社会の中ではひとつの問題になつてること一般常識としてはよく知られておりますけども、今日お話をあつたように、民族学校に問題があるとか、自分の名前以外に別に日本の名前を持つてるとか、そういう具体的なこと、その実態については全く知識がないと言えると思います。いま私が教育に問題があると申し上げたけれども、これは私が日本に来て七年になりますので、七年前まで私が韓国で受けたそういう教育の内容でございます。今はどうなつてるか分からんんですけども、あまり日本社会に生きる在日のことについては、教育の内容に入つてないと思います。それと「在日のことについてどう思われるか」の質問ですが、私が在日の方とお会いするときには、言葉では表現出来ない親近感を非常に感じます。私はお会いした方が当然日本人だと思っていたのに、あとで私のところに来て「実は私は在日韓国人です」あるいは「在日朝鮮人です」と言われたら、初めてお会いしたわけな

んですけども、前から知っていたような、そういう感じがしまして非常に親近感を感じております。以上です。

仲尾 ありがとうございました。それではその次に進みます。次の方もずっとコメントです。

八、「地方参政権、選挙権、被選挙権、公務就任権について、もし「メントしてもらえたなら尋ねたい。」ということですが、本日はもう時間がございませんので、コメントをしたりお一人のご意見をお聞きするのは無理なので、ご紹介だけにとどめておきます。

「私は全面的に、日本にいる在日外国人の人々で、定住している人には認めるべきだと考えております。地方公務員一般事務職として今後、職場に定住外国人が増えること自体、今いる日本人の意識改善につながると考えます。被差別部落の人々が公務員として生活安定を手にすると共に、相互に触れ合うことで一定の差別的意識改善がなされたようだ。ただし本来は国籍に関係せず、個人がその人個人として不当然取り扱いを受けないよう、公務員に限らず、私企業、社会全体がもつと良くなつていつて採用されるべきだし、その積み重ねの中と思っています。」

このことにつきましては、また次回、仕事のことがござりますので、またその中で取り上げさせていただきたいと思います。その次は主としてコメントですのです、ざつと読み上げさせていただきて、その上で、もしも二人にご感想があればまとめてお答えいただくということにさせていただきたいと思います。その次の方は、

九、「朝鮮民族の素晴らしい伝えるとおっしゃるのを聞くと、いつも少々抵抗感があります。民族

「……このことは世界のどの民族でも素晴らしいもあり、愚かでもあると思うからです。それよりも少数者であること、異質者であるということの辛さに耐えられる環境づくりを先生たちにお願いしたいのです。そして自分が少数者として、異質者として生きていく時の、核になるようなものを学習出来れば、学校はそれで十分であると思います。学校の教室には外国人がいて、障害者がいて、どうのような、そこに社会があるような教室が望ましいと思うのですが、現実はずいぶん遠いですね。」  
「……こういうようにおっしゃつてます。これはそれぞれお二人のお話の中で、すでにご回答がでると思  
いますので、次に進ませていただきます。

十、「民族教育の定義」というものについて伺いたいと思つています。例えば中国などでは、少数民族の学校で少数民族言語を用いる教育が民族教育とされていて、教育課程のほとんどはマジヨリティの学校とほとんど同じだと聞いたことがあるのですが、日本の朝鮮人学校の先生方からすれば、教授言語が朝鮮語ならば民族教育と言えるのか、それとも日本で生活するマイノリティとしての意識を高め、本国で習うことまでも教育して初めて民族教育と言えるのか、と知りたいと思つております。」

呉 言葉が一番大事なことです。

仲尾 今の方と同じように、言葉が非常に大事だということを感じています。ではその次に進みます。

十一、「韓国・朝鮮人学校と日本の学校との交流を通して、日本の子どもたちの感想は発表されました

が、韓国・朝鮮の側の子どもたちの感想文もありましたら聞かせていただきたいと思います。」

今、感想文をお持ちじゃないかも知れませんが、こんな感想があつたということを、一つでも一つでもありましたらおつしやつていただけますでしょうか。

吳 先ほども申しましたが、朝鮮学校と韓国学校が今後、交流が深まつていいくことを願つております。しかし今はそういう交流というもののがありませんから、そういう感想文はございません。しかし先ほども申しましたが、家族はみんな仲間です。兄弟です。仲良く過ごしております。そういうことです。

仲尾 分かりました。今のところ朝鮮学校の子どもたちが日本の学校に行くという交流がないので、ということですね。

吳 日本学校との交流はあります。韓国学校と朝鮮学校との交流がないということです。

仲尾 ここでは、日本の学校との交流を通じて朝鮮学校の子どもたちがどういう感想を持つたか、ということなんですが。

吳 わかりました。一つ紹介いたします。北区で朝鮮第三初級学校は二十数校との交流があります。そして右京区では朝鮮人学校と日本学校との交流は六校ほどございます。また南区の朝鮮学校でも交流してゐる学校がたくさんあります。二年前の夏のことを書いた感想文をお話いたします。左京区の一一番北側に八幡小学校という学校があります。交流キャンプをよくいたしております。この交流キャンプをし

た時の朝鮮人学校の子どもの感想文を読ませていただきます。

「実は私はキャンプに行くのはちょっとイヤでした。だが行ってみるとほんとに良かった。来て良かったと思いました。八幡校のお友達はみんない人ばかりで感心しました。初めてモツコやうどんを作った時は、親切に教えてくれてとても勉強になりました。さつそくウチに帰つてうどんを作つてみました。するとアボジやオモニは『おいしい』と言つて食べました。これは一忘れられない」と書いております。この私たちの子どもたちもこういう交流を通して多くのことを学び、そして友達として今でもこの友達付き合いをいたしております。

仲尾　　はい。ありがとうございます。同じ方ですが、これは土佐さんへのご質問として答えていただきます。

十一、「日本の公立、市立に通つ在日の子どもたちに、民族学校として何か参加できることはあるのでしょうか。」

こういうことですが、民族学校と在日の子どもたちとの関わりですね。それを現場で土佐さん、何かおっしゃいましたら。

土佐　具体的なこととしては、先ほど学校に来ていただいてプールへ一緒に入つたり、給食と一緒に食べたり、あるいはクラブでサッカーと一緒に交歓試合をしていただいたり、あるいは京都市独自でやつておりますさつきの「民族の文化にふれる集い」ですが、それに出でていただいたり、ということで、具体的な交流の姿はあるんですけども、その時に、日本の学校に通つてゐる在日の子どもたちが、どう

いう受け止めをしているかというと、ちょっと微妙なところが実はあるんですね。自分たちは通名で通ってる。民族学校の子どもたちは本名で行つてはいる。そこで、ある意味では引け目みたいなものを「何でなのかな」ということで感じないかな、ということも我々は見ているんです。そういう意味では、あまりないんですけども、そういう危惧を逆に保護者の方も持つておられることがあります。私は小学校ですから、朝鮮学園の方ですね。やはり韓国籍の保護者の方もおられますから、一〇〇%もろてを挙げてというふうにいかない場合も実はあります。否定的ではないんですけども。うちの子どもがどう思うか見てほしいというところはあります。いずれにしても、その交流を通しての結果は非常にプラスだと思います。そういう堂々と生きている姿を見るというのは、どの在日の子にとってもプラスだろうなど。そういう具体的なことはこれからも増やしていくかと思います。

仲尾 ありがとうございました。それでは最後です。

十三、「民族教育のベテランである興成元先生にお伺いします。私自身は申し遅れましたが、韓国人、朝鮮の人に差別意識を持つどころか、常により親善な日韓関係、日朝関係が醸成されることを希望している日本人です。説明を受けました民族教育への興先生、土佐先生の情熱はよくわかりました。ただ徐々に数が減つてきていると想像される一世の方、本国に住んでおられるご親類の方々と文通などをし、よい意味で民族意識を高めるよう、生徒たちに勧めておられるかどうか、その点について何かお話をあつたらお聞かせください。本国の人々は『在日のあの家族たちは日本でどんな生活をしているんだろっか』と心配しておられるかもしません。』  
「どうじゅう」とお答えになります。

具　お答えいたします。共和国には日本にいる私達の学校と姉妹校があります。その姉妹校からは民族楽器などをよく送ってくれます。カヤグムとか、チャンゴとか、そのようなものを送ってくれます。そしてまた、祖国の山河の動植物、その標本を送つていただきたりしております。そうした姉妹校との文通、交流を通して、やはり子どもたちは祖国に憧れるというようなことがございます。一世は在日同胞の中でもう一〇%を切りました。本当に少なくなつております。ですからここに今、私達の子どもたちというのは、だいたい三世、四世です。ですから親戚といつても、ここにいる三世、四世と韓国にいる親戚とはどうしても疎遠になりがちです。私にも従兄弟がいて、久しぶりに日本で会つたんですけども、幼かつた時の従兄弟じゃなくて、会つてみますともう六十代ですね。もうそうした関係になつてしまつてゐるんです。韓国から来た親類が民族学校に通つてゐる親戚の家を訪問された時はびっくりされます。子どもたちがどうして日本でこんなに朝鮮語が出来るのか、と。日本社会ですからみんな日本語を使う。そんな中で誰か朝鮮語を使う子がいたら、先ほどチョンさんがおっしゃつたように、ものすごく親近感を持つて接してくれます。そうした中で子どもたちは韓国から来たおじさん、おばさんたち親戚の方からいろいろなことを聞いたりして、やはり自分たちの故郷についていろいろ考えたりする。そういうこともあります。ですから私達は積極的に共和国とは学校間の文通などはいたしております。韓國の方とも個人的に文通をしているというのが現状であります。

仲尾　ありがとうございました。以上で全てのみなさん方のご意見、ご質問の紹介、ならびにコメントを終わらせていただきます。今回の今年のシリーズは今日から始まりまして四回ですが、実は人の一生の順番になつております。今日は子どもたち、それから仕事、結婚、そして老後ということで、今の在日の方々が置かれている問題、特に民族意識の問題についてどのように伝わっていくのか、というこ

とがテーマでござりますので、是非今日を皮切りとして次回から第四回目まで引き続きお越しいただければ、もっといろいろなお考えが新しい発見として得られるんじやないかと思いますので、是非次回からもお越しください。少々延長いたしましたけれども、一応今日のフォーラムはこれで終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 それでは、これで第一回目のフォーラムを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



## 第二回 『日本で働く』

パネリスト

尹ヨンギ 榎騎氏（在日三世・公務員）

曹ショウ 澤辰氏（在日三世・京都新聞社勤務）  
仲尾テクン 宏氏（京都芸術短期大学教授）

一九九七年一月三十一日実施



## 第一回『日本で働く』

### 第一部

司会 大変お待たせしました。本日はお忙しいところを「」ご参加いただきまして、ありがとうございます。この「チヨゴリときもの」連続フォーラムは、在日韓国・朝鮮人の方の生涯を通してのことをテーマとしています。先月の『民族意識と日本の学校』というテーマに続きまして、本日は、学校を卒業して就職するということで、「日本で働く」というテーマでお話をいただきます。それでは本日のコーディネーターの先生とパネリストの方をご紹介させていただきます。コーディネーターは仲尾宏様です。仲尾様は現在、京都芸術短期大学の教授でいらっしゃいます。パネリストは尹栄騎様です。尹栄騎様は現在、公務員でいらっしゃいます。もう一人のパネリストは曹澤辰様です。曹様は今、京都新聞社にお勤めになつております。それでは、お話をいただきます。先生、よろしくお願ひします。

仲尾 皆さんこんにちは。今日は今年度の二回目のフォーラムとなります。前回は「民族意識と日本の学校」でしたが、今日から、仕事につくという人生の一番大事なところを、在日の方からどういう仕事をどういふ思いでされているか、そういうことをお聞きしようことになりました。

在日の方の仕事は、日本人と異なり、就職状況が大変良くないために就業構造が少し違つております。ですからどういう方をお招きしたら良いかいろいろ迷つたのですが、私たちの知る限りで在日の方の仕事の一ケースとして、一人は公務員の現業職につかれている尹さんと、もう一人は京都の企業であるマスコミで活躍している曹さんの二人の方をお招きしてお話を伺うことになりました。

お手元に資料がございまして、この資料は公務員の場合、外国人の就職を制限していることが、どういうことからきているかということが中心でございます。これは昨今の状況から、このことが恐らく皆様方の質問の中でかなり大きなウエイトを占めるんじやないかと、関心もおありじゃないか、ということで用意させていただきましたが、その説明はお一人のお話をお聞きしてから皆様方の質問が出てくると思いますので、そのあたりの段階で資料説明をO.H.P.を使いながら後ほど説明をさせていただきたいと思いますので、とりあえずその資料は置いておいていただいて、お一人のお話から始めたいと思います。それでは最初に、京都市の現業職、清掃局でお勤めの尹栄騎さんからお話をいただきます。よろしく。



尹 栄騎氏

尹 皆さん初めまして。非常に緊張しておりますので、人前で話すのは非常に苦手ですが、私は今日は皆さんと一緒に勉強するつもりで来ましたので、皆さんからいろいろ貴重な意見をいただきながら、私も勉強していきたいなというふうに思っています。それでは本題のほうに入りますけれども、今回『日本で働く』ということでテーマをいただきましたけれども、まず最初に私の生い立ちから少しお話をさせていただきまして、就職の時とか働いたときにどういったことを経験したかということを中心にお話をさせていただきまして、最後にプラスしまして、私の友人から聞いた話などを紹介していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私は、実は京都で生まれたのではなくて、大阪の生野区で生まれ、在日韓国・朝鮮人の方が非常にたくさん住んでる地域であります。住民の約四人に一人が在日韓国・朝鮮人の方が住んでおられます。

京都でいいますと、南区東九条地域になると思ひます。そこで私は生まれました。ですから、幼少時代というのは、近所で遊ぶ友達も在日の方が非常に多かつたんですが、でも本名で呼び合う仲というのは全然なかつたです。通名で呼び合つていきました。ですから普通の日本人の友達と呼ぶのとあまり変わらなかつたです。ずっとそこで高校時代まで過ごし、大学は奈良の方に行き、卒業を前に就職をしなければいけないんですけれども、その時に、やはり在日だということで、どうしても履歴書に本籍を書くところがございますけれども、そこに都道府県というふうに書いてあります。普通、日本人だつたら大阪とか京都とか書けばいいわけですけれども、僕たち在日同胞はそこに韓国とか朝鮮というふうに書かなければなりません。で、名前の方はと言いますと、本名と通名両方書かないといけないということで、例えば書類を出した時にですね、会社に送ります。そしたら普通は連絡が来るんですけども、全く連絡が来なかつたりとかですね、そういう状況もやはり沢山ありました。そういう時には自分なりに、ああ韓国籍だつたから駄目だつたのかなあとか、そういうふうに思うようになつてきました。友達とかにも、やはりそういう経験をした方が多いということを聞いたことがあります。それと、就職の機会ももちろんそうなんですけれども、学生であればアルバイトもしますけれども、その時にもやはり履歴書というのが一つのネックになります。そこに韓国、朝鮮と書くだけで断られたりとか、日本に来て何年になりますかとか、そういう形で言われることが多々ありました。ですから、僕はその時、韓国人はいやだというふうに思つてましたので、どうしても履歴書のところに韓国・朝鮮と書かずに、大阪とか京都とかいうふうに書いて、それでアルバイトに採用されるという経験も持ちました。アルバイトをしている中でも僕たちの世代が一番終わりじゃないかなと思うんですけども、やはり差別的な発言などを聞くと、日本名でいっておいて良かったなど、後で自分なりに納得していたという経験もありました。ですから今の若い世代の子というのはなかなかそういう経験をしたことはないというふうに聞い

ておりますけれども、だいたい僕たちの世代ですね、三十代前半の世代はそういう経験をした人は結構いてるんじゃないかなと思います。

『日本で働く』ということですので、就職についてですけれども、どういうふうな選択をしたかといいますと、もちろん日本の企業にも履歴書を出してきました。けれども、不採用という形で連絡の通知 자체は来なかつたので、直接書類を出した日本の会社に連絡して、結局不採用だということで、理由とかは全然わからない状態です。結局、書類選考で不採用になりましたというふうな、人事の担当者からの答えが返つてくるという状況でした。ですから、私の場合は在日韓国系の企業に履歴書を一通出して、もう一つは当時の大学の教授の紹介で京都の日本の会社ですね、これは中小企業の会社なんですけれども、そこだつたらOKだということで、二社受けて二社とも内定をいただきました。ただどちらも、その当時私はそんな民族的な生き方をしていませんでしたので、在日同胞でも全く民族的じやなくて普通の、帰化したいと思っていましたので、もちろん通名でいきました。都道府県のところはもちろん韓国という形で書いておりましたけれども、そういう形で就職しました。それで、実際働くことになりますと、もちろん採用されている人事担当の方は私のことを韓国人だとわかつているんですけども、ただ同僚とか後輩、先輩の方に関しては自分から積極的には出さなかつたです。何故かと言いますと、韓国人だと分かる段階でやはりいろんな障害が来るんじゃないかと思いました。それで例えばいやな思いをしたりとか、経験から言いますと何か支障がないかとか、仕事を教えてくれないとかいう形でいろんないじめがあつたりするのではないかというふうに自分なりに解釈していまして、その当時は自分から積極的には韓国人だというふうには名乗りませんでした。そこの会社へ行きました、何社か転職もしましたけれども、役所へ入る前ですが、日本語学校の事務をしておりましたんすけれども、そこは在日韓国人企業の日本語学校なんすけれども、その時は若干民族的に自分自身を見つめ直すというふうに考

えてきましたので、その時はもちろん韓国系の企業だということもありまして、人事担当の人には本名でいかして下さいとはつきり申し出たんですけれども、その日本語学校という職種で、特に入管関係の仕事を非常に多く取り扱っているということで、できましたら通名でお願いしますということで、私は泣く泣くその時は日本名を名乗って仕事をするというふうになりました。でも、やはり在日韓国人の経営者からそういうふうに言われますと、私自身もあまり強く言えないわけですね。同じ立場の人で、その境遇も分かりますので、それを蹴つてまで本名を名乗ろうというふうには全く思わなかつたんですけども、ただ心の中では葛藤とか矛盾が渦巻いていました。

それで今の職場についても少し述べていきたいと思います。清掃局のほうでは本名でいくと決意しまして、ただちょっと心配していたのは、本名でいくということは韓国人だということが皆さんに明らかになるわけですので、そこでそれについてのいじめとかがないかということが不安な面もありましたけれども、その時はその時考えればいいというふうに思つていました。それで、役所に入つてから一つやはりいやなことがありましたので、紹介していきたいと思います。同期の者から、その当時冗談をいつおりまして、ふざけているうちに相手の方から「そんなこと言うたら強制送還するぞ」と冗談で言われたわけです。僕自身は冗談で言つてはいるなというふうに理解はしていましたけれども、非常に腹立たしい気持ちがありました。何故かと言いますと、僕自身、同じ日本で生まれて生活して、ただ名前、国籍が違うだけで、何でそんな言われ方をされなければいけないのかなというふうに思いましたし、僕自身も同期の人はよく知つていましたし、それは悪意があつて言つた発言ではないと思っていても、「強制送還するぞ」という一言に傷つけられたと思っています。

今の職場に関しては表立つての差別は今のところありません。ただ裏では何かいろいろと噂は聞いたりもしますけれども、自分自身では全然恥ずかしくもないし、在日韓国人という形で本名で名乗れると

いうことが、韓国人として在日同胞として、又日本の方のすぐそばに最も近い外国籍の人がいるということを理解していただきたいなというふうに考えています。僕自身も韓国語はしゃべれません。はつきり言つて日本語の方が上手です。そういう意味で、日本の風俗、習慣とかも日本人と同じように知つてますし、ニュースとか最近の話題とか、やはり韓国のことよりは日本のことによく知っています。そういう意味でも、共に生きるということから考えましても、私自身も日本の人を理解しようと思つてますし、もちろん在日韓国・朝鮮人についても勉強していきたいと思つています。以上が、私のだいたいの生い立ちから就職についてですけれども、補足として知人の就職状況についてお話していきたいと思つております。

まず、私の妹の場合なんですけれども、詳しく述べないところもあるかと思いますが、妹の場合は日本の不動産会社に就職しまして、もちろん通名でいきました。韓国籍といふことは上司しか知らないことが多いんですが、上司からはどういうふうに言われたかと言いますと、積極的に韓国籍といふことを周囲に言うと自分自身がいづらくなりますよということで、別に積極的に身分を明らかにする必要はないということです。眞面目にしていればそれで自分自身も仲良くやつていけるから、職場の雰囲気を大事にするようになつて言われたそうです。

それともう一つ、身内の話で申し訳ないのですが、弟の場合は、工業高校の建築科を成績は非常に優秀だったんですが、担任の先生から大手といわれる建築会社は絶対無理だと最初から言われたらしくです。ただ、弟の場合はそれでも一回問い合わせて下さいと担任の先生に申し出て、それで担任の先生は大手に問い合わせしましたけれども、採用実績がないということで断られたという例があります。

それともう一つ、義理の弟ですが、僕の妹の御主人になりますけれども、この方は大学卒業時に韓国系の企業なら教授から紹介しますよと、それ以外はちょっと無理ですというふうに言われたそうです。

それで、その方の場合は資格をとりまして、専門職ですね、会計士の職につきまして監査法人に就職しまして、その時に一流企業の監査を担当されてまして本名を名乗ってました。その時、一つのエビソードがありまして、監査担当の一流企業担当者から「変わった名前ですね」と言われて、「実は在日韓国人なんです」というふうに答えると、向こうの方は非常に驚いた表情をしていましたということです。ただこれは専門職ですので、向こうの方も在日ということで断る理由は全くないわけで、そのまま別に問題はないかつたというふうに言つております。これらのことから、在日はごく普通の一般の日本人に理解されていない場合が多いといえると思います。

あとちょっと若い方の紹介ですけれども、金融機関、信用金庫とか大手の消費者金融に勤める方がいらっしゃいますが、だいたい通名で勤めておられます。そのほとんどが自分から積極的には、名前とか、韓国名とか韓国人だということは言つておられないようです。ただ一つひどい事例がありまして、最近の話なんですけれども、私の後輩に当たる方なんですけれども、この方は丁度バブルがはじけた当時に会社訪問されまして、大学卒業時に約二十社（全て日本の会社です）を受けましたけれども、その全てが不採用となりました。理由は全く聞いておりません。彼も聞いてないし、分かりようがないわけなんですけれども、彼は全部本名で出したわけですが、そのうちの一社から何故本名でいきたいのですかというふうに聞かれたりとか、あと採用と全く関係のない、当時の話題になつていきました北朝鮮の核疑惑のことについて君はどう思つているんだ、というふうな言われ方をされたりしまして、当時彼は日本の会社には採用されずに、結局在日韓国人系の企業に就職したと聞いております。ですから、今の状況からいきますと、最近の若い世代の方は差別とかはあまり受けた経験がないと聞いておりますけれども、いざ通名と本名という形で会社を受ける場合の対応が違つてている例もあるということですので、そういった点も今後やはり問題になつてくるような感じがしております。そういう意味でも皆さんの方でも

よく知つておられる方もいらっしゃると思いますけれども、私の経験談と私の友人のことについて紹介を交えてお話をさせていただきました。どうも話が下手で、聞きづらいところも沢山あつたと思いますけれども、以上で私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

仲尾 どうもありがとうございました。大変明晰なお話をありがとうございましたがまどめる必要もないくらい皆さんよくお分かりいただけたと思います。それではその次、曹澤晨さんお願ひします。



曹澤晨氏

曹 どうも、初めまして。僕も尹さんが最初に言われたように、話すのが非常に苦手で、大勢の人を前にするととつてもあがつてしまふ質で、本当を言うとこの場から逃げ出したいような、そういう気分なんですけれども、私の話を簡単にさせていただこうと思います。

最初に、自分の自己紹介を兼ねて簡単な生い立ちとか、学生時代の話なんかをさせてもらおうと思います。私は京都で生まれて、父親が一世で母親が二世で、何と言うか一・五世ぐらいに当たるんじゃないかと思つているんですけれども、幼児の一時期を除いてだいたい京都で育ちました。京都の南区の吉祥院という所で中学、高校ぐらいまでおりまして、学校は京都市立の学校を小学校から高校まで通いました。特に民族ということに関してなんですかけれども、大学なんかに行くまで僕は自分が朝鮮人であるといいますか、韓国人であるということに、やはり相当な引け目といいますか、劣等感を持つていました。よくある話なんですが、授業中とかでも朝鮮半島の話が出ると下を向いてしまつたりとか、自然

と自分で顔が赤くなつていいのが分かるわけですね。それとか新学期の初めなんかに、家庭の調査表みたいたいものをですね、親の職業とかを書いて提出するのであるんですけども、僕たち在日はそこに本名や通名なんかも一緒に書いていく。それを席の後ろから集めていくわけですね。その時、自分のを見られたりしないかとか、そういうことを心配するような生徒でした。

そういう気持ちが変わったのは大学に行つてからです。大学に行くに当たつて、僕はそれまで通名を使つていたんですけども、本名で行くことにしました。これには特に深い理由とかはないんですけども、一つは親が大学というものは本名で行くものだというふうに何でか知りませんけれども言いまして、それから自分自身でもモヤモヤしたことをスッキリさせたい、そういう気持ちもあって、別にいいかという感じで本名で通つたわけです。で、大学で僕に影響を与えたというのは、在日朝鮮人、韓国人のサークルで、学内にはいわゆる南系と北系と二つあつたりするんですけども、僕が入つたのは韓国文化研究会という、韓文研というサークルです。そこで歴史とか言葉とか文化とかを勉強をしたり、自分と同じ在日の学生、同級生とか先輩、後輩と話をしたりしながら、韓国人として朝鮮人として生きていこうというか、別に日本人のふりをしなくともいいじゃないかという気持ちを、何が決定的とは言えないですけれども、段々とそういう思いを持つようになつてきましたと思います。

そういう一方で、また祖国についての関心というのも、僕はその中で持つてきたといえると思います。僕が入学したのは八三年なんですけれども、当時はまだまだ韓国というのは軍人の政権で、それから光州事件というのがあつてからまだ三年位ですね、在日同胞の目というのとはまだ本国に向いていたというか、今ほど在日、在日というそういう感じじやなかつたわけです。学内にはその他に在日韓国人政治犯といいますか、在日韓国人なんだけれども、向こうに留学した時に北のスペイとか、そういうことでつかまつた人達がいて、その救援会なんかもあつたりして、僕も自然と在日の問題もあるし、本国の問

題もあつて、それも無視できない問題だというふうに自分では思うようになつていつたわけです。そんなこんなをしながら大学時代を過ごして、お恥ずかしながら大学は七年通いました。それで、卒業年度を迎えて就職をどうしようか、ということになるわけですけれども、そこに入る前にもう少し昔の話をさせていただきます。

僕が小さい頃というのは、わりに成績はましな方だったの、母親が知識を生かして独立しなさいとか、日本の会社に入ることは出来ないし、仮に入れたとしても知れている。日本人よりも二倍も三倍も努力して頑張りなさいというふうなことをよく言つていました。実際、仕事に関するてはやはりあんまり僕自身は多くを望んでいないと言いますか、大きいところには行けないなという気持ちは持つています。自分の周りを見渡してみても、父親は一応自営業をやつたんですけれども、思い返してみると土方をやつてたりとか、父親の兄が事業をやつていまして、そういうのを手伝つたりとか、今から思えばいろんな職業をやつていたんだなという気がします。親戚なんかでも、あんまりいい職業についていないというか、飲食店、ホルモン屋なんかをやつたりとか、タクシーの運転手をしたりとか、町工場なんかに勤めたりとか、職を転々としていたように思います。ヤクザをやつていた人なんかもおります。余談になりますけれども、ヤクザというと誉められた話ではないんですけども、その親戚の人のそれまでの人生の中でいろんな差別体験なんかがあつたりして、日本社会の中で排除されてきたというのがいろいろあって、ヤクザになつてしまつた、というふうに僕なりに理解しています。だから、それは本当にいいことじゃないんですけれども、ヤクザにもそれなりの背景があるんだというふうに僕は思つています。

それで卒業年度なんですけれども、そういうふうにあまりいい職業にはつけない。それから在日韓国人であるし、大学を三年も留年をしてしまつて いるし、成績も良くなかつたので、同胞企業へ行くか、

先輩なんかは塾で教えたりとかしているので、そういうところに行こうかとか、いろいろ考えていました。そんな折りたまたま、とある社の記者の人と知り合いになつて、その人の話だとですね、成績とか学年関係なしで試験一発勝負だというふうに言われたので、駄目でもともとで、マスコミを受けました。それから四、五社ぐらいその他の日本の企業も受けました。それで、今行つてある京都新聞社が一番先に内定が出たので、他の所はみんな断つてそこに決めました。あつさりとそれ程苦労することなく決まりましたといった感じです。簡単に決まりましたけれども、ただ今から思うと、あえて銀行とか、いろんな日本の大きな企業というのは受けても駄目だし、何かいやな思いをするんじやないかという感じで、逃げたというか避けたところもあるように思います。

僕は九〇年の四月に会社に入つたわけですけれども、担当した部署を簡単に言つておきますと、最初に社会部というところに行きました。それから整理部という部署、また社会部で再び整理部といいますか、今ニュースデスクという名前に変わっていきますけれども、同じ部署をそれぞれ二回ずつやっています。会社に入つてからのことでの一つ言つておかないといけないことがあります。私の前に一人、在日韓国人の先輩がおりまして、その人がいたおかげでわりと問題なくスムーズに入れたといいますか、受け入れてもらえたといいますか、そういうことが一つあります。それから、僕は僕なりに会社に対して期待していた部分があるんですね。どういうことかと言うと、京都新聞には『解放への日々』という連載があつて、部落問題とか在日の問題もそこで取り上げたりしていました。だから、そういう会社というのはそういうことにみんな理解が深いといいますか、理解があるんじやないかと考えていたわけなんですね。けれども、実際入つてみると特にそんなことはない。当たり前と言えば当たり前なんですが、やはり一般社会と同じように、理解がある人、ない人、どうでもいい人、という感じで同じような割合なわけです。それともう一つは、僕自身ちょっと肩に力が入つていていたといいますか、記者になつてマイノリ

ティの問題とか、差別の問題とか、そういうことをどんどん書いていけたらと思つていたんですけども、仕事も一人前ではないし、さつき言つたようにいろんな人がいて必ずしも好意的でない。こつちが期待した状態ではなかつたので、様子を見ようといいますか、あんまり自分の朝鮮人、韓国人としての考えは出さないでいた方がいいんじゃないかということで、自分ではおとなしくしていいたというふうなところがあつたと思います。

最初は社会部なんですけれども、町まわりという仕事でして、地域とか学校とか役所とかへ回つて、そこでいろんな話を見つけてくるという仕事です。仕事では特に問題ということはないんですけども、ひとつちよつと扱いが違つっていたことがありました。普通、新聞記者というのは、入つて一、二年のうちにサツ回りと言つて警察回りをするわけです。警察というのは本当に何もしゃべりたがらない。要するにそういう情報を取りにくいところから取つてくるというのが取材の基本であると。そういうことであつた、二年生というのはほとんど警察回りをやるんですけども、僕の場合はそれがなかつたわけです。今日に至るまで警察というのは一回も担当したこと�이ありません。それに関しては、特にそれ程行きたくとも思いませんし、僕は別にどつちでもいいというか、そういう感じです。その他の取材などでも特に不快な思いというのはありませんでした。ただ、多少その取材に行く前に心配になるようなケースというのがあつたりしてですね、例えば戦前の人なんかとか、明治や大正生まれの人なんかの年配の人たちに取材に行かなければならない時になると、名刺を出した瞬間、相手にどういう反応をされるだろうかとか、そういう心配をちょくちょくしたりしました。それから叙勲などの顔写真を撮りに行かなればならないという場合なんかでも、叙勲で表彰される人というのはわりと警察官OBなんかが多いわけですよね。警察OBの人のところに行つて名刺を出して、写真を撮らしてくださいと行くんですけども、そういうことでもわりと心配したんですけども、特に問題はなかつたです。

もうちょっと言いますと、普通に取材をしていて、さつき尹さんが言われたように、僕も「日本語が上手ですね」とか、「いつ日本に来られたんですか」とか、そういうことをよく言われたりもしました。そういう場合は、いちいち説明していただきりがないわけで、簡単に「いえ、日本で生まれて、僕で二代目ぐらいなんです」というふうに言うようにはしています。そういう素朴な質問をされる一方で、お世辞というか何と言うか、必要以上に持ち上げるという人もいたりして、例えば僕が名刺を出すと「韓国の方ですか」という感じで話されて、「韓国は最近、経済が発展してすごいですね」とか「料理がおいしいですね」とか、そういうことを言つたりしてくる人もいて、僕自身は相手が好意を見せてくれているんだと思う反面、何かまともに相手されていないんじゃないかというか、半人前と見られてるんじゃないかとかいう感じで勘ぐつたりするような、本心は、実はこの人はちょっと違うんじゃないとかとか、そういうふうな感じを持つたりしました。

僕が腹立たしい思いをしたことが一つあります。それは何かと言うと、京都市南区東九条の四十番地の問題なんですけれども、僕が南区を九三年か九四年ぐらいに担当していたことがありました。四十番地というのはいろんな事情とか過程があつて、河川敷に在日の人たちが住みつくようになつた。河川敷というのは防災とかいろんな関係で建設省が管理することになつていて、要するに国有地なんですけれども、そこに朝鮮人が行政の言い方で言うと不法占拠しているという状態だった。丁度僕が担当していた時に、そこに公営住宅を建てて皆を合法的にそこに住まわせようという計画が持ち上がつていたわけです。僕も何本か記事を書いたんですけども、別に京都新聞だけじゃなくて、毎日新聞とか朝日新聞とかNHKなんかもたくさん取材に来ていた時期だったわけです。そんなある日、ある役所にいた時のことです。四十番地と同じ学区の役員の人がたまたまやつて来て、僕の顔を見て何か言うわけなんですね。どんなことを言うかというと、「結局、四十番地なんていうのは強制連行で連れてこられたとかいう

けれども、わしは何十年とこの地域に住んでいるけれども、今住んでいるのは十年前、二十年前に来た  
者ばかりだ」とか、「そこに住んでいるのは皆、所詮金目当てなんだ」とか、「あんまりマスコミが四十番地、四十番地といつて取り上げると、うちの地域のイメージダウンになる」というふうなことを僕の前で言うわけです。僕はその場ではとりあえず聞き流しておいて、たまたま四十番地の事務局の人があなたの時の友達だったもので、誰かそれがこんなことを言つてましたわ、と伝えました。あとでその人が役所に抗議をしたらしくて、後日、役所の人と飲む機会があつて飲んでいると、役所の人から「あんた、えらいしゃべりやな」とか、「こつちはここまで苦労しているんなことを準備してきたのに、ええ加減にしてほしいわ」というふうなことを言われたわけです。僕がそのことを事務局の人へ言つたことが良かったのか悪かったのかというの別として、やはり僕はそれはちょっとおかしいんじゃないかと思うわけです。その地域の役員の人が言つた言葉というのはひどい差別発言ですよね。例えばいくら十年前に来ようと二十年前に来ようと、四十番地、今は新しい町名が出来て名前が変わるみたいでそれとも、そこに住んでいる人たちは、仮に今住んでいる人たちではなかつたとしても、誰か別の人気が住んでいたかもしれない。もしかしたら僕が住んでいたかもしれない。戦前戦後のいろんな日本の歴史とか社会が生み出した存在であるわけですね。だから別に十年前に来ようが二十多年前に来ようが、それは全く関係がないというふうに僕は思います。それから、その四十番地の人たちというの不法占拠であつたわけですから、ほとんど行政から見捨てられてきたというか無視されてきたわけですね。水道とか電話なんかも自分たちで窓口に交渉に行つて敷設してもらつたりとかいうこともあつたし、周囲の地域からの差別もいろいろあって、例えば四十番地の人たちがどこかへ就職とかアルバイトするために履歴書を書くときなんかは、四十番地と書けない。うその住所を書くとか、家に恋人とか友達を呼べないとか、そういう話がたくさんあるわけです。そういう四十番地の人たちが行政からやつと認められる、地域から

やつと認知してもらえるというか認められる、そういう気持ちを分からぬと言いますか、人の痛みと  
いうようなことが分からぬ、そういうことについて僕は非常に腹が立つというか、おかしいと思うわ  
けです。だいたい役所なんてそんなものだと僕は思っていたわけですがけれども、それでも僕にそんなこ  
とを言つてくるのはちょっとおかど違ひじゃないかと。飲んでいた場では、そういうことをも啓発して  
いくのも役所の仕事ぢやないですか、といふふうに言つたりしたわけです。

今は整理部といいますかニュースデスクという名前に変わったんですけども、そこで仕事をしてい  
ます。仕事の内容といふのは、記事を書くのぢやなくて、紙面のレイアウトとか見出しを考えるといふ、  
簡単に言つてしまえば紙面整理といいますか紙面編集の仕事です。そういう仕事なので、自然と毎日内  
にこもつて新聞を各紙読んだりして、世の中についてあれこれと思いを巡らしているといふふうな日々  
です。その仕事についても特に問題はないといふのか、皇室関係の記事で何々様とか、そういう言葉を見  
出しつつ使わなければならぬといふこと以外は、僕自身は特に概ね問題はないといふふうに思つて  
います。ただ、仕事を日々しながら、周りの日本人の同僚なんかと考え方の違ひといいますか、何かや  
はり意識の上でのギャップを感じることがいくつあります。例えば、この一、二年の間に北朝鮮につ  
いての報道がたくさんあつたと思うんですけども、古いので言えば核疑惑とかですね、水害とか、食  
料難とか、ミサイルを配備したとか、そういう問題がいろいろたくさん報道されてきたと思います。た  
だその論調といふのは、「やはり北朝鮮といふのはひどい国だ」とか、「貧乏だ」とか。確かに僕もそれ  
はその通りだと、うまくいっていない、問題をたくさん抱えていると思います。但し、一般社会も含め  
て、僕の周りの一部の同僚なんかも含めて、北朝鮮に対する受け止め方といふのは、冷笑的といふか物  
笑いにするといふか、そういうところがあると思うんです。同僚の中には、「北朝鮮てほんまに世襲制で  
無茶苦茶やなあ」「ミサイル打つて来られたらかなわんなあ」などといふことを冗談まじりに言つてくる

人もいます。それというのは、僕は日本人の朝鮮半島に対する差別意識が中にあるんじゃないかというふうに思つたりします。僕は韓国籍ですけれども、北も南も僕の祖国だし、そういう報道を見ると腹が立ちます。核疑惑の時なんかでも今はちょっとその問題は一段落したことになりますけれども、北朝鮮が核を作るんじやないかというふうな報道だつたわけですが、核兵器を作ることは本当に良くないことですけれども、北朝鮮が核を作つて何が悪いんだと……。例えば韓国にアメリカ軍がいて核兵器を配備していた。それは撤去したということですけれども、アメリカなんかというのは潜水艦からでも核兵器をいくらでも発射できるわけですね。北朝鮮というのはやはり貧しいですから、まともに兵力的にも韓国軍・アメリカ軍と対峙する力がない。本当はそれは作つてはいけないとは思いますけれども、話の筋道としては、別に北朝鮮がそれに対抗するために核兵器を作つたってそれは通るんじやないかと、北朝鮮の核を問題にするなら米国の核も問題にすべきではないか、これは僕の私見ですけれども、そう思つたりもします。それから食料難なんかでいろんな新聞だけじゃなくて雑誌なんかにも出ますよね。こんなにひどいとか、やせ細つているとかですね、そういう話がたくさんあると思います。けれども、じやあそれだつたら僕はもつと北朝鮮に援助してやればいいんじやないかと思うわけです。民間なんかでちょこちょこと援助はあるみたいですねけれども、政府なんかはたくさん援助してやればいいんじやないか。カンボジアなどには困つてて軍隊まで派遣して助けてあげたくらいですから。ましてや北朝鮮というのは日本の隣国ですし、歴史的には植民地統治で収奪してきたわけですから、それぐらいしてやつてもいいんじやないかというふうに思つたりします。とりとめのない話ばかりでまとまらない話なんですけれども、そんなことを考えながら今は仕事をしているという状態です。まともな話でどうも申し訳ありませんでした。

仲尾 どうもありがとうございました。お二人のお話から日本人の私たちがうかがい知れない就職差別の実態、あるいはお仕事をされながらの様々な思いを聞かせていただきました。ここで、少しお手元の資料を説明させていただいた上で休憩にして、ご質問表を受け付けるということにしたいと思いますので、OHPの用意をお願いいたします。

お手元の資料が大変細かい活字なので見にくいかと思いますので、OHPで拡大をして問題のところをご説明させていただきます。まず一枚目は（資料6）、地方公務員の採用に関する国籍条項、国籍による制限があることとの資料でございます。これは一番最初に政府が出しました方針でありまして、一九五三年、これは一九五二年にサンフランシスコ条約が発効した、つまり在日韓国・朝鮮籍の人々、台湾籍の人々が日本国籍を一斉になくなしたその翌年です。それを追いかけるように「公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は

### 一九五三（昭二八）三・二五（法制局一発二九号）

内閣法制局第一部長 高辻正巳 回答

「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするもの」と、こういうものが出来ました。これが最初です。二番目のものは（資料7）、今まで内閣法制局の高辻回答というものが即した形で、今度は自治省から出たんですね。ほとんど文章は同じです。「地方公務員に関する公務員の当然の法理に照らして日

資料6

一九七三年五月一八日自治省公務員第一課長回答（自治公二八）（大阪府総務部長あて）

（照会）

1 地方公務員法上、日本の国籍を有しない者を地方公務員として任用することについて

直接の禁止規定は存在しないが、公務員の当然の法理に照らして、地方公務員の職のうち公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわるものについては、日本の国籍を有しない者を任用することはできないと解すべきかどうか。

2 前問と関連して公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが将来予想される職員（本市においては、一般事務職員、一般技術職員等）の採用試験において、日本の国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めるとの適否はどうか。

（回答）  
できないものと解する。  
2 1 適当でない。

本国籍が必要かどうか」という大阪府からの問い合わせに対し、「公権力の行使又は地方公共団体の意志の形成への参画が予想される職員においては、日本国籍を有しない者には一般的に受験資格を認めることの適宜はどうか」、回答は「適当でない」という告知が出たわけですね。これが自治省の公式回答になりました。その後、各地方公共団体、地方自治体から問い合わせが出ました。当然の法理というのは一体どうしたことだろうということの疑問と、先ほどの公権力の行使に携わる公務員とは一体どんなのかということで、いろんな迷いが出たんですね。それで大平内閣の時、七九年に大平総理大臣は国会で、（資料8）日本国籍を必要とする公務員、これは国家公務員だけではなくて地方公務員もそうであるけれども、それが公権力の行使に携わる地方公務員であるかどうかについては一律に判断することは困難で

資料7

## 大平首相答弁書

一九七九年四月二三日「在日韓國・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問」に対する大平正芳内閣総理大臣答弁書（内閣衆質八七一―三）が出された。その要旨は次の通り。

イ 公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない。このことは国家公務員のみならず、地方公務員の場合も同様である。

ロ 公権力行使等にたずさわる地方公務員であるかどうかについては、一律にその範囲を画定することは困難である。いわゆる管理職であるかどうかを問わず、任用にかかる職の職務内容を検討して、当該地方公共団体において具体的に判断されるべきものと考える。

ハ 自治省回答は将来の昇任等の人事管理運用上の配慮を考慮して行われたものである。

ある。いわゆる管理職であるかどうかを問わず、任用にかかるることは当該地方公共団体において具体的に判断されるものと考へる。つまり自治体に任すという、そういう答弁書が出ました。

この二、三年の間にいろんな動きがあるんですが、実はその前、九一年に『日韓覚書』（資料9）といふものが外務省レベルで交わされました。この時は教員の問題が出ました。学校の先生になりうるかどうかということですが、その時、ここにありますように、「教員採用試験の受験を認めるように各都道府県を指導する」ということで、この文章はここまで非常に積極的に在日の方々の教員採用を拡大しているんです。ところがこの場合において、「公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ身分の安定や待遇についても配慮する」と。地方公務員についても同じように、国籍による合理的な採用を踏まえた日本国政府の法的見解、これが高辻回答やあるいは自治省の

資料 8

一九九一年一月一〇日（在日韓国人の法的地位・待遇の日韓）覚書

- 4 公立学校の教員の採用については、その途をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めるよう各都道府県を指導する。この場合において、公務員任用に関する国籍による合理的差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ身分の安定や待遇についても配慮する。
- 5 地方公務員の採用については、公務員任用に関する国籍による合理的差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大が図られるよう地方公共団体を指導していく。

回答ということになるんですが、それを前提としつつ採用機会の拡大が図られるように地方公共団体を指導していくという、こういうものが出来ました。こここのところは全体のトーンからいえば採用を拡大する、それから配慮するということなんですけれども、この国籍による合理的差異というのは非常に玉虫色の文言でして、これを結局文部省が逆手に取つて教諭の採用は今まで大阪であつたんですが、それを止めて常勤講師という、管理職になれない身分ならないというように、逆に制限を強化したという経過があります。

これは昨年十一月の倉田前自治大臣の見解ですが（資料10）、高知県の橋本大二郎知事がこの年の四月ですか、基本的に地方公務員に国籍条項をはずすということを発言してから、各自治体がいろんなことを考えました。それに対する回答で、ほとんど今までと一緒にですが、やはり公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる公務員は日本国籍が必要だという当然の法理は地方公務員の場合も同様だと。特に一般事務職などの場合、将来公権力の行使などにつくことが予想される職種に外国人を採用すること、これはいわゆる管理職の問題を言っています。それは問題を生じると。川崎市のような条件、これ

**倉田寛之自治相談話要旨（11月1日）**

①公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍が必要という当然の法理は地方公務員の場合も同様 ②一般事務職など将来公権力の行使などにつくことが予想される職種に外国人を採用することは将来の人事管理に支障を生ずるおそれがある ③（川崎市のような条件で）国籍要件を撤廃することは適当でない。

資料10

**白川勝彦自治相談話要旨（11月22日）**

①公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍が必要という基本原則は地方公務員の場合も同様 ②しかし、どのような職種が具体的にそれに該当するかどうかはそれぞれの地方自治体で責任を持って適切に判断すること ③一般事務職で国籍要件をはずすことはいろいろ支障も生ずる可能性もあるが運用面で工夫し適切な措置を講じれば解決の道が開かれる ④外国人の採用機会拡大にご努力いただきたい。

資料11

は管理職にならない範囲で採用を認めるということだったんですが、それは適当でない、といういう従来の見解をほぼ踏襲する意見が出ました。ところが、新しい内閣の白川現自治大臣は十一月二十二日に（資料11）、基本的に①については倉田前自治大臣と同じなんですが、しかしどのように職種が具体的にそれに該当するか、それぞれ地方自治体で責任を持つて適切に判断すること。一般事務職で国籍要件をはずすことはいろいろ支障も生ずる可能性もあるが、運用面で工夫して適切な処置を講じれば解決の道が開かれる。外国人の採用機会拡大にご努力いただきたいということで、この②、③、④については倉田発言を大きく越えております。つまり、大平答弁書にほぼ近いようなところに戻ったというのが現状です。

先ほどから「公権力の行使に係わる問題」と「当然の法理」ということが出てきました。「当然の法理」というのは法律ではないんですね。つまり、日本の法律では地方公務員の任用について外国人を排除するという、そういう国籍条項はございません。それを確認するために、関連の法をいくつかを挙げました。

まず地方自治法です（資料12）。地方自治法の目的は、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政を行う」ということですから、地方自治体は民主的に行政をしなければいけない、これは大原則ですね。これは公務員の雇用にしても、当然民主的という言葉に含まれると思います。それから基本原則として、「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の健康及び福祉を保持する」ということで、その対象に国籍条項はありません。すべての住民、滞在者ということになっています。

それから地方公務員法は任用の基本基準、国籍条項はありません。欠格条項、欠格条項というのは職員となれませんよという条項ですが、ここには禁治産者とか準禁治産者とかいうのが並んでおりまして、国籍条項は欠格条項にはありません。

## 「国籍条項」をめぐる関連法令

- 地方自治法 第一条（目的）地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保第二条③一（基本原則）地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。
- 第十条（住民の意義、権利義務）市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
- 地方公務員法第十五条（任用の基本基準）・・・国籍条項なし。
- 第十六条（欠格条項）職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。・・・・国籍条項なし。
- 労働基準法第三条（均等待遇）使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取り扱いをしてはならない。

さらに労働基準法については、使用者、労働者の国籍や信条や社会的身分で賃金、労働時間、その他の労働条件について差別的な待遇をしてはならないという均等待遇の原則が書かれております。それから地方自治体の動向ですが、（資料13）七〇年代に大阪市で中国籍の保母の方が採用される。統いて阪神間の六市一町で技術職の国籍条項が撤廃される。八尾市、三重県教委、大阪府などでそういう技術職のところで外籍の方を登用するということが始まりました。それから八〇年代には大学教員の任用法が出来ました。大学教員は学長や教務部長にはなれないけれども、外国人の教員を認めるということで国立大学にも外国人の先生が誕生したわけです。但し、その時に、公立学校は今まで通りだということを中曾根総理が談話を出しまして、大学だけの特例だということを言いました。八四年には郵便外務職、いわゆる郵便配達をする人ですね、その職についてはOKが出ています。九〇年代に入りま

資料12

## 地方自治体の動向

- 一九七〇年代 七二年に大阪市中国籍保母採用、ついで阪神六市一町、一般事務職、技術職の国籍条項撤廃。八尾市・三重県教委、大阪府内諸市など。
- 一九八〇年代 大学教員任用法（八二年）但し公立小学校教諭は「当然の法理」適用の再確認（中曾根総理談話）八四年郵便外務職、八六年看護三職撤廃。
- ① 一九九〇年代 政令指定都市へ波及。九一年日韓覚書の結果として「常勤講師」格下事務職のうち国際、経営情報などの分離により撤廃をめざす（大阪市・神戸市・川崎市）
- 法治主義違反として高知県知事全面撤廃の意向表明（九五年）
- ② 任用制限付き撤廃の方向 1 大阪市・川崎市・大阪府（およそ課長級まで）
- ③ 任用制限の大枠緩和の方向 1 神戸市・横浜市・神奈川県（およそ局長級まで）
- ④ なんらかの見直し表明 1 滋賀県・京都府・東京都
- ⑤ ⑥

して、政令指定都市の国籍条項の緩和が部分実現しました。それは先ほどの『日韓覚書』の結果としてということもありますけれども、まず最初に大阪と神戸で事務職のうち国際・経営情報などの職種を分離して、これらは外国人OKだということにしたんです。ところが、受験者は日本人が圧倒的で、外籍の人は今までこの二つの職種には採用されておりません。ですからこういう分離方式はあまり成功しなかった、意味がないことになつたんですね。その次、九五年に先ほど言いました橋本大二郎知事が、「当然の法理」というけれども法律に書いてない、それはむしろ法治主義違反だという非常に高い理念から全面撤廃の意向を表明した。但しこれについては、まず選挙で私が公約して私が再選されたら、という条件を付けまして、その通り再選されたんです。ところが県人事委員会から反対があつて、未だ高知県では日の目を見ておりません。人事委員会はこういった人事採用の基本原則を満場一致で決める

資料13

## 地方自治体の職種

職 種	国籍条項による採用
①一般事務職	×
②一般技術職（土木・建築・電気・機械）	×
③消防職	×
④現業職（バス運転手・清掃局の技能労務職など）	○
⑤資格・専門職（医師・看護婦・大学教員など）	○
⑥教育職（市立学校教諭）	△

①～③は京都市職員採用受験案内による

資料14

というんですが、満場一致にならなかつたというよう  
に聞いております。

それから任用制限付撤廃の方向、つまり管理職にな  
らない範囲で撤廃するというのが、大阪市、川崎市、  
大阪府。おおよそ課長レベルまで止めるということ  
でやろうという動きがあります。それは将来いろいろ  
と問題が起きたる、出来るだけ任用制限を大幅に緩和し  
ようと。例えば局長とか、部長とかいうのは引っ掛け  
るかもしれないけれども、局長レベルである参事とか  
ですね、そういうことだつたらいいんではないかと  
いうことで、神戸、横浜、神奈川あたりがそういう見  
解を今、出してきております。また、具体策はありま  
せんが、何らかの見直しの表明を滋賀県と京都府と東  
京都がやつたと、こういうことであります。

じゃあ地方自治体の職種というのは一体どうなつて  
いるか、これは京都市の例です（資料14）。京都市の  
採用受験案内によりますと、まず一般事務職。これは  
非常に多いんです。約五千人位いらっしゃると聞いて  
おります。ここは国籍条項ありましてダメ。それから  
一般技術職。土木、建築、電気、機械というところで

すね、これもダメ。それから消防職もダメ。それから現業職、これはいいということで、バスの運転手、清掃局の技能労務職などがOK。それで、尹さんはここで今、採用されて仕事をされている訳です。バスの運転手さんも今、確か五人いらつしやるというよう聞いております。それから資格専門職。医師、看護婦、大学教員、これはOK。教育職。これは先ほど申し上げましたけれども、教諭はダメ、常勤講師ならないといふことです。市立学校の教諭はそういう意味で△印と。これがおおよその職種であります。この辺の経過についてはずっとお話し申し上げるとそれだけで六十分、九十分たつますので、とりあえずこういうことを頭においていただきながら、いろいろご質問、ご意見をお聞かせいただけたらと思います。もう一枚外国の例を書いたものがございますけれども、それについては私自身も勉強不足で、まだ具体的な内容について実はこういうケースなんだということを掌握しておりませんので、皆さんへの参考資料としてとりあえず出させていただくに止めたいと思います。以上です。

司会 お話をありがとうございました。これをもちまして、第一部のパネリストのお話を終わります。只今より約十五分位休憩に入りまして、第二部から皆様との意見交換を行いたいと思います。お手元のご質問、ご意見用紙のご質問とかご意見を書いていただきまして、こちらに意見箱を用意しておりますのでお入れください。第二部から意見交換を行います。ありがとうございました。

## 第一部

### 質疑応答

司会 大変お待たせいたしました。只今より第一部に入りまして、先ほど皆さんから集めましたご意

見とかご質問についてお話をいただきます。それではよろしくお願ひします。

仲尾 それでは再開いたします。締切りまでに十人の方からご質問並びにご意見をいただきました。その全てを整理しまして、これからお二人、並びに私が答えて参りたいと思います。やはり予想した通り、いわゆる公務員の国籍条項へのご質問、ご意見がかなりありましたが、それは重複するところもありますので、後ほどお二人にまとめた形でお答えというか、ご感想、ご意見を述べていただくことにしまして、まず、少し外枠から行きます。

一、「国籍条項の撤廃が多くの自治体で論議されていますが、実現したとしても民族学校卒業生は同等に取り扱われているのでしょうか。大検受験についても同等の取扱いがなされていないように見受けられますか。」

こういう質問です。まず後の方の大検受験のことから説明をさせていただきます。民族学校は各種学校でありまして、学校教育法の第一条による学校ではないということで、一條校扱いではありませんので、大学受験資格はない。それでは日本の大学に進学する時にはどうしたらよいか。まず高等学校に在籍していることが大検受験のために必要なので、定時制または通信制の高校に在籍する。それから大検を受ける。そしてその大検が通つたら、改めて日本の国公立、私立の大学を受けるという、そういう非常にまわりくどいことをしなければなりません。しかし韓国学園も朝鮮学園もほぼ日本の高校と同じカリキュラムをもつております。ですから今、全国の四割の私立、公立の大学が受験資格を認めております。ところが国立大学では認めていません。それで今、それを撤廃しようという運動があります。ですから大検受験資格そのものが民族学校の場合ないことがあります。それから自治体の採用の

場合でされども、これは今、市の方にもお伺いしていただんですが、たとえば現業職だと中卒程度、つまり義務教育修了者というのが条件になつていて、それ以外の職種の場合にも何々程度ということがあるので、実際には自治体によつてよく分からぬけれども準用はあり得るのではないかと、こういう現状のようあります。しかし現実にはそういう形で民族学校から公務員に就職される方はほとんどいらっしゃらない、というのが現状のようでもあります。

その次、いよいよ国籍条項のことがございますが、お二人にという質問です。

一、「管理職制限」という条件で果して働く意欲は起つるものでしようか。」と、このことと「先般の京都府長による『京都市職員採用条件の国籍条項を見直す考えはない』」という発言についてどうお考えなのか、どういうお気持ちで聞かれたかを教えてください。」

特にこれは尹さんの場合、現職の公務員でもありますから、お答えにくい点もあると思いますが、お差し支えのない範囲でご自身のご判断でお答えいただけたら、と思っております。同じく国籍条項について、

三、「私見としては、定住外国人、日本で生まれ育つた人々に国、地方に關係なく制限をつける必要はない」と考へてゐるのですが、立場上で「メントできる範囲で考へを伺いたい。また多くの在日の人々の意見を知つておられる範囲でお教えください。」

ということです。今のものと合わせて三人の方のご質問に対してもうさん、曹さん、それだからコメントをいただきたいと思います。

尹 まず最初に管理職の制限についてですけれども、私自身の意見を述べさせていただきますと、今のこところ私は部長、課長とかそういう出世欲はありません。ですから、この何年かは今の職場でずっと働くと思います。そしてまた働く意欲ももちろんあります。ですから市の職員も続けていきたいというふうには思つております。ただこれについては、マスコミでもありましたが、東京都職員のチヨン・ヒヤンギンさんの裁判等もありますけれども、そういった点、つまり定住外国人が管理職につけないという制限はおかしいというふうには思つております。ですからこれについても将来、撤廃されるというふうに私は楽観的には考えております。

それとこれはかなり言いにくいくらいですけれども、先ほどの京都市長の京都市職員採用条件ですね。これについては他の自治体、特に関西では一般職についてはほとんど撤廃されております。様々な条件はありますけれども、京都市についても在日韓国・朝鮮人を含む定住外国人が一日も早く入つてこられる制度になつてほしいという希望は持つております。ですから先ほどのマスコミ等で発表されたことについては、私自身非常に残念に思つております。でも近い将来、撤廃されるというふうに思つております。

また国籍条項についての私見として関係なく制限をつける必要はないというふう考えていると書いておられますけれども、私もそういうふうに思つてます。何故かと言いますと、明確な法律がないと先ほど先生のお話もありましたけれども、明確な法律がないのに採用しない。そして民間では明確な法律があるのに日本人と同時に採用しない、労働基準法でやはり国籍などは関係なしに採用するというふうになつておりますので、私自身は国籍条項についてはやはり設けるのは非常におかしいというふうに思つております。そういう意味でも今後も関心は持つていきたいと思つております。行政が国籍条項撤廃に積極的であれば、民間企業に対しても積極的に指導できるようになると思つります。

仲尾　はい。では引き続き曹さん、お願ひします。

曹　まず最初、管理職制限ということですけれども、僕も管理職になるのかどうかははつきり分からぬいし、なれないんじゃないかもとも思つたりしますすけれども、基本的には仕事があつて変な言い方ですけれども有難いといいますか、そういうところも多少あるのと、仕事を通じて自分の能力というかそういうことが發揮できて、基本的には毎日生活がとりあえずは出来たらいんじやないかというふうに思つてゐるので、それについては特になれないからどうかとかはあまり考えたことはありません。

それから国籍条項のことに関しても、尹さんと大体同じような意見で、やはり税金とかきつちり取られて権利がないという意味では不満ですし、なれないんだつたら税金をかけてくれというようなのは冗談としてもそれなりの権利といふものを認めてほしい。もつと言えば、さつき言つた当然の法理というのが法律の条文ではなく、勝手に行政が解釈して運用しているにすぎないということなんですが、地方公務員だけに限らず、例えば官僚とか議員とかあるいは裁判官などになつて、政策を立案したり、法律の文章に基づいて判決を下したりとかいうことも、素朴な疑問として僕は別に出来るんじやないかというふうに思つたりしています。

仲尾　はい。ありがとうございます。次に国籍条項、公務員の採用の問題ではないんですが、参政権についてのご質問があります。

四、「参政権（被選挙権、投票権）について国籍条項と同様に意見などを伺いたい。特に地方参政権と国籍について私の在日の知人は地方だけでいい、国政は本国があるからというのですが。」

こういうコメント付きのご質問があります。これは今日のお二人のお話からは少しずれますが、お二人方、簡単にコメントをお願いいたします。

尹 参政権の問題については、国政については私も分からぬところがありますが、地方参政権についてはやはり一住民として認めるべきだというふうに思つております。何故ならば現に地方の一般事務職に採用されている在日同胞の方も含めて在日外国人が既に存在しているということで、要するに行政の一部を担う仕事をしている。現に今、川西市などでは幹部の方もいらっしゃるということで、そういう行政の一担当者になつてゐるという意味も含めまして、地方の参政権ともリンクした形で認めていくべきではないかというふうに思つております。以上です。

仲尾 はい。では曹さん。

曹 さつき言つたことと重なるかも知れないですが、地方の参政権と同様に国政の投票権といいますか、あるいは在日党とかいうのもあるみたいですねけれども、立候補したりする権利もあつてもいいんじゃないかと、ただ単純に思つています。

仲尾 はい。ありがとうございました。地方参政権の問題については在日の方々の中でも意見が分かれているようであります。それと同時に理論的にもまだ詰まつていないとこども事実です。たゞ一方ではお一人がおつしやいましたように、素朴な形で税金を同じように払つてゐるし、住民だから参政権があつてもいいんじゃないかというご意見が強い。それがまた日本人のほうにも非常に理解しや

すい形で広まっているというのも事実ではないかと思います。そのあたり私としては、もう少し理論的にこの問題をきちんと整理しなければならない段階ではないかというように考えております。

その次、「これは」と感想ですが申し上げます。国籍条項に関する」とです。

五、「公権力の行使又は国家意志の形成への参画に携わる公務員となるには日本国籍を必要とする」というのは、本当にそうでなければならないのだろうか。他の国々はどうかはよく知らないが、この言葉そのものに対する意見が必要であると思う。（ここからはこの方のご提案です）公権力の行使又は国家意志の形成への参画に携わる公務員の内訳は次のようにあらねばならない。一〇%の外国人、一〇%の障害者、一〇%の女性などである。というふうに、今とは全く異なる世界観が二十一世紀に向けて必要になると考える。」

こういうご意見です。これは私なりに理解しまして、アメリカなんかでやっているアファーマティブアクションですね、社会的少数者のために一つの枠を作つて採用の機会を拡大しようという措置をとられていますが、そういう種類のご提案ではないかと理解しましてご紹介申し上げます。

次に少し問題が変わります。

六、「初歩的な質問だと思いますが、通名というのは自由に使えるのですか。次の日から全く別の氏名でも届け出ればOKなのでしょうか。」

通名の問題のご質問です。外国人登録法の場合でも本来名前は一つでありまして、通名というものが公文書となる基本の届出用紙にある理由がないというのが本筋だと私は思うのですが、ところが便宜上ということで外国人登録法そのものの条文にはないけれども、旧植民地出身者の方々の場合は括弧書き

で通名を記載するということをしておりまして、その通名については現に使われているもの、そして一つだけ、ということになつております。郵便物が届く状態ということで、通名をそこに記入するということを窓口で指導する。そういう意味合いのことが、外国人登録法の施行のための内部の便覧の中で書かれております。そういうことから使われています。だから、通名は例えば芸名のようにしょっちゅう変えていいというものではないし、現に使つてあるものしか駄目だということなんです。これは逆に言うと、創氏改名以来、日本名を強要してきたその伝統がそのまま便宜上ということで外国人登録法の中に持ち込まれているんじゃないかと私は思うんです。だからその辺について、当事者の在日の方々、それからそういった外国人登録義務の行政の在り方、それから日本人として韓国・朝鮮人、台湾人の方々の通名というのをどのように考えるか、三者がこれから真剣に考えてみる必要がある問題だと思つております。

なおこんな例もあります。これは私の同じ大学の職場の人ですけれども、その人は本名で通してゐるんですね。お父さんが通名を持つておられる。お父さんのところに括弧書きで通名がある。日本名を書いておられる。それで外国人登録の切替えに行つた時に、自分は通名を書いてないのに、一週間して取りに行つたらお父さんの登録名のカッコ書きから引っ張りだして括弧して区役所が勝手に通名を書いたという例があるんですね。怒つたけれど、もう取り返しがつかないというようなこともあります。これは区役所の人が親切でやつたことだとは思うんですけども、その通名の意味合いについてよく理解がないために、そういうことをやつて結果的には通名を強要したような事例もございます。それはちょっと余分なことですが、そういう取扱いが実は現場にあるんじゃないかということをご報告申し上げたいと思うんです。

ここから後は少し外れますが、この問題を取り上げてみましょう。

七、「東京都小平市で地元警察による外国人登録原票の閲覧が十数年以上行われていたことが昨年末明らかとなりました。（この外国人登録原票というのは、名前を初めとして当人のあらゆる情報が記載されています。警察は捜査の必要上という口実で市当局に閲覧を要請し、市当局はこれに応えたというのですが、他の自治体においても同様のことが行われているのか。これは人権上の違法か。」

こういうご質問です。こういう事件があつたということは曹さんもご存じでしたし、私も知つております。おそらくこれは、市の方にもお伺いしたんですが、いきなり警察手帳を見せて警官が見せるというような形ですぐ見せるようなものではないだろうと。それはいくら何でも分かつてゐるはずだと。つまり外国人登録原票の扱いについては、プライバシーに係るので非常に厳重な制限を設けているというのが実状であります。ですから恐らくこれは写しの公簿を見せたんじゃないかというようく推定されないでもない。他の自治体はどうかということもちょっと分かりかねます。それから人権上違法かということですが、これは非常に人権上の問題ですが、こういった問題について人権上の問題だからすぐ違法だというような法律は日本にはないんですね。むしろこれは警察行政の職権濫用とすることが考えられます。もしこの問題について抗議をし、二度とさせないとということであれば、警察官の職権濫用ということで問題をはつきりさせる、ということが筋道ではないかというように思います。

それからその次、今度は尹さんへ。

八、「強制送還発言の件で、自分が傷付いたことをきちんと相手に伝えて解決することができたのでしょうか。」

こういうお尋ねです。

尹 これについては出来ておりません。今は職場が違いますので、もし今度こういう発言をされたらきつちり決着をつけるつもりです。ですから、これからも「こういう」とがありましたら、私だけじゃなくて、周りでも「こういう」発言等があつてもやはり注意していきたいな、というふうに思つております。そういうことで皆さんに「協力をお願いしたい」と思つております。

仲尾 はい。ありがとうございました。次に、

九、「曹澤農さんのお話の中に、『日本語が上手ですね。日本に来られて何年になりますか』と聞かれると、立ち入った質問で不愉快だと聞きました。誤解だつたらごめんなさい。日本語しか話せない私は外国人、特に留学生の方に親しく話していると、そのことを聞きたくなります。外国語が話せないことにコンプレックスを感じています。」

これはご感想ですが、曹さん何かコメントがありましたら。

曹 別に不愉快ではないんですけども、こんなに新聞などで在日のこととか出ているのに、あえてそういうふうに、その方は結局知らないということなんですか? 知られていないということにちょっとがつかりすると言いますか、多少の説明をしなければいけないということに、やや煩わしいというところがあります。だから別に腹を立てていてるとか立ち入った質問だからいやだとか、そういうことではありません。

仲尾 それでは、その次、もう一つ曹さんへの質問です。

十、「私は六三年生まれで小学生の頃から在日の友人が多くいます。北朝鮮への報道について日本人は馬鹿にして見ているとおっしゃいますが、平和へ進んでいる時代に、あまりにも閉鎖的だし、ほつておいてほしいという態度を取られているように受け止められます。私はこの国だから、日本だからと特別な目で見ていている人がそんなに大多数だとは思いません。過去の事実については明らかにされないことで、むしろ日本に腹立たしさを覚えますが。水害の時も政府（北朝鮮の政府）が事実を隠し、日本の援助に変な条件を強要したりと、その間の国民の生活や生命をどう思っているんだ、というのが多くの日本人の印象で、朝鮮半島全体を色メガネで見ていると感じられるのは違うと私は思います。日本も相当低いレベルにいますが、独善はいけないと思います。何にしても核は絶対悪です。日本人は特に感情的にアレルギーを持つているのです。」

「こういうご質問と言いますか、ご意見です。じゃ、よろしく。

曹　　ちょっと何か突出したことを言つてしまつたみたいなんですけれど、別に私は北朝鮮に問題がないとか、そういうことを決して言つてはいなんです。要するに、最近この何年かにいろんな報道があつて、だいたいそれというのは北朝鮮のこういうところが変だとか、おかしいとか……。確かにおかしい面があつたりすると思うんですけども、やはり雑誌にこういうことが載るということはそれを見て喜ぶ読者がいるということですから、そういうところに僕は日本人の差別意識というのが多少なりとも中に含まれているんじゃないかというふうに思うわけです。そういうことに加えて、例えば核疑惑などの時にも、民族学校の女の子のチョゴリを切るとか、そういう嫌がらせがあつたりする。僕はそういうふうに、報道もそうだし、そういうことが起こつたりすることに腹立たしさを覚えまして、それに対応して北朝鮮側にも、例えば一つ核の問題を言いましたけれども、日本にも日本の論理があるのと同じよ

うに、北朝鮮にも北朝鮮の論理があるんだということを分かつてもらいたかったというそれだけのことなんです。だから僕は全く核兵器なんか作つてほしいとも思わないし、やはりそれは作つてはいけないことだというふうに思います。

仲尾　はい。ありがとうございました。これは締切り後に来たご質問ですが、ご紹介します。

十一、「部落差別問題と在日韓国・朝鮮人問題との共通点と違いをどう考えられますか。」

これは締切り後に来ましてお一人にはお見せしていなかつたので、私なりに少しコメントをさせていただこうと思います。

まず共通点は、やはり排除の論理だと思うんです。除け者にする。たとえば結婚の時に相手が被差別部落の方だつたら結婚させない、親戚付き合いをしない、あるいは親戚付き合いをしないことを条件として認めてやるとか、そういうことがよく出できます。これは家族という共同体の中に入れないという排除ですね。これは相手が例えば外国籍の人、外国人であつても駄目だと、韓国人だから駄目だというのと同じですね。形としてはやはり排除の論理。それが家族共同体から排除する、あるいは地域から排除する。地域で仲間にしない。あるいは職場の中で排除する。就職差別というのはそういう点で職場からの排除、仕事の上での排除ということに通じると思うんです。そういうふたつの排除の論理という点では、見事に部落差別と民族差別というのは同じ様相を呈しますね。そういう点が共通点として最も大きなポイントじゃないかと思うんです。つまり一緒に生きない、共に生きるということを否定するという点が共通したところです。

それから違う所は、在日韓国・朝鮮人問題というのは民族差別であるということです。人種差別とい

う言葉を日本人はまず知りますけれども、それは海の向こうのことであつて、人種差別は日本にないということをまず中学生あるいは小学生レベルで思つてしまふんです。これは間違いですよね。民族差別という見方を立てれば、現に在日の方々に対するいろんな差別意識、偏見が先程の就職差別の例でもあつたように渦巻いているわけです。そういう点で民族がちがうということで差別する。部落差別の場合は同じ民族なのに差別する、こういう違いがあります。

それからもう一つはあらわれ方としては、やはり歴史認識の過ちが非常に民族差別の場合尾を引いている。例えば何があると、「朝鮮人は朝鮮へ帰れ」と、そういうものが出てくるといいます。この前も市の方に少し聞いたんですが、最近京都の地下鉄に乘りますと「悪質な悪戯がトイレなどで頻発しています。なくしましよう」とこう書いてあるんです。悪質な悪戯って何だろうかなあ、またエッチなものを書いているのかなあと思つて聞くとそうじやなくて、国籍条項の問題が出てくると増えているそうです。それはやはり『朝鮮人は朝鮮へ帰れ』『韓国へ帰れ』という落書きがでる。それは交通局や市の方が写真に撮った上ですぐさま消す努力を毎日のようにしておられるそうですが、いまだにそういう形で出てくる。これはやはり在日朝鮮人・韓国人の方々がどういう経過で今日本にいらつしやるのか、つまり戦前の植民地支配、それから戦後の日本政府のとつてきた植民地出身の人々に対する政策、そういうものが殆ど知られていないところに、いきなりポンと国籍条項問題でアレルギーを起こすということが出ているようなんですね。そういう点で歴史認識の教育の大切さということは非常に大きなポイントではないかと私は思つております。ところがまた、えてして政治家やなにかが非常に無神経なことをあちこちで言う。それは非常に耳に入りやすいんですね。歴史認識をはつきりしていないと、すうっと入つてしまう。というようなことで、そのあたりがこれから私達の大きな課題ではないかと思つております。

それから後はほぼご感想ですが、ご紹介させていただきます。

十一、「若い方お二人の率直なお話を伺う機会を得て、本当に嬉しく、有難く存じます。在日本の方々が日本で職を得られることの困難について、想像はいたしておりましたが予想通りで、この国で生きて行かれるために私たちでは考えられないような事情のもとに置かれていることに深い同情と、日本人の人として大変申し訳なく恥ずかしく思います。それらが一日も早く撤廃されますように折にふれて運動し、活動していきたく今日改めて強く感じさせられました。ありがとうございました。」

こういうご感想です。これもちょっと蛇足ですが、コメントを申し上げますと、私はこの部落差別であれ民族差別であれ、同情ということで問題を立てるのはちょっとおかしいんじゃないかと思つています。というのは同情しても差別はなくならない。の人たち可哀相だということじやなくて、むしろそういうふた差別を生んでいる私たち自身の考え方、私たち自身の社会を変えていくということ、この方も後のほうはそのようにおっしゃっていますけれども、そこに重点を置いて考えないとな差別はなくならないだろうと思つんですね。水平社の時から「同情はいらない。いたわることはいらない」ということを差別される側の方がはつきりおっしゃります。それはやはり民族差別の場合も同じだと思うんです。そういうことが少し気になりましたので、蛇足ですが付け加えさせていただきます。

それから、

十三、「畠さん、尹さん。日本人同士でも許しがたい差別は多くあり、どうか自國を愛し、頑張って楽しく生きてください。」

こういう激励です。これも後から加わりました。最後です。

十四、「これまで女性差別や部落差別、同性愛差別等について具体的な意見を聞き学習してきた。今回

二人の在日韓国人の方から告発を聞けて意義があつたと思う。日本人に多く見られる排他主義には日常でも困っている。マイノリティと周囲の他人と違いを認め合うことをもつと身に付けなければいけないと思う。」

こういふご感想であります。このように全部で十二人の方の非常に貴重なご質問並びにご意見を聞かせていただきました。特に最後の二つ三つのご感想が、今日ここにお集まりの皆さん方の共通の認識として持つていただければ、今日のセッションは大変有意義であったと私も思います。今、地方公務員のことが焦点になつておりますけれども、民間企業でもさつき尹さんがおっしゃいましたように、非常に目に見えない就職差別は多いですね。同胞企業へ就職される方が大部分だというよりも聞いております。あるいは、専門職にチャレンジするという形でしか、なかなか就職の機会がないことになりますから、仕事をするという、生きていく権利が閉ざされている、あるいは狭くなつているということの問題の大きさですね。これはやはり非常に大きい。その象徴が一つはこの地方公務員の採用の問題に現れているんじやないかと改めて思いました。ちょうど時間になりましたので、これで今日のセッションを終わらせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました。

司会 ありがとうございます。これをもちまして本日のフォーラムを終わらせていただきます。

## 第三回 『国籍が持つ意味と結婚』

パネリスト

惣脇春雄氏（弁護士）

金光敏氏（在日三世・希望の家カトリック保育園保母）  
（在日三世・希望の家カトリック保育園保母）

コーディネーター

仲尾 宏氏（京都芸術短期大学教授）

一九九七年一月十四日実施



## 第三回 『国籍が持つ意味と結婚』

### 第一部

司会 お待たせいたしました。本日もご参加いただきましてありがとうございます。このフォーラムは在日の方の生涯をテーマとしまして十一月からスタートしまして、十二月は『民族意識と日本の学校』について、一月は『日本で働く』につきまして、そして今月、本日のテーマは『国籍が持つ意味と結婚』ということで結婚と国籍についてお話をいいただきます。それでは本日のコーディネーターの方とパネリストの方をご紹介いたします。コーディネーターは仲尾宏先生です。仲尾様は現在、京都芸術短期大学の教授でいらっしゃいます。パネリストは惣脇春雄様です。惣脇様は現在弁護士でいらっしゃいます。もう一人のパネリストは金光敏様です。金様は保育園の保母さんでいらっしゃいます。それでは、お話をいだきます。よろしくお願ひします。

仲尾 晴さん、こんにちは。今日は私たちの二度とない人生の中で一番大きな出来事である結婚についての話題です。結婚はいずれにしても私たちが夢を持ち、希望を語るというきっかけからはじまるわけですけれども、それが日本人と在日韓国・朝鮮人との結婚、いわゆる国際結婚の場合にどういう問題が起きるか、あるいは在日の方同士のご結婚でも日本で暮らしていく時にはどういう問題が生じるか。これは二人のそれぞれの間柄とか、愛情とかということとは別に法律の問題が絡みます。そういうこともありまして、今日はパネリストのお一人は在日の方ですが、もう一人の方は弁護士の惣脇春雄さんにお越しいただきました、そうした法律上の問題を巡ってどういうケースがあるのか、これは結婚だけでは

なくて、期待に反してと申しますか、離婚ということも含めていろんなケースがござります。そういうところをとつくりお話を聞かせていただこうということで、このようなお二人の組み合わせといいますかバランスで、今日の会を進めさせていただくことになりました。それではまず最初に在日三世の女性であります、キム・クヴァンミンさんからお話を伺うことになります。それではよろしくお願ひします。



金 光敏氏

金 ここにちは。キム・クヴァンミンです。私もこの場所で皆さんと一緒に勉強させていただきました。私の場合は自分が辛抱して聞いてください。私は現在三十六歳なんですけれども、三十六という年数を聞くと、どうしても日帝三十六年に反応してしまうんです。自分の年齢を考えると、例えば自分が一九一〇年に生まれていたら、今解放を迎えているのかなとか、単純にそんなことを思つたりします。

私は今、京都市の南区、京都駅の南の方にある東九条という町に住んで、そこの保育所に勤めています。出身は大阪の生野区なんですけれども、学生の時から京都に縁がありまして、そこで暮らしていく。自分の話から始めますと、私自身が本名を使つたり、自分の民族について深く考えるようになった過程につきましては、ここで話すと時間がありませんので、とりあえず結婚というスタート地点から話したいと思います。うちの人は日本人なんです。つまり私はいわゆる国際結婚になるんですけども、うちの場合は法的には結婚していないんです。婚姻届というものを出していないまま、事実的には結婚生活を十年送つて、子供も一人います。結婚する時に予想通り反対がありました、うちのほうでも反対

されました。うちの人のご両親のほうは私に会う以前に、私という人物、人格をどう見るかというよりも、まず朝鮮人であるということで反対されました。ああこれが現実なんだなというのは分かつていただいています。まず最初に反対される理由として、うちの親の場合は、やはり子どもの問題が大きかつたみたいです。子どもをどう育てるのか、何人として育てるのか。「君は親も捨てて韓国人と結婚するんだから、君が韓国人になつたらどうや」というようなことをうちのアボジが言つたわけなんです。うちの人にしたらそんなことは考えてもいないことでした。私たち朝鮮人の場合は今現在、日本国籍を取り多くのありますので、そういう選択というのは日常的にあります。でも、日本人の人人が韓国籍を取ろうかなんて、多分日常的にそんなことを考えることはなかつたわけで、うちの人もかなり驚いたんです。そんな中で向こうのご両親の場合は、四国の方なんですけれども、周りに朝鮮人がいないので、朝鮮人に対するイメージというのは完全に社会のイメージそのままになつてゐるのです。多分私は向こうのご両親が会つた初めての朝鮮人じやないかな。朝鮮人そのものというか個体として見られたのは私が初めてじやないかと思います。向こうのご両親というのは、田んぼや畑が小さいながらも自分たちで食べる物は作つておられます。お父さんは今はもう定年されているんですけども、とても実直な方で、お母さんも味噌も作るし、もちろん漬物も全部自分で作る、そういうご両親で本当に自然の中で心豊かに過ごしておられます。私はその時思つたんです。ああ差別というのは個人の持つてゐる問題ではなくて、結局社会意識の反映なのなど。それは頭ではずっと分かつていてことだけれども、あの立派なご両親を見て、この人が差別するのかと、でもご両親は差別しているとは思つておられないんですね。当たり前のことと言つてはいる、私たちの結婚自体が非常識なわけで、世の中の非常識なことを私たちがやつてゐる。ましてや婚姻届も出さない。そういう結婚に対して向こうのご両親は反発されたんです。

でもそれはご両親の性格が悪いわけではないんですね。そういう社会意識というのが見えない形のない差別としてこの社会にあるから、どんな真面目でいい方でもそういう意識を持つてしまう。そう思うと、やはり私が最近怖いなと思うのは、この間たまたま『朝までテレビ』を見ていたんですけども、最近の新しい歴史教科書を作る会の方々の話などを伺っていますと、これを受け入れる素地がこの国にはまだあるんだな、というふうに思つたんですね。だから自分たちの歴史を自虐的な歴史観だと言つたりする。それを例えれば普通に生活している方が、「そうだ、何か言えば韓国に頭を下げて、謝罪、謝罪と常に戦争のことになると日本は頭を下げてばかりだ」という、ストレスというのを溜めているのかな。でもきちんと日韓、日朝の歴史が教えられていたならば、そういうことはなかつたんじゃないかなと思います。だから形として見えない差別の中でどっぷりつかつていて、朝鮮人の側も自分を朝鮮人として百分之の自分を出したいと思っても、それを受け入れてもらえない社会の中で、結局百分之の自分を出し切れない、そういう悪循環の中で今きているんじやないかなと、自分の経験を通して思つています。

私の場合は先ほども言いましたように婚姻届を出していませんので、子どもたちは私と同じ韓国籍です。だから外国人登録証を持っています。私は個人的には今の外国人登録の制度であつたり、入管の制度に関しては、この制度自体を支えているのは日本の排外意識であると思っていて、治安管理的な法律だと今も思つています。そのことは別にしましても、あえてその法律に自分の子どもたちをはめているわけですから、矛盾しているといえば矛盾しているかもしれません。なぜ婚姻届を出さなかつたかといふと、一つにはうちの人の場合は、日本の戸籍制度自体に対する批判があるということと、私の場合は八五年に国籍法が変わった時に、私たちみたいな夫婦の場合、母親が韓国籍で父親が日本籍、本来ならば国籍法両系主義になつた場合、しばらく二重国籍で選択が出来ると思つたんですけども、韓國の方がまだ父系血統主義のままでないので、結局は日本国籍にならざるをえないという、そういう認識が

あつたんですね。それで、選択させたいという気持ちもありましたし、正しい知識かどうか分からぬんですけども、結婚する時に結婚祝いに『国際結婚ハンドブック』というのを先輩からいただきまして、この中で準正認知というのがあつたんですね。今、婚姻関係を結んでいないけれども、子どもが二十歳までに私たちが婚姻関係を結んで、うちの人が子どもを認知した場合に日本国籍を取得できるというようにここには書いてあるんです。そのこともあって唯一うちのケースで選択できるとすれば、とりあえず婚姻届は保留して、子どもが二十歳近くなって自分で判断できる時に、どうしても日本国籍を取りたいと言った場合に、私たちが婚姻関係を結んで子どもをうちの人が認知すれば日本国籍に出来るかな、というふうなその時の判断だつたんです。法律的に私も明るくないので、たまたま読んだ本で考えたことと、子どもがどちらを選ぶか分からんんですねけれども、明らかに婚姻届を出すと日本国籍しかなれないし、韓国籍は絶対選べないというのが事実なので、そういう意味で婚姻届は出していません。

それとこれもまれなケースだと思うんですけども、私の子どもは村上金（キム）という「通名」を使っています。通名は日帝時代に強制されたものなんですねけれども、例えばキムである私はずっと金山と名乗っていました。私の外国人登録証にキム・クヴァンミンと書いて、下に金山何々と書いた項目がありました。私が本名でいきたいと思った時点でそれを削除しようと思ったんですね。それを消してください、と区役所で申しましたら、それにも結構手続がいりまして、いろいろハンコを押したりいっぱい書いたりしまして、とりあえず削除してもらつたんです。うちの子どもたちの場合は「通名」で村上金（キム）と名乗っているんです。本名は金何とかなんですねけれども、「通名」は村上金なんです。この名前は自分たちで考えて作った「通名」です。わざわざ通名を使うのは何故かと聞かれるかもしれません、やはり私たちの子どもは父親が日本人であつて母親が朝鮮人であるということ、そのものを名前に表したかった。そこから逃げないで欲しい。あなたたちの父親は日本人で母親は朝鮮人である、そ

れは子どもにとつてはすごく重い十字架を背負わされているかもしれないけれど、あえてそういう選択をしています。ですから、学校にも村上金で行っています。最初はいろんな反応、ハレーシヨンがありました。子どももちょっと臆病になつた時期もありましたし、うちの両親は猛烈に怒りました。結婚届は出さない、名前は訳がわからない、何という非常識な奴だというので非常に憤慨して、うちの父親なんて開いた口があさがらないという顔をしておりました。向こうの両親の反応はすごく複雑で苦笑いをされておりました。それ以前にずっとキムで名乗っていた時に向こうに帰った時にうちの子どもたちが苗字を言わないんですね、明らかに向こうの人が拒絶しているのを子どもは肌で感じているから。日本の村上さんの場合に、ましてやうちの人が長男で本来なら家を継ぐという田舎の環境の中で、朝鮮人と結婚をしてその子どもまでが朝鮮名を使つているというのは、田舎の社会の中ではほとんど通用しない。お母さんたちもそれに耐えられない状況でした。それを私は良いわるいを別にして理解できる。そういう中にお母さんたちがいるということは辛いことだなということを理解できるんです。そういう意味で村上金になつた時は非常に苦渋に満ちた顔をされておりました。

今、上の子は小学校一年生なんですけれども、時々言います。「ミウ（うちの子）のお友達は誰もミウの苗字を言わないよ。苗字って誰が決めるの？」。そういう問い合わせを今、子どもにされています。村上金というのはかなり慣れましたけれども、言いにくいというか珍しいので、苗字をなかなか学校では呼んでもらえないらしいです。私の苗字を呼ぶのは先生だけだと彼女は言つてはいるんです。そういう意味で私たちはすごくマイナーな選択をしていくとは思いますが。

あまり時間もありませんので国際結婚で私の周辺の人の例をあげますと、うちの親戚などで国際結婚をしている場合ですけれども、女性が朝鮮人で相手が日本人だった場合に、二つケースがあります。うちの従姉妹の場合は恋愛結婚ですが、相手の人は「朝鮮人なんて関係ないよ。僕たちが一緒になるんだ

から関係ないよ。だけど両親には話さないでくれ」という、それはすぐ矛盾していると思うんです。自分は分かっているけれども、両親は受け止められないから両親には隠してくれというので、結局うちの従姉妹の場合は、自分が朝鮮人であることを相手の両親に告げないままです。それが一つのケースで、叔母さんの場合は、結婚後帰化しています。その叔母さんはかなり民族教育も受けておられるんですけども、今現在、自分の子どもにも自分が朝鮮人であることをきちんと話せていないし、地域の人や学校関係に全部伏せています。帰化して元朝鮮人だったことを絶対言わない、自分は今後も絶対言わない。それが分かってしまつたら全て自分の生活が破綻する。そこは事業もしていまして、そういうことが分かつてしまつたら、社会的に自分たちの経済も揺るがすような状況になるというので、隠してきています。何か以前の自分を見るようで、「そういう生き方ってしんどいやろなあ」とか思うんですけども、それは意外と多いケースではないでしょうか。ほとんどがそうかもしれないと思うんです。私の友達なんかでも朝鮮人同士で結婚しているんですが、相手の方が帰化されています。そのお家では文化、風習、法事をするなどということは残っているんですけども、一切外には分からぬ形で、自分たちだけの世界を守っています。その人は大きな家らしいんですけども、(元談で言っているのに)「クウアンミン、キムチどこに置いているか知ってる?」「どこに置いてるの?」「離れに冷蔵庫があるねん」。家の中にあると匂いがするからお客様さんが来た時それがばれてしまうというので、離れに冷蔵庫を置いてそこからキムチを取つて食べているという生活を笑いながら話してくれたんです。今はキムチなんて日本人の家庭どこにでもあるし、当たり前みたいに食べているんだけれども、意外と朝鮮人を隠している家庭では堂々と食べられていないというか、まだまだそこに抵抗感があるというのが現実社会じゃないのかなというふうに思つんです。

私が今住んでいるところは、先ほども言いましたように東九条という所で、朝鮮人が非常に多い町で

す。歴史的に戦前から朝鮮人が多くいます。私が勤めている保育園は、いわゆるカトリック系の保育園なんですけれども、このお話があつた時に自分の保育園で朝鮮人が何人いるかな、日本人が何人いるかな、と自分自身で調べてみたんです。正確な数ではないですが、いわゆる朝鮮人もしくはどちらかの親が朝鮮人の場合はうちの保育園の場合は七〇%なんです。どちらも日本国籍の日本人というの三〇%だつたんです。日本人を探すほうが早い。もちろん地域自体に朝鮮人がそこまで多いわけではないんですけど、うちの保育園の場合は民族的な保育をしているということで韓国・朝鮮籍の人人がたくさん来ていることがあります。うちの保育園では日常、本名で呼び合っているので、本名の名前に違和感はないんですね。家では通名を使って、保育園では本名を使っている子もいるんですね。それが五歳位の子どもでも使い分けがきちんと出来ていて、誰かが「僕、何て名前?」「うーん、僕一つ名前あんねん、どっち聞く?」とかずっと言えるんですね。それが(二つ名前があることが)その子にとって日常なので全然当たり前のよう話をして、表へ出たら通名を使って保育園の中だけでは本名を使ってるとか……。実際うちの保育園では本名を使っていても、小学校へ行つたら通名に変える方がほとんどです。うちの子どもは陶化小学校にいるんです。陶化小学校にもかなり韓国・朝鮮人の子どもがいるんですが、やはり本名を使っている子どもは少ないです。うちの子どものクラスが今三十七人いるんですけど、この間見たら本名を使っている子が五人いたんですね。うちの子も一応本名とみなして、担任の先生が言うのは「ものすごい珍しいですよ、お母さん。こんなに本名を名乗ってるクラス持つたことありません」というぐらいで、東九条のように、皆本名をつかって胸を張つて生きれるんじゃないかなと思うところでさえ、こんなに本名が少ないというのが現実です。朝鮮人が少ない所なんてほとんど本名を名乗つていませんじゃないかというふうに推測出来ます。ただ東九条という町が面白いのは、同じ国際結婚の場合でも私たちみたいに村上金と名乗つたりする場合もあるし、またミウの子どものクラスで、例えばお母

さんが日本人、お父さんが韓国籍という場合がありまして、そこも婚姻届を出していないので子どもは必然的に日本国籍になるんですが、日本国籍だけれども韓国名を名乗っている。だから日本人が通名を使っている、その本名は日本の名前で国籍は作られているんだけれども、社会的には私は朝鮮人だ、お父さんは朝鮮人だというので朝鮮名を使っているケースがあります。それと別のケースなんですが、八五年に国籍法が変わった以前と後の子どもというのは法的な位置が変わつてるので、同じ家庭の中でも日本国籍である場合と韓国籍である場合とか、兄弟で国籍が違つてしまつ場合も現実にあります。

法律のことと先生にお聞きしたい一つとしては、例えば日本に於ける国際結婚で二重国籍をして選択をする場合、片一方の国の国籍を離脱するということになると思うんですけども、例えば離脱しなかつた場合に、そういう手続を取らなかつた場合にどうなるのかなと。二重国籍を韓国にしても日本にしても認めていないので、二重国籍でいくんだということを表明した場合に完全に無国籍になつてしまふのかどうか。また近所の人聞いてくれと言われたんですけど、その人も国際結婚でそこは婚姻関係を結んでいます。お母さんが日本人でお父さんが韓国籍なんです。二十二歳で選ぶ時に、例えば韓国籍を離脱して日本国籍を選んだ場合にお父さんの韓國名を使うことが出来るか。日本国籍のままお父さんの韓国名を使えるかどうか、ということが法的に認められるのかということです。結局、今の東九条すごく国際結婚が多い中でいろんなケースがあつて、その中でみんないろいろ生き方を考えています。もちろん子どもたちもこれからずっとそういう自分のアイデンティティの問題であつたり民族のことを考えながら苦悩していくでしよう。この東九条という町に私が魅力を感じるのは、すごく前向きで積極的に生きている人が身近にいるということで、すごく活力のある町であり、たくさんの可能性をもつ町だからです。

自分が子どもを持つて非常に思うのは、国籍にこだわっているわけですけれども、民族と国籍という

のは明らかに違う概念であること。今は日本国籍であっても自分は朝鮮人であるという人はたくさんいますし、そういう生き方ももちろん一つの選択ではあると思います。けれど国籍だけにこだわるというのは今後難しい状況になつてくると思うんです。今現在、在日韓国・朝鮮人というのは外国人の過半数を割っているような状況で、多分いわゆる韓国籍・朝鮮籍という形としての朝鮮人がどんどん減っていく中で、日本国籍であっても韓国籍であっても朝鮮籍であっても、自分の生き方、そういう民族としての自分をどう表現していくのかということが、今後私たちの社会の中で問われてくることだと思います。そうなると子どもに何を伝えるか、文化、言葉、そういうことが非常に重要になつてくると思うんです。それは今後私たちの課題として非常に大きい。ただ自分の経験から言うと、私は朝鮮人で良かつたなあと思うのは、今になつて思うことです、朝鮮人であつたからこそ被差別の視点であつたり、マイノリティの視点であつたり、弱者の視点というのが自然に自分で身に付いたなど、そういう社会の見方が出来るような生き方が出来るようになれたのは、自分自身に被差別体験があるから簡単にそういう生き方が出来る近道であつたのかな、と。それが卑屈にならずに前向きにここまで来られたのは周りの環境であつたなと思うんです。だから私はやはり自分の子どもにも、韓国人であるとか朝鮮人であるとか日本人であるとか、そういう問い合わせに対し、それはお父さんが日本人でお母さんが朝鮮人の子どもです、と文章が長くても言えればいいと思うんです。ついでみんな「あんたは朝鮮人か、日本人か」というような二者選択の問い合わせをするから、ダブルと言われる子どもたちが苦しむわけで、これからどんどん増えていくわけだから、両方の架け橋になれるようなそんな生き方をうちの子どもたちがしていけたらいいと思います。そういう意味では、今私は自分が朝鮮人、あえて私は韓国籍なのに朝鮮人というのは韓国が嫌いだから朝鮮人と言つているわけじゃなくて、やはり一つの民族だと思ってるのでそういう使い方をしています。コリアンと言つてもいいんですけども、あまり馴染みがないの

で自分は朝鮮人という言い方をしています。日本人人は、韓国・朝鮮人と並列しないと朝鮮人にもいろんな立場の人がいるからわざわざ使ってくれるんですけども、私たちの場合はどうちらも自分の国だし、日本も自分の国だし、はつきり言つて韓国にしても共和国にしてももつと民主化された国として今後統一してほしいというのが、一世から脈々と私たち在日の中では継承されている思いです。その思いというのは自分の子どもにも伝えていきたいと思っています。

最後に一つだけ。東九条という町に住んでいて、いろんな人との出会いがいっぱいあって、差別ももちろんありますが、朝鮮人も多いですし、ペルーとかいろんな国の方が見えていて、すごく国際色豊かな町だと思ってるんです。それで私はこの国際交流会館に来ていつも思うんですが、ここが蹴上にあることの意味はなんだろう、と。東九条にもこういう触れ合う場所、コミュニケーションセンター的な、国際会館的な、こんなに立派じゃなくていいんですけど、買い物帰りに寄れるような会館というか施設があればどんなにいいだろ、と常に思っているので、この場を借りて東九条の一つの声として皆さんに申し上げたいと思います。どうもまとまりのない話で申し訳ないです。

### 仲尾

どうもありがとうございました。様々な課題から未来への展望も含めて思いを語っていただきました。お話の中には今の国際結婚の場合、子どもに国籍を伝えること自体が非常に難しくなっているということ、それからその場合、名前を今度はどうするか、いわゆるダブルの子であつた場合にどういう形で名前を表現するか、そういう名前の問題が民族性をどのように生かすかということで実は深い関わりもあるのじゃないかというご指摘でした。また、最初の方でおっしゃいましたご親戚の場合のいわゆる帰化によって日本国籍を取った人の思いですね。帰化したこと 자체も隠さなければいけないという、そういう同化の圧力といいますか、すさまじさを改めて感じられたと思います。それはそれで後ほどま

たキム・クヴァンミンさんへのいろんなご質問があると思いますが、とりあえずは弁護士の惣脇春雄さん。家庭裁判所でさまざまな結婚に係わる調停なども引き受けておられますので、そういうったケースも少しご紹介していただきながら、お話を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。



#### 惣脇 家庭裁判所の調停委員もしております惣脇です、よろしく。

今日のテーマは『国籍と結婚』ということですが、たまたま家庭裁判所におりますので、家庭裁判所から眺めた点を申し上げてみたいと思います。家庭裁判所では当然のことながら日本人の事件ばかりではなくて外国人関係の事件も取り扱っております。この外国人関係の事件を裁判所では涉外事件と呼んでおります。この涉外事件を含めて全国五〇カ所の家庭裁判所で取り扱う家事事件、一年間にですが約四〇万件あります。内、涉外事件、すなわち外国人関係の事件がいくらあるかと言いますと、四千件弱です。パーセントにしますと一パーセント弱ということになります。件数としたらそれほど多くないということになりますが、この涉外事件というのはやはり困難な事件の種類の一つだとされております。なぜ困難かと言いますと、二、三付け加えます。それは例えば京都の裁判所にメインである離婚事件が申し立てられたと仮定しましよう。そうしますと、夫婦共外国人のこともあれば、一方は日本人、他方は外国人という関係もあります。そんな場合にまず第一に考えなくてはならないのは、一体日本の裁判所はこの事件について裁判権があるのだろうかという点が問題になるわけです。まして夫婦共アメリカ人、夫婦共韓国人、夫婦共中国人だつたら、アメリカの籍を持つている一人を裁判するんだつたらアメリカの裁判所が担当すればいいじゃないかという、いわゆる国籍を中心と考えるという考え方。もう一つ

は住所、いやいや日本に住んでいたり日本で裁判所で裁判してよろしいよ、という考え方。当然二つ出でます。日本では、原則的に当事者が日本に住んでいたりならば日本の裁判所で裁判しましょうということで処理しております。問題になるのはいわゆる国際別居、申立人・原告は日本に住んでいたりなんだけれども、被告・相手方はアメリカに住んでいたり、いや韓国に住んでいたり、いや中国に住んでいたりというように国を隔てて別居しているという状態だと、ちょっと裁判権にも影響が出てくるというふうなことがあるわけです。

それともう一つは、日本の裁判所で裁判権があるとした場合に、一体どこの法律を使つてその離婚事件を処理するんだろうかという点が問題になります。いわゆる準拠法の問題になります。この準拠法といつても法例の改正で大分変わつてはきているんですが、改正前の日本の法例によると離婚だったら夫の本国法、あるいは改正後でしたら夫婦の共通本国法、その共通本国法がなければ共通常居所地法、常居所と言つたら住所ですね、二人が住んでいたりする住所、いろんな標準を立てて処理はしております。しかし調停制度のある国もあれば、調停制度のない国もある。協議離婚のある国もあれば協議離婚を認めない国もある。裁判離婚しか認めない国もある。そんな場合、一体どういう処理になるんだろうか、とか。さらに本国法と一口に言いましても、例えばフィリピンのように離婚を全然認めないとという国もあります。また、改正前の韓国法みたいに離婚に際して財産分与、いわゆる夫婦生活をして二人で作った財産を離婚の際に分けましょうという制度、この分けようということを認めない。家産の散逸を防ぐというふうな意味から財産分与を認めないという制度のある場合は一体どういう処理をしていいんだろうかとか。あれやこれやが問題になつてくるわけです。従つて、いくつかの関所を通らないと離婚事件が一件落着ということにならないということになるわけです。一件落着ということになつても、その先の処理、例えば離婚を認めない国の夫婦について離婚の判決をした場合には一体どうなるんだろうかとか、事後

の問題も当然出ては参ります。しかし、細かい点を抜きにして、順次、以下申し上げてみたいと思います。

まず一例を申し上げておきます。これは最高裁まで行つた事件です。妻は北朝鮮、夫は韓国の夫婦です。十五年ほど一緒に生活し、四人の子どももありますし、財産もできた。しかし夫の暴力その他でどうも家庭がうまくいかなくなつたということで、妻の方から離婚を求めた離婚事件です。当時は夫の本国法に拠るということで韓国の法律を適用をして離婚の裁判をした。こういう経過があるんですが、日本と韓国の当時一番の違いは、韓国は財産分与を認めなかつたわけです。従つて日本の裁判所では離婚は認めるが、それに伴つて請求されている子どもの関係、慰謝料、財産分与について、慰謝料は請求通り三百万円満額認めた。しかし、財産分与百七十万円を求めていたのにそれは認めなかつた。なぜかといふと、韓国法では財産分与を認めてないから本件は韓国法を適用すべき事案だから認めない、という判決をしたわけです。しかし妻の方としたらそれは納得出来ない。日本に長い間住んで日本の生活に慣れているのに、日本だつたらちゃんと離婚の時には財産分与請求が出来るじゃないか、それをなぜ認めない、ということで最高裁まで争つた。最高裁は折衷的な判断をしております。といいますのは、離婚に伴う財産的給付ですね、財産分与、慰謝料も含めてですが、それと離婚、この二つを対立させるわけで、離婚は認める、そして財産給付をせよという命令をする。その財産給付はなにも慰謝料と財産分与をバチツと分けなくともよろしい、一括して合計額が相場にふさわしければそれでいいじゃないかということを前提にして、公序良俗といいますか、それに違反するような低い金額を査定しているのであれば良くないけれども、本件は三百万円、当時（昭和五十年代の事件）三百万円というのは離婚に伴う財産給付としては低いとはいえない、悪くない、という趣旨で上告を棄却した事例があります。これなどは法が若干ズレを生じて争いが最高裁まで行つたというふうな事

案です。そこで振り出しに戻って、テーマの渉外婚姻、あるいは国際結婚について見たいと思います。

結婚は当然のことながら離婚の前提、子どものこと、あるいは相続のことの前提に常になるわけです。結婚があつて初めて離婚があり、結婚があつて子どもがあり、結婚があつて配偶者間の相続という関係も出てくるというように、非常に重要なポイントになるわけです。ここで法的側面からは三点を注目したいと思います。第一点は一夫一婦制と一夫多妻制。一夫多妻制というのにはわれわれはあまり親しみがありませんし、せいぜいテレビでサンコンさんが一夫多妻制とかいうふうな話が出ますが、日本も韓国も一夫一婦制をとつております。それは条文で言いますと、「重婚を禁止する」と。二重の結婚を禁止するという条文で出てくるわけです、禁止規定として。禁止規定で思い出しましたが、韓国と日本での違いは、韓国は非常に禁止規定が多い。幅が広いです。日本の方が禁止規定が狭い。例えば近親婚も狭い。従兄弟でしたら韓国は禁止されます。日本では従兄弟は結婚出来ます。そういうふうに幅にズレがあります。もう一つ、例えば男の兄弟のところへ結婚して女性が入ったが結婚した長男が亡くなつた。戦後よくあつたんですが、戦死したと。そうするとその次男の人とお嫁さんはまた結婚する、というようなことが日本では妨げないわけです。そういうようなことで非常に韓国の方が禁止される範囲が広いという違いはあります。しかしそういう若干の違いを除きますと、基本的にはほぼ似ております。例えば結婚年齢でいきますと、女子は十六歳、男子は十八歳、これは日本も韓国も変わりません。中華人民共和国はちょっと年齢が高く設定しております。女性が二十歳、男性が二十二歳という規定になつております。こういう規定で横浜の市役所の戸籍係が困った例があるんです。簡単に申し上げますと、日本人女性が十八歳、中国人男性が二十歳、その結婚届が出てきたわけです。そうすると市役所の戸籍係としたら、中国は二十二歳なのに二十歳ではちょっとまずいのではないかと。しかしこの中国人男性は中國大使館の婚姻の要件具備証明書、結婚の資格があるといいますか、そういう要件具備証明書という中國大

使館から発行された証明書をちゃんと付けてきてる。ますます戸籍係は納得がいかない。それで当然、法務局の方へお伺いを立てる。法務局でも簡単に結論は出ない。外務省を通じて中国側に尋ねてみると、中国では結局、外地に生活している中国人、多くは華僑と呼ばれる人々でしあうが、そういう人の扱いについては、現地といいますか、結婚締結地の土地の法律によつて処理してよろしいという扱いです、という回答でした。従つて、その回答によつてその婚姻届は受理されたというようなことなどもあります。念のため申し上げますと、中華人民共和国ではそういうことがあって一、二年後に、ちゃんと民法の通則に今言つたようなことが明文で規定されております。現在では、従つて中華人民共和国は本国法、自分の民法ではなくして、外地に行つている人の結婚は結婚締結地の法律としてよろしい、というふうになつております。

一夫一婦制はその程度にしまして、次に夫婦別姓の問題があります。夫婦は結婚したら日本では同一の姓になります。しかし最近は、やはり別姓がいいんじゃないか、結婚しても別々に今まで使つていた氏、姓を使う方がいいんじゃないかというふうなことで、改正意見は出ております。恐らく価値観の相違ということもあるでしょうが、問題は子どもの氏、子どもの姓をどうするか。親もバラバラでいいんだつたら子どももバラバラでいいんじゃないかという考え方もあれば、子どもだけは同じ氏、姓にした方がいいんじゃないかとか、そうしたら話がつかなければどうするのかとか、いろいろ改正意見はあるようですね。これは韓国についてみますと、韓国は昔から夫婦別姓です。結婚しても氏、姓は変わりません。そうしたら子どもはと言いますと、父親の籍に入るということが明文で規定されております。従つて夫婦別姓については、韓国の方がもう既に別姓を実行しているということが言えるかと思います。

第三点として指摘したいのは、事実婚が届出婚かということです。これは民法上、日本も韓国も届出婚です。ちょっと違うのは台湾が儀式婚と言わされて、いわゆる事実婚と言つていいかと思ひます。二人

の証人を立てて儀式を挙げればそれで結婚が成立するというのが台湾です。しかし日本、韓国共に戸籍上の届出をしなければ婚姻は成立はしませんよ、というのが建前です。そして婚姻の形式的要件は婚姻挙行地法を両方ともとっていることも同じです。従つて、日本人と在日韓国人が日本で結婚するということを仮定しますと、戸籍謄本やあるいは簡略化された婚姻の要件具備証明書を添えて、日本の市町村長に創設的届出をするということが法的な要件になるわけです。そして日本の戸籍市町村長はその届出を受理したことの証明書を作つて渡す。そうすると受け取った韓国人は、それを韓国の本籍に送らなければいけない。本籍に送つて本籍の戸籍に記載して整理をする。本籍の方の戸籍も整える、というのが普通の手順です。ちょっと変わつたところで、領事婚という形式がありますが、これは韓国で言えば日本にある韓国領事館、韓国大使館での届出、これは韓国人同士の場合はそれでよろしい。逆にアメリカにある日本の大使館に届出できるのは、日本人だけの夫婦だつたらそれでよろしい。日本人とアメリカ人の結婚だつたら領事婚ということです。韓国の領事婚で言いますと、日本にある領事に届けをするという形式の場合は、夫婦共韓国籍ということの場合はそれでよろしい。けれど一方が日本人、一方が韓国人という場合には、その手続は取れませんよということを注意しておきたいと思います。

ただいろいろな届出はあつても、先ほどもお話がありましたように、届出をしない、いわゆる事実上の婚姻、内縁関係と呼んだりしますが、そういう例も出てくるわけです。私の手持ちの事件でも、相続関係の事件で経験したことなんですが、韓国籍の両親は既に死亡している。息子さん達も既に成人して四十五、五十になつて所持を持つて子どももいる。なのに、韓国の本籍地からの戸籍謄本を取り寄せてみると、真っ白というか、両親が結婚をして四人の子どもが生まれたままの状態でストップしているわけです。両親が死んだことの記載もなければ、四人の子どもが結婚したことの記載も何もありません。

恐らく四人の子どもさんは日本式で届出はしたのでしょうが、それを本国へ送る、報告的届出をする手続を怠つてゐるのかなあとという感じを持つケースが出てまいりました。両方整えるのが本来の姿だとは思ひます。

ところでこの婚姻による国籍の変動というのが出てくるわけです。といいますのは戸籍に記載する戸籍というのは一つの国籍台帳の意味も兼ねておりますので、戸籍に記載すれば国籍が変わるという可能性も出てくるわけです。この戸籍の移動と結婚との関係では、結婚によつて夫婦国籍同一説と夫婦国籍独立説。妻は妻、夫は夫、別々の国籍でよろしいという国もあれば、いややはり同一がよろしい、として同一主義をとる国もあります。韓国は原則として同一主義をとつております。日本は別々でよろしい、結婚によつて当然に国籍が動くものではないというのが日本の立場です。韓国は籍が動くといつても、条文の規定から言いますと大韓民国の国民の妻となつたもの、この妻（外国人の妻）が本国の籍を六ヵ月以内にという条件が付いてゐるんですが、六ヵ月以内に失えば韓国の籍になりますという趣旨、結局原則的にはまず同一説をとつてゐるわけです。夫婦は一緒の方がよろしい、別々では忠誠心もわかないんじゃないかといふこともあるのかもしれません、いずれにしても韓国は原則は夫婦が一緒ということです。北朝鮮は結婚しても国籍は変わらないという主義、日本と同じです。

次に、結婚すれば子どもが生まれてまいりますが、この子どもを基準に国籍の取得ということを考えてみますと、大別して生まれた土地、生まれた国の国籍を取るという、一番單純で明快な国もあります。一方、いややっぱり血統がよろしいと、親の血統、親が属していた国籍を子どもが取得すると考える、血統主義かこの出生地主義かという大きな流れはあります。アメリカ、オーストラリアなんかは生まれた国の籍ということで、出生地主義です。日本、韓国は血統主義。同じ血統主義と言つても若干のズレがあるんですね。韓国の方は父系、お父さん中心。日本の方は父母両系主義、お父さんかお母さんどち

## 国籍法

[昭二五・一四七号]

### (出生による国籍の取得)

- 第一条 子は、次の場合には、日本国民とする。
- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
  - 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
  - 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。
- (帰化)
- 第四条 ① 日本国でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。
- ② 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
- 第五条 ① 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。
- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
  - 二 二十歳以上で本國法によつて能力を有すること。
  - 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれを加入したことがないこと。
- ② 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
- 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母（養父母を除く。）が日本で生まれたもの

二 引き続き十年以上日本に住所を有する者

- 一 引き続き十年以上日本に住所を有する者

第七条 日本国の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても同様とする。

第八条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本國法により未成年であつたもの
- 三 日本国の国籍を失つた者（日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

らかに日本の籍があれば生まれた子どもは日本の籍になりますよと。韓国の方は何でもお父さん中心です。そういう規定の仕方です。お手元の国籍法（資料15）、「ここにあります」が、第二条に「子は次の場合に日本国民とする」と、これは日本の国籍法（資料15）、「ここにあります」が、第二条に「子は次の場合に日本国民である時」と書いてあります。父または母のどちらかが日本国民であればよろしい、と。韓国と同じく国籍法第二条、同じところにあります。これには「父が」となっています。「父または母が」ではなくて「父が大韓民国の国民である」ということで父だけに限定されていて、条文のたて方が違っているわけです。このように各國の主義がそれぞれ異なっているし、まして父母両系主義をとりますとどうしても国籍がダブルという事態が生じます。二重国籍が生じます。従つて二重国籍を一つにするという意味で、選択という手続が入つてくるということになります。北朝鮮の国籍で申し上げますと、「生まれる子の国籍は父母の合意によつて定められる」というふうに北朝鮮の国籍ではなつております。

さて、子どもも成長して父母も年をとつてきますと、やがて相続という問題が出てまいります。夫婦は配偶者として互いに相続権があるということになりますが、そのためには婚姻が法的に有効に成立しないなければならないというのが前提になります。ここで台湾の男性と日本人女性との結婚のケースを申し上げます。日本人女性、台湾人男性が東京の教会で儀式をあげて証人も立てて結婚した、そういう前提です。しかし日本式の婚姻の届出はされておりません。そうしますと、台湾、中華民国式に考えれば婚姻は立派に成立しております。日本式に考えれば婚姻は成立しておりません。内縁関係と言えるわけです。その夫は東京に家と土地を持つて、夫婦はその家に住んでいた。ところが台湾籍の夫が死亡した。その死亡によつてその夫のお父さん側から訴えが出てきた。お父さんの言い分では、相続によつてお父さんは所有権を取得した、と。妻は権利がないから家から出て行つてほしい、という家の明け渡しの請求事件です。そうすると妻の方では、成る程日本式の届出はしていなけれども、台湾式でいけば

ちゃんと夫婦として成立しているじゃないか、何で出て行かなければいけないのか、ちゃんと相続権があるじゃないかということで、相続権があるかないか、その前提として婚姻が有効か無効か、これが争いになつたわけです。独立説と準拠法説。相続自体は被相続人の本国法主義といいまして亡くなつた人の本国法を適用すると。これはまず問題ないんです。しかし、その前提である結婚の成否まで本国法によるのか、結婚の成否は日本法、独立に判断するのかという問題になつたわけです。日本の裁判所は独立に婚姻は婚姻として判断すべきという立場で、この日本人妻の相続権は認めない。従つて家を明け渡せという判決をしております。そういうふうなことになつた元々は、結局は届出がなかつたということが非常に大きなファクターになつてゐるわけです。

ここでちょっと参考までに台湾の話が出来ましたので、一点だけ申し上げておきます。中国の国籍と本国法について、これも最高裁まで行つた事件ですが、認知の請求事件です。亡くなつた中国人、台湾とおぼしき中国人が本当のお父さんだと子どもから認知を請求した事件です。その亡くなつたお父さんは確かに台湾系のお父さんのようです。しかし持つていた外国人登録証によると、国籍は中国と書いてあるわけです。日本は中華人民共和国との国交があり承認しておりますが台湾は承認しておりません。いろいろな関係もあるのでしょうか、その中国、外国人登録証に表示してある中国というのは中国大陆の方を指す、というふうに取れば中国大陆法を使わなければならない、本国法として。しかし台湾の地域法でよろしいとなれば、台湾法。何故そういう区別をするかと言いますと、台湾法では認知を認める規定があるわけです。しかし、大陸法、中華人民共和国法では認知を認める規定がないわけです。従つて、いくら真実に親子であつても、認知するという判決は出来ません。台湾だったら認知する。「親子ですよ」という宣言が出来る。これを東京の高等裁判所は外国人登録証に中国とある以上、台湾の法令を適用するわけにはいかないと判断したわけです。しかし、本来台湾育ちのお父さんですから、子どもの方から

はこれは法令の適用が間違っているという意味で最高裁まで争った。最高裁は、外国人登録証には成る程中國と書いてあるけれども、その記載は中国大陸と台灣、両方を含めた意味の表示だという理解のもとに、中華人民共和国の大陸法だけを適用するのじゃなくて、地域法として台灣法を適用してよろしい、ということで原判決を破棄して差し戻しております。差し戻しを受けた東京高等裁判所は台灣法を適用して認知を認めた、という経緯のあるケースもあります。同じようなことはアメリカでもそうなんです。本国法がアメリカ法と言いましても、一つじゃなくして、アメリカは各州によつて法律が違いますので、本国法を探す時にはどの州の法律かということ、一つ一つの州を探し当てなければならぬというのと似たような感じで、中国の場合でも台湾の方、中華人民共和国の方、両方を地域法として適用する余地があるというふうなことを参考に申し上げたいと思います。

以上、涉外婚姻あるいは国際結婚の法的側面を駆け足で見てまいりましたが、価値観の多様化に伴つて届出制度一つを取つてみても、対応にいろいろな各人の異なる捉え方があるかと思います。甚だ舌足らずでありましたが、何らかの意味でプラスするところがありますならば幸いに存じます。終わります。

仲尾 どうもありがとうございました。今、非常に様々なケースがありまして、最後の方でおっしゃいましたように、私たちの価値観の変化と国際結婚の増加ということで、これからもいろんなケースが出てくると思います。お手元に国籍法（資料15）がございます。国籍法のポイントは先程おっしゃいましたように、どうして子どもの国籍が決まるのかということについては、第二条のことのございました。もう一つ、国籍法を皆さんのお手元に配つたのは、この国籍法そのものを少し皆さんにこの際見ておいていただいた方がよいと思うんですが、先ほどキムさんのお話に出てきました帰化ということですね。これについて一言だけ少し説明をしておきたいと思います。「第四条 帰化」というのがござります。ま

ず帰化というのは、帰化という言葉にも私はあまり賛成ではないんですが、生まれた後にどうしたら国籍を変えることができるか、それは帰化という方法だと、このようにお考えください。それはしたいから出来るという問題ではない。それから条件が整備されたから出来るものでもない。第四条の第二項にありますように、帰化をするには法務大臣の許可を得なければならない。法務大臣の裁量権ということなんですね。その裁量権の対象としてどういうことがまず必要かということになると、第五条の一から六までであります。「一、引き続き五年以上日本に住所を有すること」、「二、二十歳以上で本国法によつて能力を有すること」、「三、素行が善良であること」、「四、自己または生計を一にする配偶者その他の親族の資産または技能によつて生計を営むことが出来ること」等々、六つあります。このうち一番問題になるのが、三と六なんですね。というのは第六条、七条、八条で簡易帰化と申しまして一定の条件があれば、例えば二十歳以上で本国法によつて能力を有しなくても、あるいは五年以上のところがもつと短くてもいいことがあるんです。しかし、どこまでいっても付いてまわるのが「素行善良」、それから「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張またはこれを企て」という大変おどろおどろしい文章がありますが、そういうところだけは飽くまで裁量の対象になるんです。ですからこの帰化にあたっては、要するに素行善良で、そして危ないこと企ててはいけないと、これが絶対的条件なんです。外国人の帰化に関して、日本政府のこの帰化の条件は治安対策的な要素で見ていくといふことが非常にはつきりしていますね。素行善良といつても、例えば駐車違反を何回か繰り返した、あるいは若い頃につっぱつていて高校生の頃に煙草を吸つていて何回か学校を停学になつたと、そういうことだけでも引っかかる恐れがありますし、あるいはもちろん刑事事犯なんかだったら駄目だということにもなるのでしようが、その辺の範囲が全部法務大臣の許可ということで、本人の権利の問題としては出でていないところがまず問題だとい

うことを合わせて申し上げておきたいと思います。

それでは今から休憩にはいりますが、休憩の間に皆さん方からご質問、ご意見表をたまわって、それでまた展開したいと思います。皆さん方いろいろお尋ねされたいことがあると思いますが、このテーマ全体が『チヨゴリときもの』という日本人と在日の関係を見ていくことなので、あまり個々の法律相談的なことになると少し主旨からはずれるかと思います。法律相談は実はこの会館で第一、第四土曜日になさっていますのでそちらの方でお願いしまして、社会的なこと、全体を含めてのご意見、ご質問をうけたまわれば幸いかと思います。それではよろしくお願ひします。

司会 これをもちまして第一部を終わらせていただきます。只今より約十五分間の休憩に入りまして、その間にお手元の意見用紙にご質問とかご意見などをお書きになつてください。意見箱をこちらに置いておきますので、そちらにお入れください。それをもとにしまして第二部から質問にお答えしたりいたします。ありがとうございました。

## 第一部

### 質疑応答

司会 大変お待たせいたしました。それでは第一部に入りまして、質疑応答に入りたいと思います。  
それではよろしくお願ひします。

仲尾 お待たせいたしました。全部で十三通のご質問並びにご意見をいただきました。それぞれに回

答をしていただく方の指名をされた方もあります、そうでない方もありますので、それを仕分けしながらお答えいたしたいと思います。まず最初に、

一、「朝鮮人と呼ぶ人、韓国人と呼ぶ人、出身地の違いで呼んでいるのでしょうか。何かニュアンスが違う気がするのですが。」

こういうお尋ねです。最初に出身地との関係はまずないとこを申し上げておきたいと思います。在日の方々はほんとんどが朝鮮半島南部のご出身でありますから、それと国籍が朝鮮民主主義人民共和国籍であるか大韓民国国籍であるかということは直接関係はございません。それからニュアンスの問題ですけれども、韓国籍の方はニューカマー、留学生の方も含めて、当然韓国人と呼ばれたい呼びたいという思いがあるかと思います。共和国籍である方はやはり朝鮮人と呼びたい呼ばれたい、とこういう思いはおありかと思います。私たち日本人がそういう一つの民族が二つに分断されているという事実の場合、どのように呼べばいいか大変難しい問題でして、先ほどキムさんもおっしゃいましたように、二つ並べて韓国・朝鮮人という言い方をする。あるいはコリアンと英語で呼んでしまうという言い方も最近は出て来ています。いずれにしてもこういう不幸な状態がなくなれば一番いいかと思いますが、他方、日本では伝統的に朝鮮半島、朝鮮文化、朝鮮人という言い方が民族を表すものとして定着しております。ですから、私はそういう文化の面では朝鮮人と呼んでも韓國の方はそれほど困ったことだとお考えにならないでいただきたいと思います。というのは、大韓民国が発足したのは一九四八年ですね。北の共和国が発足したのも同じ四八年です。ですから四八年からこのかた、そういうややこしい状態が続いているということでありまして、そのことをあまり厳密にこう呼ばねばならないということではないのではないかという気を私自身はしております。但し、韓国へ行けば韓國の方は当然韓国と呼んでお

られるし、呼んでほしいと思われているのは当然ですし、共和国へ行けば同じように、共和国と略称されていますからそれで呼ぶというのが礼儀でないかと思つております。その辺についてご当人のキムさん、もし「意見がございましたらお願ひします。

金 仲尾先生のおつしやつたことでほとんどだと思うんですけど、私がなぜ朝鮮人と自分で呼ぶのかということは先ほどお話を理由なんです。この問題は私たちのサイドでは非常に過敏になることが多いです。例えば日本の中でいわゆる共和国を支持されている朝鮮総連系の方と、大韓民国を支持されている民団系の方といらつしやつた場合、出身地は皆さん南なんですけれども、自分の思想信条で分かれていますので、そういう意味ではかなり過敏に反応される方が多いと思います。今は私たちの地域、東九条などでは、韓国からお嫁に来られたオモニ達（お母さん達）は朝鮮人という呼び方をされると、必ずすごい反応を示されます。やはりそれは韓国の中での反共教育とかの問題がかなり影響しているからだと思うので、朝鮮人という呼び方をされると非常にいやがられます。朝鮮籍の方は韓国・朝鮮という言い方でも、「先に何で韓国が付くんだ」というぐらい過敏に反応される方がいます。だったらどう呼んだらいいんだと逆に聞きたくなるんですが、その方の思想、信条、立場、社会的状況によつて非常に失礼になる場合もありますし、私みたいに、自分は朝鮮人だと言つていてるけれども韓国人と呼ばれても、どう呼ばれても別に平氣だというような場合もあります。かなりナーバスな問題であるのは確かだと思います。今の子どもたちの世界では朝鮮人という言葉は死語になりつつあるなと私は感じています。韓国という国と日本との関係の深さ、現在の中で、韓国人ということでいわゆる朝鮮半島全部のことを見しているというか、子どもたちの中では韓国という言葉の響きの方がすごくピンと来るようで、「何で日本にいるのに韓国人なの？」という言い方をしますけれども、「朝鮮人なの？」という聞き方はあまりし

ないので、やはりそれは国同士の係わり方が大きいなど。共和国と日本との距離は、国交も樹立しませんし、かなり距離があるんじゃないかなと思います。長くなりました。すみません。

仲尾 ありがとうございます。この方は続いて次のようないつも感想を書いていらっしゃいます。

二、「娘が在日一世か三世の男性との結婚を考えています。長男ではないので帰化も考えています。ですが、今日のお話を聞いて、戸籍、国籍、財産、相続等々、大変難しい問題が起これり得ることに戸惑いを感じます。これは若い二人が考えればいいことだと思いますが、親として協力、応援してやりたいとも思います。もう一つ、大変世間的なことです。親類付き合いが盛大で大変だと聞きます。身近な事例がありましたら、結婚式、法事、お正月行事等をお教えてください。」

「こういう若いお二人への協力のための質問です。これも簡単にキムさん、お願いします。

金 いろんな状況によると思います。例えば自分たちが朝鮮人であることを隠されている場合、ほとんど朝鮮人がいない地域にいる場合は私にもよく分かりませんけれども、それでもジェサというか法事を非常に大事にします。基督教の上で先祖を非常に大切にする民族なので。それもクリスチヤンの家庭には法事はありませんし、思想、宗教によつても違いますけれども、私の生まれた生野区は朝鮮人が非常に多い所なので、ジェサというか法事関係が、結婚式も含めてすごく盛大です。はつきり言って派手だと思います。それによつて、普段会わない親族など集まつてくるし、法事をする場合など今はかなり規模が小さくなっていますけれども数も多いですし、うちの実家の場合、年間六回。二カ月に一回、大きいの小さいの含めてあります。あとミョンジヨルですか、大きな行事が年に二回、旧盆の時と旧正月に

ありますし、それも最近は新のお正月と新のお盆にやつてゐるがあります。朝鮮人として非常に大きいのは、お葬式とその後の一週忌、二一周忌、三周忌がすぐく派手なので、最近は一周忌だけにしている家が多いんですけれども、一周忌の大きさには私は孫ながら驚きましたけれども。

仲尾 それに関連して次の方の質問です。

三、「キムさんへ。どんな結婚式をなされたのか、簡単に教えてください。」

金 奇妙な結婚式だつたんですけど……。式はしていません。一応、人前結婚がしたいということとで、結婚式場も借りていなくて、実家の近くの会館で一日中、朝から晩までしました。いわゆる披露宴でもなくして、人が来たら食べて帰るというようなことでした。カムジヤンチと言つて、結婚式の前の日にだいたいの家では、そういう形で近所の方とかお友達が来て一晩中でもお祝いをして、また当日の結婚式は人前ですけれども、式と披露宴は一緒に盛大にして、その後また人をよんで、というふうです。在日の中ではそういうふうにきちんと盛大にしているところが多いんですが、うちの場合はうちの人の意向もありまして、あまり派手じゃなく地味に長くやりました。あまりないケースだと思います。

仲尾 はい。ありがとうございました。この方は惣脇先生にも質問があります。

四、「惣脇先生のお話の中に中国のお話が出てましたが、一人っ子政策は日本にいる中国人同士の夫婦、中国人と日本人を含む他の外国人の夫婦では適用されるのでしょうか。」

「」

惣脇 正直いって分かりませんが、ただ条文からいたしますと、本国と言いますが大陸にいる人を日本に施行されているのかなあと思います。念のため申し上げます。中華人民共和国婚姻法の第五条によりますと、先ほど申し上げましたように「結婚年齢は男は満二十二歳、女は満二十歳より早めではならない。結婚と出産を遅らせるなどを奨励すべきである。」と、こういうふうにして一人っ子政策がうたわれているわけです。しかし民法の通則法によりますと、「中華人民共和国公民と外国人の婚姻には婚姻締結地の法律を適用し云々」と。従つて、締結地の法律、日本ならば日本の法律を適用するということですので、既に年齢制限その他から外れてしまいますから、一人っ子政策もそれなりに縮小されていくと、私個人的には理解します。本当かどうか、そこまで研究しておりませんので詳しくは分かりません。

仲尾 はい。ありがとうございます。それでは三人目の方のご意見に移ります。

五、「キム・クワーンミンさんのお話、大変楽しく聞かせていただきました。在日朝鮮人として、日本人人と結婚した後も生き生きと暮らしていらっしゃる姿が目に浮かびます。今回のテーマであります「国籍が持つ意味と結婚」について、私は今までそれほど深く考えたことはありませんでした。日本人と結婚したら即日本人になつてしまうような気がしていました。私は出来れば特に在日朝鮮人は、同じ民族同士結婚するのがベストだと常に思っています。でも現実には七、八割が国際結婚になつてている現状ですので、結婚後、子どもの籍等はどうしても日本人になつてしまふケースが多くなつてしましましたね。クワーンミンさんが朝鮮人として堂々と生きていらっしゃるので、きっとお子さんもそうな

ると信じています。お互に頑張って生きていきましょう。」

「こういう感想であります。今の日本の国籍法では、先ほどの第二条で「父または母が日本人」である場合、だれでも日本で婚姻届を出せば子どもは自動的に一旦日本の国籍になってしまふ」となります。そういう問題がまずあるということから、在日朝鮮人同士、同じ民族同士で結婚するのがベストだと思つていらっしゃるのかとも思います。ただ、この国籍の問題と民族の問題とはまた別の側面がある。そういう点も今後考えなければいけない。これは先ほどからのご意見やご質問の中にも出ているようthoughtいました。

六、「惣脇春雄さん、多くの事例を挙げてくださいましてありがとうございました。テーマに添つた話を、先生個人の意見として一言お伺いしたいです。」

「こういうことですので、テーマ『チョゴリときもの』、つまり在日韓国・朝鮮人の方と日本人との結婚についてのお考えをお話ください。」

惣脇 私の個人的な考え方を申し上げます。私は愛情に国境はない、結婚に国境はない、というふうに思つております。よろしいでしょうか。

仲尾 はい。ありがとうございます。その次の方、四番目の方です。

七、「韓国も朝鮮も体制が異なつてゐる。今日でも儒教の影響が強く、メンツを重んじる民族だと思

いります。華僑のお話がありましたが、東南アジアに多く居住する華僑は、本国が中国、台湾と分立しているためか、現地国籍を取得して現地語式の名前を持ち、現地国の国民として華人という名前で生きる道を選択しています。しかし、彼らは民族として誇りと伝統を失っているとは思いません。国籍という概念はいい加減であります。今後、韓国人、朝鮮人も華人のような生き方が出来る可能性はあるのでしょうか。もちろん歴史的経緯を考慮する必要はあります。

「こういう意見とご質問であります。これは一つの類似性があるかないかということですが、キムさんが自身はどうでしょうかね。いわゆる華人としての生き方が将来の在外朝鮮人の生き方の一つの例になるかどうかということですが。」

金 理想としては私は、この国に来てこの国の市民的権利を得た上で、民族的な誇りも失わずに生きていけたらいいと思っています。そういう意味では、このお話も非常に参考になります。ただそういうふうに生きるためにしなければならない宿題がこの国にはあまりにも多いんじゃないかな、と。一つには戦後処理の問題、まだ出来ていないと思います。それと歴史教育、本当に朝鮮人に対する正しい認識を持つような教育が出来ているのかどうか。それからまた、国籍取得の際の、先ほど仲尾先生のお話にありましたように、帰化制度が非常に高圧的といいますか、忠誠を尽くさないと国籍取得出来ない、自然に出来ないという問題。それと制度的な差別の問題もありますし、社会意識の差別の問題。そういう土壤がきちんと整うならば、私たち朝鮮人は多分、みんな日本国籍になろうが通名を使おうが、民族としての誇りは失わずにこの地で生きていけるんじゃないかと思います。それには私たち自身が民族教育というか、子どもたちに伝える文化の問題も大きいと思いますし、あらゆる条件が必要で、それは私たち日本人の方も含めてのこれからこの社会が朝鮮人にとって生きやすい社会であることが日本社会

の民主主義の尺度になるんじやないかな、と。私の考えとしては、そういう意味では私も一緒にこの社会を良くする一人になりたいと思つています。

仲尾 ありがとうございました。関連した質問がござります。

八、「私は平凡な日本人なので、私自身のことではなく一つの社会常識として知つておきたいので質問します。実は本日のキム・クウアンミンさんのお話の中に、彼女の従姉妹の女性の人で日本人と結婚する前に日本へ帰化したとかいう例が語られました。またもう一人の女性は、結婚直後に日本に帰化したという話もあつたように思います。その他、大相撲の高見山や武藏丸も日本に帰化したとか何とかの例も聞いています。では一体全体、その帰化という法的手続についてですが、大変難しい書類を法務省に提出しなければならないし、またそれが認可されて帰化が確定するのも大変なことらしいですね。平均的なケースの場合、帰化という手續を起こし始めてから決定までどの程度の期間が要るのでしょうか。」

こういうお尋ねです。この帰化については二つの問題がございまして、先ほど国籍条項の条文は申し上げましたけれども、一つはキムさんのご親戚のお二人のように、帰化してもその帰化した事実を隠さなければならぬという、そういう日本社会の歪みがありますね。そのことをまずわれわれは考えなければならない。それからもう一つは手続問題ですが、先ほど条文はご紹介しましたけれども、非常に複雑な書類が必要ようです。例えば学校を卒業したらその卒業証明書を全部揃えるとか、それから在職証明書はともかく、何年から何年までの会社にいたからその書類を整えなければいけないとか、あるいは法務省の係員が各家庭のご近所に聞き合わせをするとか、職場

に問い合わせをするとか、そういうことをやって、いわば帰化手続自体が人権侵害のようなことになつてゐるよう聞いております。少しは改まつたといふことも聞きますが、そういうわけですから期間も様々なんですね。それで結局、一年待つても一年半待つても何の音沙汰もないという例も聞きました。そういうことですから、期間といふものは全く不定だと言わざるを得ません。それが今の帰化行政の現状というように私の知つてゐる限りでは聞いております。

その次にまいります。これは惣脇さんにお答えいただこうと思います。

九、「夫が韓国人、妻が日本人の場合、子どもは韓国籍で韓国名を名乗ることになるのでしょうか。後から日本籍を選択するということは出来ないのですか。これが第一点。第二点は、離婚後の財産分与について、韓国法では今でも認められていないのですか。」

**惣脇** まず第一番目の方ですが、おそらく妻が日本人で、生まれたとたんを見ると、重国籍という感じになつております。従つて重国籍ですので、出生と同時に届出をして選択をするというのが本来の建前です。しかし日本籍を選択しなかつたというのであれば、一定の場合に後からこれを再取得するという手続は残されているというのが一つです。

それから「離婚後の財産分与について、韓国法では今でも認められていないのですか」とありますが、現在では韓国法も改正されて離婚後の財産分与は認められております。以上です。

**仲尾** 名前の件についてちょっと追加をいたしますと、この方のように重国籍で日本国籍に一旦入るということになると、名前は法律上の結婚の場合は、やはり日本籍の妻の名前ということになつてしま

うようです。それはイヤだと、名前は韓国籍である夫の名前を継がしたいということで訴訟を起こされた方がありますが、その訴訟は高裁まで行つて結局母があかずに取り下げられたというケースを聞いております。だから日本国籍であれば日本国籍者の親の名前を付けるということが事実として伝わつてゐる。それを止めようと思えば本人が成人した後で、国籍選択の時点で、自分の名乗りたい名前を名乗るというようなケースしか出来ないような現状ですね。今、キムさんは事実婚でいらっしゃるから、村上金さんという名前でいけてるんですね。そういうことではないかと思います。

その次にまいります。

十、「キムさんが質問されていた父日本人、母在日の場合、子どもが国籍を選ぶ時に日本を選んだ場合、韓国名は名乗れるのでしょうか。反対の場合、父在日、母日本人の場合はどうですか。」

こういうことですが、これは今私が申し上げたことではほぼ答えになつてゐるのではないかと思います。父母どちらがという、男性か女性かということではございません。国籍法の条項を見ていただいたように、「父または母が」いずれかということになつております。

十一、「キムさんの子どもたちが両方の国の架け橋になればいいなと思います。ただ通名を使い、韓国・朝鮮人であることを隠して暮らしている方が大半であれば、事實を知らずに本人も日本人も過ぎして行くことになります。今の状況をどういうふうにして違うものとしていかれようとしていますか。在日の方、日本人、それぞれに望まれることには、どんなことがありますか。」

キムさん、お願ひします。

**金** 日本社会全体を変えるということについては、先ほど何点か話したことになるんですけど、個人的に私が今していることとしては、文化活動です。東九条を中心に韓国・朝鮮の文化というものを、日本人の人も一緒に、文化を媒体とした形で自分たちの表現をしていこうということで、東九条マダンという形でお祭りをしています。日本人と韓国・朝鮮人が一緒に、そういうお祭り、イベントなどを通して、実際に一緒に仕事をする過程で、全く価値観が違うこともあるし、お互い近くにいても全然生活の風習が違つたりとか、いろいろとぶつかることはあるんですけども、まずお互いを知ることから始めるのが大事だと思います。難しい議論よりも肌と肌が触れ合う機会が如何に多いか、こういう場所でもみんなさんとお話を出来たこととか、この場所に来てくださる方がたくさんいれば、それでこの社会自体がどんどん変わっていくだろうし、私などは微力ですので、小さいことの積み重ねしかないと私は思います。本当に触れ合うことというのが大事じゃないでしょうか。机上の理論や難しい哲学だけでは解決出来ないことが多くて、実際に触れ合うこと、喧嘩することが一番大事だと思います。「共に生きる」という言葉を最近よく使われますけれども、まず喧嘩をしないと一緒には生きられない。それは夫婦でもそうですし、人間関係の中での基本ではないかと思います。非常に抽象的な話ではありますが、そう思っています。

**仲尾** はい。いろいろキムさんにお答えいただいておりますが、もう一つだけあります。

十一、「日本人との国際結婚をされた後、冠婚葬祭などに日本人のご両親が出席されることがありますか。また長い間、親戚同士としてお付き合いはどのようになさっているのでしょうか。」  
彼のご両親の方の対応、その辺りをお願いします。

金

うちのケースでは、うちの両親と彼の方のご両親が会ったことは一度もありません。私は会つてほしいな、と思つてゐるんですけど……。まだそれに関しては高い垣根があります。うちの両親はずつと会いたがつています。逆に向こうが会わないとということに對して憤慨しています。これは私にとつて辛い話なんですけれども、まだそこまで私たちの結婚に對して理解されていない。やはり孫は可愛いということでお付き合いはしていますけれども、そういう民族の問題を理解してもらうには時間がかかるでいます。ただ私の身近な例としては、国際結婚の場合で、女性の方が日本人だつたんですけれども、お父さんなんかが娘の結婚をきっかけにいろいろ民族など韓国・朝鮮の問題に對して関心を持たれたケースがあつて、私たちが文化活動なんかをしていたらそのお父さんが必ず見に来て下さつたり、そういう場合もあります。他の例としては、旦那さんが韓国籍で日本人の妻なんですけれども、その場合なんかも韓国人の方の両親が非常に反対したケースなんですね。日本人の方には全然反対がなかつたんですね。血統主義なんですね、血の中に日本人の血を入れたくないという。一世の持つてゐる、それは差別意識とはまた違つ、とにかく自分の民族を守りたい、一滴たりとも日本人の血は入れたくないという。それも一世ですから日帝時代に屈辱的な経験をしていましたから、やはり日本人に対する憎悪といふのはまだまだ強い世代ですし、その自分の息子が日本人と結婚することに耐えがたいというケースもあります。その方の場合は、結局、結婚された日本人の方が非常に理解を示された。自分がどんなに憎まれようが、本当に頑張つてそこの家庭に入り、気持ちをだんだんと変えていかれた。今では、自分の息子は日本人と結婚したけれど、日本人の妻はキムチを持って帰つてくれる。自分の娘は朝鮮人同士で結婚したけれど、高級な住宅に住んでいてキムチを持って帰つてくれない。朝鮮人同士で一緒になつたのに、キムチは臭いがするからと言つて持つて帰つてくれない。でも日本人と一緒になつた息子は喜んで持つて帰つてくれる。こういう皮肉な結果になつたということで、複雑な思いをされている場合も

あります。いろいろなケースがあつて一概には言えないと思います。

仲尾 ありがとうございました。次は惣脇さんへのご質問です。

十三、「相続での話の事例で、台湾人の夫の父から居住している家の明け渡し請求をされ、それが認められたという先ほどのお話に関してですが、婚姻届を出していなくとも日本の場合、内縁保護法理で重婚的内縁でない場合、かつ居住し夫の名義の家であるなら、日本人間の場合、明け渡しが認められないと思うのですが、いかがでしょうか。」

「そういう質問です。よろしく。

惣脇 もつともなご意見ですがこの事件は賃借権の問題ではありません。申し上げた事例は保護立法がされる前の事例です。内縁の保護規定の借地権 借家権を認める前の事例。従つてこういう事例があつて内縁の妻が不遇な目に合うということで、家を明け渡さないで済むようにした立法、出来た立法が現在は通用しているということです。その前の事例ということで、結局、韓国の財産分与と同じです。現在は財産分与は韓国法で認められる。申し上げた事例はそれがなかった時の事例です。こういう違いはあるわけです。

仲尾 ありがとうございます。ここから後は、皆さん方のご意見がいくつか来ておりますのでご紹介したいと思います。まず一人の方。

十四、「国際化が進む今日、国籍によつて個人の権利を制限したり、ましてや日常生活で差別をすることは間違いだし、恥ずかしいことだと思います。今後は個人の価値観や生き方こそが問われ、結婚もその中に含まれるものと思います。残念ながら私も含めて一部の日本人は出身によつて相手を選別して、差別待遇をしてしまうことがあると思います。それぞれの出身地の文化、伝統を守ることと、相手の人格、権利を守る立場に立つことは両立出来るし、両立しなければならないと思います。人権の勉強を続けていく意味がありますます大きくなっていると思います。」

「そういう意見です。もう一人の方です。

十五、「現在、区役所の市民課窓口業務に当たつていますが、渉外の婚姻、帰化等、随分件数が増えているように思います。その届出に対し、それぞれの悩みや苦しみがキムさんのお話で少しは分かつた気がします。もう国籍はどうかとかそんなこだわりは捨てて、人間同士手を取り合つて生きていく社会にしていかなければと感じます。本日は大変勉強させていただきました。ありがとうございました。」

「」という意思表明であります。二番目の方。

十六、「キムさんの現状をお聞きし、お子さんに村上金と名乗らせているというのは、苗字のつけ方としてそれが本当かも知れないと思います。私は旧姓で呼んでもらつていても特に通名と意識もせず、結婚後、今の苗字で知り合つた人に呼ばれても本名と意識していません。それは名前によつて差別を受けたことがないからなのだと改めて思いました。苗字は選ぶものだという考えは私たちに今までなかつたし、正直に言うといま便宜上の記号のようにしか捉えていない、それが実感です。誰かに差別的な法律で守られている証かもしません。」

こういうご感想であります。このことについてちょっと申し上げますと、この方が気が付かれたように、自分の姓、氏を選ぶということ」と、これはもう選べないものとして絶対的であると私たちは思つきました。けれどもキムさんのような事例もあれば、あるいは欧米の場合はそうでもないですね。お父さんの名前とお母さんの名前をドッキングさせている名前もあれば、ミドルネームでどちらかの姓を取り付けている方もあればと様々です。だから日本人だったら、例えば仲尾なら仲尾という名前が未來永劫に伝わるべきだとか、変えるべきでないということ自体も、少し考えてみる必要があるのかもしれません。特に国際結婚という場合には、そういうことが当たり前に起こり得ることとして考えていく、そういう世の中、時代になりつつある。まさに、国際化が家族の姓氏まで変えることに及ぶんだ、ということを改めて私も感じさせていただきました。最後の方です。

十七、「妹が在日朝鮮人の男性と結婚することになつて、両親は反対をしました。しかし両親の反対で妹の決意は変わりませんし、しばらく平行線をたどりました。父は『帰化してくれないか』とか、『通名を名乗ってくれないか』とか言いましたが、妹はそれを受け入れず家を出ました。そして二ヵ月後、父は『自分が間違つていた。同じ人間であることに変りはないのに、国が違つてることで反対するというのはお前達が言うようにおかしいことだ』と言い、その後死ぬまで一言の文句も言いませんでした。彼のお母さんとも両親は挨拶をし、たまには安否を尋ねもし、というような関係を保ちました。小学校しか出ていない無学な父でしたが、自分の考えが間違つていればきちんと謝る、そんな人でしたので、妹の国際結婚は相手の親の温かい視線を受けることが出来ました。」

大変感動的なお知らせをいただきました。このようにいろんなお話を聞いていますと、一人一人が自分で差別の壁を意識しようとして作つてているのではない、けれども日本社会全体に激のようにある排外

的な意識ですね、それがやはり大きな壁になつてまだ残つてゐるということを感じます。けれどもそれは、今の最後の方の例のように、どんなにお年寄りの方でも変わられることがあるんですね。もちろん若い人でも変わらない人もあります。だからこれは、世代を越えて変えようと思えば変えられるものだという自信を持つて、私たちはこういう問題が生じた時に対処するべきではないかと思います。

それに加えて先ほどからご紹介していますような、国籍法による子どもの国籍の一層の制限、それから帰化条件の非常に治安立法的な色彩、そういうものがいろんな意味での差別意識を逆に助長しているんじやないかということも改めて感じます。ですからそういった法令の改正、撤廃ということと共に、私たち自身がお互いの民族性を尊重しながら共に生きていく、ということを身の周りで少しでも実践していく、話し合っていく、ということが本当に大切だということを改めて感じさせられました。少し時間をおえましたけれども、今日はお一人に大変いろいろ貴重なお話をいただきましてありがとうございました。一応これでこのセッションは終わらせていただきます。

司会

ありがとうございました。これをもちまして第三回目のフォーラムを終わらせていただきます。

## 第四回 『在日の老人福祉』

パネリスト

柳球采氏

(在日二世・在日本朝鮮社会科学者協会京都支部会長)

叶信治氏

(京都市東九条在宅介護支援センター・ソーシャルワーカー)

コーディネーター

仲尾宏氏

(京都芸術短期大学教授)

一九九七年三月七日実施



## 第四回 『在日の老人福祉』

### 第一部

司会 只今より「チョゴリときもの」最終回を開催させていただきます。この「チョゴリときもの」は、在日の方の生涯をテーマとして開催してきましたが、本日はその最終回でございます。その最終回としまして『在日の老人福祉』についてお話をいただきます。本日のコーディネーターはいつも通り仲尾宏先生でございます。パネリストは柳球采さんでございます。もう一人の方は叶信治さんでございます。それでは、よろしくお願ひします。

仲尾 皆さん、こんにちは。今、司会の方がおつしやいましたように、今回で今年度の最終シリーズとなります。人生の最終局面であるお年寄りの生活について触れるということになりました。お年寄りの問題といふと、やはり年金の問題が一番大きな問題です。そういったお年寄りの年金の問題、実はこれからも申し上げますように、外国籍の方は無年金という厳しい状態があります。そういうたの方々の暮らし向きについて、直接お話を伺えればいいんですが、やはりもう七十歳を越えておられる方でこういう所へ出てお話をいただけるという方を今回私共の方では見つけられなかつたというか、心当たりがありましたんでしたので、今日はお一人の方に在日のお年寄りの代弁をしていただくということになりました。こちらの柳さんの方は、ずっと民族団体、朝鮮総連の方で年金の問題について取り組んでこられた方であります。もちろんお近くにそういう無年金状態の在日の方々がおられて、そのことをよくご存じの方でありますから、そういう実態についてお話を聞いていただく、在日一世の方に成り代わつて実態をご

報告いただくことになります。それからもう一人の叶さんの方は、やはり在日の多住地域である東九条の方でケースワーカーをしていらっしゃいまして、日本人の福祉担当者の目で現場を見ておられます。そこで、日本人のお年寄りと在日のお年寄りとの間に、年金があるないということによってどういう違いがあるのか、というようなことも含めてお話をいただけることになるかと思います。年金の問題というのは大変複雑として、なかなか分かりにくい。今日はその中心であります老齢年金と障害者年金、これが直接外国人の方の無年金状態に絡りますので、そのことの概略を少し私の方から現状報告を申し上げて、それからパネリストの方に在日の方々の代弁をしていただくことにいたします。

お手元に資料（資料16）がございますが、一枚目は京都市の国際化推進室の方で作っていただきました資料であります。現在の適用状態が詳しく書かれていますが、その次をめくつていただきますと、これは朴鐘鳴（パク・キヨムヨン）さんの『在日朝鮮人の歴史・現状・展望』という本の中で表にまとめてありました。これは、第一期、第二期、第三期と区分けをして年金の発足の時から今までのことまとめていますので、（資料17）『国民年金制度における適用状況の推移』について少し説明をさせていただきます。

まず第一期、一九五九年に国民年金が発足しました。その時は、「二十歳から六十歳の間、最低二十五年以上被保険者期間があること」、それから居住要件「日本国内に居住していること」、ここまでだったら外国籍の方も、もちろん在日の方も問題ないわけですが、三番目に国籍要件、「日本国民に限ること」という国籍条項が付きました。このために、戦前から日本に渡つてこられて在住しておられる在日朝鮮人の方々が、全く無年金状態になつたというわけですね。ですから、戦前の日本の植民地支配の時に朝鮮半島での生活が成り立たなくなつて渡つて来られて、中には戦前から戦中にかけて強制連行のような形で来られた方もあつたでしょうし、そういういわば植民地支配の犠牲者である人が年金に入れないと

## 在日外国人の国民年金の適用について

- 1 昭和57年（1982年）1月1日、難民条約の批准に伴う国籍要件の撤廃により、在日外国人についても国民年金の適用対象とされた。
- 2 昭和61年（1986年）4月1日、制度改正（基礎年金制度発足）により、永住権を取得している者は、昭和57年1月1日以前の期間について資格の合算対象とされる改善が図られた。
- 3 これらの制度改正にもかかわらず、
  - (1) 外国人の障害者で、昭和57年1月1日において、20歳及び障害認定日を過ぎていた者については、障害福祉年金（現障害基礎年金）が支給されない。
  - (2) 大正15年（1926年）4月1日以前生まれの外国人は、老齢年金が受けられず、昭和61年改正当時、既に中高齢であった外国人は、低額の年金しか受けられない。
- 4 京都市では、平成6年（1994年）10年1日、制度的に障害基礎年金を受けることができない重度の障害を有する外国人に対して、外国人障害者特別給付金（月額36,000円）を支給することとした。  
支給対象者：55名（平成9年1月時点）

京都市国際化推進室作成

資料16

いうことになってしまったわけ  
であります。第一期の三番目の  
括弧の所に「日本で生まれ育つ  
てもアメリカ人以外の外国人は  
加入させてもらえないし、福祉  
年金も支給されない」となって  
いたんです。なぜアメリカだけ  
例外かと言いますと、日米通商  
条約というものがありまして、  
その中で相互に年金を認める  
ということを日本政府とアメリカ  
政府が結んだんですね。そういう  
二国間条約のもとにこういう  
例外が出来ました。もし将来こ  
の制度を援用して、例えば日韓、  
日朝通商条約が出来ればこうい  
う形でやるということも可能な  
んですけども、それ以上にま  
ず国籍要件自体の撤廃というこ  
とが課題であるということをこ

国民年金制度における適用状況の推移

適用対象者の状況	
第一期 1959.11.1 ～ 1981.12.31	<p>国民年金加入要件は次の三つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年齢要件：20～60歳の間、最低25年以上被保険者期間があること。</li> <li>② 居住要件：日本国内に居住していること。</li> <li>③ 国籍要件：日本国民であること。</li> </ul> <p>制度の谷間に置かれている者には資格期間を短縮したり、福祉年金を支給したりする経過措置を探って無年金にならないようにした。</p> <p>日本で生まれて育ってもアメリカ人以外の外国人は加入させてもらえないし、福祉年金も支給されない。</p>
第二期 1982.1.1 ～ 1986.3.31	<p>国籍要件が撤廃され在日外国人も加入できるようになった。</p> <p>第一期の時のような経過措置は採られなかつたため次の四者の無年金者が生まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1982年1月1日の時点で35歳を越えている在日外国人は、60歳までの間に被保険者期間25年が満たないので、老齢年金は支給されない。</li> <li>② 同時点で60歳を越えている在日外国人は国民年金に加入できないし、老齢福祉年金も支給されない。</li> <li>③ 同時点ですべて母子家庭・準母子家庭の状態にある在日外国人には、母子福祉年金・準母子福祉年金は支給されない。</li> <li>④ 同時点で20歳を越えている在日外国人障害者には障害福祉年金は支給されない。</li> </ul>
第三期 1986.4.1 ～ 現在	<p>国民年金制度が大きく改革された。</p> <p>任意加入であった専業主婦等を強制加入するためのカラ期間の制度を創設した。</p> <p>カラ期間の制度は第二期①の者にも適用されたので、この問題は一部改善された。</p> <p>1986年4月以降福祉年金の名称が変わった。老齢福祉年金はそのまま。母子福祉年金・準母子福祉年金は遺族基礎年金。障害福祉年金は障害基礎年金。</p> <p>在日外国人には上記の年金を支給する改革がなされないまま現在に至っている。</p>

朴鐘鳴編「在日朝鮮人－歴史・現状・展望」（明石書店）より

資料17

れから見でまいります。

第二期、一九八二年。この一九八二年というのは、日本が難民条約を批准して発効した年です。つまりベトナムからの難民を迎えるということになりました。そうなつてくると、日本に定住するベトナムの人々についても年金保障しなければならなくなりますね。そういうことで国民年金法の見直しが図られた。そこでは四点ござります。外国人でも加入出来ることにはなつたんですが、「①一九八二年一月一日の時点で三十五歳を越えている在日外国人は、六十歳までの間に被保険者期間二十五年を満たせない」。つまり二十五年間掛け続けなければいけないわけですが、もうその時点で六十歳を越えている人は足りませんから入る意味がない、従つて年金は支給されないとということになります。それから「②同時点（つまり八二年のこの時点）で六十歳を越えている在日外国人は、国民年金に加入出来ないし老齢福祉年金も支給されない」ということになつています。「③同時点で母子家庭、準母子家庭の状態にある在日外国人には母子福祉年金、準母子福祉年金も支給されない」。「④同時点で二十歳を越えている在日外国人は、障害者には障害福祉年金は支給されない」。障害福祉年金というのは、保険料を払つていて、いよいよ拘らず支給されるものであります。その項には国籍条項がありまして日本人に限るというのがそのまま続いております。

第三期、一九八六年四月一日。この時は国民皆保険、いわゆる専業主婦と言われる方々、仕事についていない方々にも国民年金に入つてもらいたいという制度改革が行われました。その時に外国人の支給が一部認められました。そこにありますように、空期間の制度は第一期①の者にも適用された。つまり六十歳を越えている人については、この部分は一部改善されて、部分的ですけれども年金が支給されるということになりました。その次は名称の問題ですので省略します。それから「在日外国人には上記の年金を支給する改革がされないまま現在に至つてはいる」と、こういうことであります。従つて現在で

は、満七十歳以上の外国籍の方は、日本で生まれ育つておられても年金はゼロということになります。

それから障害者、重い障害者の年金はと/or>うと、今日日本の福祉年金は一級だと年間約九〇万円の障害年金がもらえますけれども、これもゼロということになります。従つて、戦前から大変苦労して朝鮮から日本に渡つてこられて、戦前戦後を生きてこられた方々でお年寄りになられたり、重い障害を持つておられる方が、一番今ではひどい目に遇つていて。生活のメドが立たなくて、そのことの負担が全部、二世、三世の在日の方にかかっているということが現状であります。もう一つ、この国籍条項が非常に民族差別的であるというのは、空期間<sup>カブリ</sup>、二十五年に満たない場合は駄目だとか減額だとかいうことで外国人は排除してきたわけですが、ところが日本人にはその経過措置で空期間を認めているんですね。例えば、沖縄、小笠原が復帰した時に、沖縄や小笠原の人々は二十五年に満たなくとも経過措置として認めて、支給ができることになつてるんです。また、最近では一九九四年に法が改正されました。中国からの帰還者、いわゆる残留孤児といわれる中国から帰つてきた方々は日本に住んでおられなかつた。当然、日本の国民年金の掛金は一円も払つておられないわけです。けれども日本国籍だから認めようということで認めたんですね。ですから飽くまで日本国籍を持つていてる人にだけ認めて、日本国籍を持たない人は何十年日本に住んでおられようと、それを一切無視した非常に排外的な制度になつていてるというのが、老齢年金、並びに障害年金の制度であります。そればかりか、一つ二つ訴訟がありました。一つは、一九七七年に東京都の荒川区のキム・ヒヨンギンさんという方が提訴されたんですが、このキム・ヒヨンギンさんは、日本人の地域の方から「国民年金制度ができたので貴方も入つたらどうだ」ということで加入されたんです。それで六十五歳を越えて年金を請求されたんですが、外国人は入れなかつた筈だ、だから貴方の払つた年金は間違いで納めたのだから貰えないということになつたんです。キムさんは、それじゃそれを返してくれと言われたんですが、東京地裁では

それは返せないと判決しました。但し、東京高裁では逆転勝訴して、キム・ヒョンギンさんは自分の払った保険料だけは返してもらいましたけれども、裁判を起こさなければ返してもらえないという非常に不人情なことがございました。それからもう一人は塩見さんという方ですが、この方は在日朝鮮人でしたけれども、帰化して日本国籍を取られました。そうして国民年金に加入されたのですが、国民年金を満たす期間の最初の時は日本人ではなかつたということで結局年金を受けられない、この方は目が見えない重い障害の方なんですけれども、障害年金を受け取れないというまま今日に至つております。そういうのが現状であります。

こういうことにつきまして、これは国際人権規約、つまり「地球上のどの国家の統治権に属する所に住んでいても、基本的な人間の社会権、生活権は保障されるべきである」という国際人権規約に違反であるということで、昨年、日本弁護士連合会が厚生省に要望書を提出いたしました。この時の大臣は菅直人さんですが、あの人はエイズ問題では大分頑張つてくれましたけれども、この要望書については結局その任務を果たさないままに大臣を辞めたということです。それから資料18を見ていただきますが、「在日外国人無年金高齢者に対する自治体独自の救済制度の全国状況」というのがございます。これはそういうふた住民のお年寄りの方々、外国籍の方が全然お金を支給されない、ということについては生活上大変な問題だということで、外国人の老齢者に対して自治体の判断で自治体の単独予算でもつて支出されている例であります。この近くでは滋賀県の大津市、近江八幡市、野洲郡野洲町などがそうであります。が、九三年から実施されて一万五千円支給されることになつていますが、今年の大津市の広報を見ますと二万円に増額されています。毎月二万円の老齢年金を、日本人に比べたら非常に少ないですけれども、それでも何とか自治体独自でやりくりをして出そうというところが出てきております。京都市については、これはまだ実現されておりません。それから資料19は、「無年金の障害者に対する自治体独自の

在日外国人無年金高齢者に対する自治体独自の救済制度の全国状況

都道府県	実施自治体名	実施年月	支給月額
神奈川県	川崎市	1994.10	10千円
石川県	能美郡根上町	1991.4	2.5千円
福井県	敦賀市	1993.4	20千円
	福井市／武生市／鯖江市／小浜市／勝山市 ／大野市	1994.4	同上
静岡県	清水市	1978.4	10千円
	静岡市	1992.4	同上
	浜松市／富士市／富士宮市	1993.4	同上
愛知県	春日井市	1993.4	5千円
	岡崎市／碧南市／刈谷市／豊田市／安城市 ／西尾市／知立市／高浜市	1994.4	10千円
	小牧市／西加賀郡三好町	同上	5千円
	宝飯郡小坂井町	同上	3千円
	日進市	1994.8	10千円
三重県	津市	1993.4	10千円
滋賀県	大津市／近江八幡市／野洲郡野洲町	1993.4	15千円
	彦根市／長浜市／八日市市／草津市／守山市 ／栗太郡栗東町／野洲郡中主町／蒲生郡 蒲生町／同郡日野町／同郡竜王町／愛知郡 愛知川町	1994.4	同上
	志賀郡志賀町／高島郡高島町／同郡安曇川 町／同郡新旭町／同郡今津町／同郡マキノ 町／同郡朽木村	同上	10千円
	坂田群米原町	同上	5千円
	坂田群米原町	同上	5千円
広島県	広島市	1994.4	10千円
福岡県	田川市	1993.4	7.5千円
	山田市／遠賀郡水巻町／同郡岡垣町／同郡 遠賀町	1994.4	7千円

(1995年3月1日現在)

出所 「季刊 Sai(サイ)」 Vol.11 (1994年6月) 但し一部加筆訂正した。

資料18

無年金障害者に対する自治体独自の救済制度の全国状況

都道府県	支給自治体名	支給年月日	料金(年)	特徴(年数)	支給月額
東京都	葛飾区	1991.4	支給手帳1・2級 支給手帳1・2級	30千円	支給手帳A
愛媛県		1991.4	支給手帳1・2級	30千円	支給手帳A
神奈川県	川崎市	1991.4	支給手帳1・3級 支給手帳A・B	20千円	支給手帳A
福岡県	福岡市	1991.4	支給手帳1・2級	25千円	支給手帳A
佐賀県	名古屋市	同上	支給手帳A	36千円	支給手帳A
大分県	大分市	同上	支給手帳1・2級 支給手帳1・2級	36千円	支給手帳A
宮崎県	宮崎市	1991.4	支給手帳1・3級 支給手帳A・B	36千円	支給手帳A
安城市		同上	支給手帳1・3級 支給手帳A	36千円	支給手帳A
豊川市	豊川市/豊田市/西尾市	同上	支給手帳1・2級	20千円	支給手帳A
西尾市	豊川市/豊田市/西尾市	同上	支給手帳1・2級	20千円	支給手帳A
加立町		同上	支給手帳1・3級	36千円	支給手帳A
西加茂郡三河町		同上	支給手帳1・2級	10千円	支給手帳A
日进市		1991.3		20万円	支給手帳A
岐阜県	岐阜市	1991.4	同上	20万円	支給手帳A
岐阜県	大垣市/江南市/各務原市	1991.4	じくひき券	50千円	支給手帳A
新潟県	新潟市/長岡市/八日市	同上		30万円	支給手帳A
新潟市	新潟市/長岡市/八日市	1991.4		30万円	支給手帳A
福井県	福井市/越前市/福生郡	同上	50千円	支給手帳A	
福井県	福井市/越前市/福生郡	同上	50千円	支給手帳A	
滋賀県	彦根市/守山市/栗東市	同上	30千円	支給手帳A	
滋賀県	彦根市/守山市/栗東市	同上	30千円	支給手帳A	
高知県	高知市	1991.4	支給手帳1・2級	36千円	支給手帳A
香川県	山田市/道出郡大村町/同郷	1991.4	支給手帳A	10千円	支給手帳A
坂田郡赤阪町	坂田郡赤阪町	同上		15万円	支給手帳A

朴鐘鳴著「在日朝鮮人—歴史・現状・展望(明石書店)」

救済制度』であります。これも滋賀県で見ますと、大津市、近江八幡市は毎月五万円を支給しております。私は滋賀県と大津市に県民税、市民税を払つておりますが、こういうことに有効に役立てていただることは、私にとっては非常にうれしいことであります。京都の場合は、京都市が九四年四月、今から二年前から、身体障害者手帳を持つて一、二級の人、並びに療育手帳のAを持つて的人について、京都市単独の予算で月額三万六千円の支給を始められました。けれども、これは他の政令指定都市に見習つた数字でありますし、これとてまだ重い障害を持つた人にとっては心細い金額であるということは申し上げるまでもないと思います。

そういういた現在の日本の年金、並びに日本に住んでいた特に在日韓国・朝鮮人を中心とした外国籍の方の年金問題の現況とその歴史的経緯ということをご説明申しました。それではこれからお二人にそれぞれ二十分間ずつ、生のレポートをいただきたいと思います。

柳 球采氏 柳 球采氏  
柳 本日、在日朝鮮人の老人福祉というテーマに関心をお持ちの方々がたくさんおみえになつて、一緒に考えるという場に参加されるということに、私心より敬意を表する次第です。

お寺の朝の曉天講座などに行きまして、ある僧侶さんが「生老病死」、「生まれる、老いる、病気になつて、死ぬ」これは人間誰しも避けがたい一つの事柄だということをお話され、私もいろいろと考えるんですが……。現在、在日朝鮮人が一九九五年十二月三十一日現在で六十六万六千三百七十六人、二十七万七百三十七所帯、戸数ですね。京都では府内に四万五千百八十二人という公式記録です。これは法務省が毎年六月末と十一月末に発表しているんですが。京都も京都府内は在



日朝鮮人がたくさん住んでいる地域の一つでありまして、京都市内は約三万六千人前後です。もう戦後五十二年になりますのに、先ほどお話がございましたように、在日朝鮮人の老人福祉以外にも、たくさんの差別行為があつて、前進はしたものまだ国際人権レベルから比べても低い、というのが非常に重要なこととして解決課題だと思います。全国で五万人を超える人達が、いわゆる在日朝鮮人一世。私も今、六十一歳ですけど二世でございます。この日本の制度と行政のいろんな大きな壁と申しましようか、谷間で、年老いて孤独と生活苦、病気などに苛まされる方々がおりまして、私ども朝鮮総連では府内に十二の支部があり、丹後半島から南山城までの支部で八十一の分会がありまして、一生懸命自らの手で老人介護などを含めた福祉を不充分ですが自力的に相互扶助の精神で努力してまいりましたし、今もある過程にあるんですが、やはりポイントは制度と行政の改善が急がれると思います。

一つ事例を挙げまして申し上げますと、リー・ヨンスクさんという方がおられて、京都市内の西陣にお住まいの七十六歳の方です。一九四三年、二十二歳の時に慶尚南道陝川郡で農作業中に強制連行、徵用されて東舞鶴の軍港でトンネル工事など過酷な労働をさせられました。逃げ出したかつたんだけれども、途中でつかまつてひどい目に遇つているのを目撃したりして、なかなかそれも果たせずに、そういう労働の中で負傷したのが原因で体の具合がよくないわけです。戦後解放されて、結婚しまして一男一女をもうけました。しかし、息子さんは四十五歳で交通事故で亡くなりまして、今長女の嫁ぎ先で面倒をみてもらつていて。そういうことで、ちょうど八二年一月一日からの児童手当三法と国民年金国籍条項解除ということで非常に喜んで笑みを浮かべたんですが、先ほどのお話にあつたように、救済措置はとられなかつた。八六年の大きな改正法の中でもそのままだつた。自分の先輩もフィリピンのネグロス島へ行つて犠牲になつた人もいる。それは私の手元にも、厚生省から出した厚生省援護局業務第二課のこの先輩の平成二年十一月十七日付けの死亡通知なども手元にあるんですが……。私は京都府朝鮮人強

制連行真相調査団のメンバーとして、こういうことをずっと調べる中で、舞鶴の現地調査に行つた時にいろいろ事情を調べる中で、この方と知り合つたんです。また南区にチョウさんという方がおられます。この方もお会いしまして、同じく舞鶴で強制連行された方です。この方は一九三三年生まれで、当然に救済措置の該当者なんですねけれども、五年前に亡くなりました。この方も、もちろん息子とか娘などは親孝行ですから世話をしてくれる。だけどそういう若い一世、三世の生活が目一杯だということで、非常にこのことの苦情を言われました。よくこの方が生前強調されたのは、「租税負担は日本国民と同様だ。却つて租税特例措置法などでは適用されないから、日本国民よりも重い税負担になるんじゃないか」ということを力説されて、私にもつと頑張つてほしいという注文で苦慮したんです。

それから忠清北道出身で、三年前に七十九歳で亡くなられたんですが、クムさんという方です。この方もいろいろ調べますと、フィリピンのネグロス島でやはり軍属として徴用されたわけです。この方も、八二年の一月一日の国籍条項撤廃の時に非常に期待をしていると私にも電話があつたんですが、遺族の方が亡くなる前にせめてもそういう少しの喜びでも味わえたらなということをお話されました。私もそれを聞いて答えるすべもなかつたんです。また、他の事例として、伏見区在住でタクシー運転手の次男に扶養されている女性の方でキム・チャスンという方、七十五歳ですが、この方の夫は徴用で有名な長野の松代大本營で犠牲になつたんです。辛かつたのは、「海軍軍属」の父がフィリピンのネグロス島で終戦の五月に四十歳で戦病死したと、厚生省から六年前に通知書を貰つた友人の朴さん（六十一歳）が、「日本国民のように恩給などもなく、現地に行つて追悼供養もできないのはくやしい」と無念な気持ちを語つていたことです。以上、こういった方々の一部を挙げました。

私は、一九九三年八月、ちょうど細川政権発足時に、ユネープにある国連第二本部の差別防止少數者保護委員会、国連人権小委員会で約五百人ほどが参加する政府代表とNGO（非政府機構）代表が共

に出席する會議に、私も日本から在日朝鮮人代表の一人として約一週間、會議に參加したのですが、やはりその時に問題になつたのは、國際レベルでの人權問題です。日本の政府代表も私のま近くに着席して發言をしておりましたですが、各國の政府及びNGO代表が戰後處理の問題として朝鮮人強制連行が滿州、樺太、中國東北、南方、日本本土などで約六百万人前後になる、その内約百万人が犠牲になっている報告などがありました。その中にいわゆる従軍慰安婦があつて、現在の日本における社会保障制度における法制度と行政の差別の谷間で非常に困難な生活があるということを、日本弁護士連合会の海外特派員の方が非常に流暢な英語で報告もされており、その演説は非常に格調が高いものでした。ドイツとの第一次世界大戰の処理と比較しまして、ドイツはご存知のように、フォルクスワーゲンやベンツ社を含めて國家と民間があげてナチズムのあの恐るべき犯罪を精神的、政治的、財政的に謝罪して補償をしています。最近、スロバキアでの和解條約でほぼドイツの戰後処理は終わつたと今月の初頭に報道されている如く、日本の在日朝鮮人の場合は、一九四七年外国人登録令が實施される時には、日本における在日外国人の実に九六%を占めていた。今でこそ約百四十万人くらいですが、在日朝鮮人の占める比重は少なくつて（少子化という様相もあるんですが）、そういうことを思えば、戰後五十二年になる今日、果して二十一世紀まで持ち越すのかと、指摘したいです。もうあと四年弱で二十一世紀になるのですが。私は京都市の榎本市長から去年六月に丁重なお手紙をいただきまして、「京都市が政府に働きかけると同時に自らの障害者給付金、月額三万六千円と同じように他の自治体でやつていいる給付金や見舞金に並ぶかもしれないけれども、それも検討中である」と。去年の七月に京都市議会で市會議員さんが質問演説で約十五分間程この問題に触れられました。その前に私がいろいろと意見交換をした時に、京都市の給付金の約五十五人、三万六千円の障害者独自の給付金が年間二千二百五十万円でしたか、予算体系にありました。ところが何故、京都市が独自の老人福祉の給付金について結論に至つていなか

と言えば、政令指定都市への中央政府からの足かせもいろいろと思うんですが、約二億円くらい予算計上が見込まれるらしいんです。じゃ在日朝鮮人の租税負担はどうなるんだと言えば、これは完全に矛盾して、それは京都市の理事者側でも「それはその通りだけれども」ということで、今努力中だということです。

そういうことで私は仲尾先生をはじめ各界の方々や京都市の関係者の皆さんのが、非常に長年いろんな機会を通じてご尽力されているということを知っていますし非常にうれしく思います。お手元の資料（資料20）にあります京都新聞の報道にありますように、「同胞高齢者の年金差別是正要請」に出かけた時に、私は先ほど申し上げた方と同行して行つたんですが、その方がお嫁さんと一緒に来て、途中で気分が悪くなつて一緒にに行けなかつたんです。そういうことをお話しながら、去年の六月、京都市府舎に尋ねて行つた時のことを振り返っています。次いでお話をされる叶先生も、地域で在日朝鮮人の方々に対する思いをいたしてご努力されているということを聞いておりますので、そういうことも励みになります。私たちの不足点をさらに克服して、日本の方々との連帯も深めてやっていきたいと思います。私も朝鮮総連の先ほどお話ししましたような支部や商工会、朝銀などで毎年九月の老人の日に、その日が来るからご両親や年老いた方と触れ合おうとするのではなくて、その日を一つの契機に毎年われわれ朝鮮同胞の二世、三世、はたまた四世たちがやはり老人の皆さんの介護、誕生日などの時にみんなでお祝いするとか、在宅介護の困難な人の病院の斡旋とかをしています。生活保護などは差別がなかつたんですが、恩恵として準適用されておりました。特に数年前、一九九一年の出入国管理及び難民条約の改定までには、出入国管理令二十四条に基づきまして生活保護者は退去強制対象者として項目に挙がつていたんです。異議申立は絶対まかりならぬと。その条項はなくなりましたけれど、いまだに日本政府の厚生省では在日朝鮮人には異議申立を認める筋合いではないと、あくまで恩恵で生活保護を準適用している

1997年(平成9年)5月7日 水曜日

## 高齢者らへの 年金支給要請

在日外国人の年金をめぐ  
つては、一九八二年の国民

年金法改正で、外國人の加入も認められたが、この時

席で、更に六十歳を越えていたり、障害を持つていた人は対象外となつたため、

独自に給付制度を設けてい  
る市町村が多い。

府保健福祉部によると、  
府内では、京都市のほか宇

海市、宮浦市が障害者の特別給付を行っているのみで、他の市町村は二つ

た指紋をとつていない。

京都④市内 1997年(平成9年)5月7日(水曜日)

19

無日新聞

として、支那銀行が、輸入者に月額3万6000円の特別給付金を給付している。要は書は「實業県や大阪府でも監督者と商標者に給付金を出しておき、販売上の格差が大きい」として、早明の給付を求めていた。

三

1

三

四

官部

1997年(平成9年)5月7日

水暖日

市長会などにて  
是正求める會  
「東郷吉開鮮人回避者  
・廣瀬延年別選別正を求  
めや也」(後高代表・柳原  
氏の)は大田・府市長会  
会・鹿村会に対し、府内  
市町村の一部を除いて皆  
給付金支給などの措置がと  
れていた点を改善する  
よう求めた要請書を出し  
た。

資料20

1996年(平成8年)6月6日 木曜日

<p>高齢者への年金求め 政府に働きかけ要請 朝鮮人団体、京都市立 在日朝鮮人京都高齢者年 金差別是正要求の会(柳球 采代)</p> <p>采代(さじのぼり)、京都 市に対し「年金の適用が除 外されている在日朝鮮人高 齢者に対する年金支給を政 府に要請してほしい」など と要請した。</p> <p>柳代表(さじのぼり)、京都市伏見 区立(さじよど)一九八六年 年の国民年金法改正で、当 時六十歳未満だった在日韓 国・朝鮮人は高齢者に対 する年金の受給資格が認め られたが、六十歳以上だった 人はその後も年金が受け られず、京都市内では現在 約三千人が無年金状態だと いう。</p> <p>同会は、政府の対応措置 を講じるまじで、京都市が独 自の「給付金」を支給する ことを求めている。</p>	<p>高齢者への年金求め 政府に働きかけ要請 朝鮮人団体、京都市立 在日朝鮮人京都高齢者年 金差別是正要求の会(柳球 采代)</p> <p>采代(さじのぼり)、京都 市に対し「年金の適用が除 外されている在日朝鮮人高 齢者に対する年金支給を政 府に要請してほしい」など と要請した。</p> <p>柳代表(さじのぼり)、京都市伏見 区立(さじよど)一九八六年 年の国民年金法改正で、当 時六十歳未満だった在日韓 国・朝鮮人は高齢者に対 する年金の受給資格が認め られたが、六十歳以上だった 人はその後も年金が受け られず、京都市内では現在 約三千人が無年金状態だと いう。</p> <p>同会は、政府の対応措置 を講じるまじで、京都市が独 自の「給付金」を支給する ことを求めている。</p>
--	--

毎日新聞

<p>在日外国人の救済 求め京都市に要望書 高齢者年金差別 是正要求の会</p> <p>在日朝鮮人京都高齢者年 金差別是正要求の会(柳球 采会長)は6月までに、國 籍条項による国民年金の適 用対象から除かれている70 歳以上の在日外国人への年 金支給と選択措置実施まで 特別給付金などを救済する よう求めた要請書を京都市 に提出した。</p> <p>在日外国人は1982年 まで国民年金への加入が認 められておらず、26年4月 以前に生まれた在日外国人 は年金を受給できない。同 会によると、大阪府堺市 などではすでに特別給付措 置が取られている。</p>
--

享月 無事 幸運 1996年6月20日(木曜日)

국민년금의 차별시정을 요구

교도고령자년금차별시정요구의 회

제일조선인교도고령자년금차별  
시정요구의 회(류구재대표)는 3  
일, 무년금상태에 놓여있는 제일  
조선인고령자들에 대한 차별상황  
을 시정할것을 요구하는 요청서  
를 교도시에 제출하였다.

요청서는 ①일본정부가 년금을

지불하도록 교도시가 요청한것  
②일본정부가 조치를 취할 때까  
지 교도시가 독자적으로 급부금  
을 지급할것 등을 요구하고있  
다.

【교도고령자년금차별시정요구  
의 회】

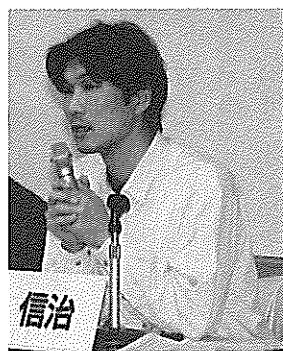
柳球采氏提供

資料20

のだからという姿勢はそのまま持続しているようです。

最後に私が申し上げたいのは、先ほど仲尾先生のお話にもありました、いろいろな裁判での訴えとか、全国的に特にお隣の滋賀県、大阪などで積極的に日本の各界の方々が自らの如く温かい思いを込めて運動を盛り上げる中で、国際的な世界の舞台でそういうアピールが高まる中で、地方自治体で独自の給付金が増えつつあるということを、非常に私ども力強く思っております。これが根本的に解消されるまで、そして二十一世紀に向かって朝鮮半島と日本とのより良い友好善隣の実りが進むように、私、微力ながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

仲尾 どうもありがとうございました。それでは引き続いて叶さん、お願ひします。



叶 今、新聞紙上を毎日のように賑わせています特別養護老人ホームに勤務しております叶と申します。特養と言うとほんどのいい噂がありませんので、この間も郵便局にある方の通帳の解約に行きましたら、少し白い目でみられたりして、「これが噂の生活指導員か」というふうなことで、決してそんなことはしていないわけですねけれども……。

私は一年半くらい前に特別養護老人ホームに勤務が変わりまして、それまでは今の紹介の中にもあつた通り、東九条の「希望の家」という地域の福祉センターのような所で、主に児童館の厚生員、子どもたちの相手をしておりました。そのかたわら地域の高齢者の方々の訪問とか、配食のお手伝いとか、そういったことを少し数年にわたって続けてきました。私の経験と言えばわずかにそういうところなんですねけれども、その中でいろいろ出

会ってきたこと、感じてきたことなどを話させていただきたいと思います。

まず、特別養護老人ホームに勤めて一年半ですが、特別養護と名の付くところは精神的に、あるいは身体的に障害を持つ高齢者の方々が生活し、あるいは通つて来られる所と聞いてはいたんですけども、いろんな援助をして差し上げることが必要だと聞いておりましたが、非常に流動的といいますか、いつ亡くなれるか、命を落とされるか分からぬといふ、その緊迫感、緊張感の中で、私たち職員もですが当事者の方々も生活をされているということで、聞きしに勝る大変な生活だなというのが、今持つてゐる率直な感想です。その中でも、今日のテーマにあります『在日の高齢者の福祉』、私は『在日の高齢者の福祉』というテーマを聞いた時に、ちょっと割り切れないものを正直言つて感じました。いろんな障害が出てくると、それまでの生活歴、あるいは国籍とか、その人の持つているいろんなものよりも、辛い病気、体が動かなくなる、痴呆が出てくる、そういうことのほうが生活のニードとすれば前面に出てくるわけで、『在日の高齢者』という場合にどういうテーマになつていくのかなということを感じたわけです。しかしそくよく考えると、生活の隅々にまで、体にまで食い込んでくる歴史というものをやはり思うわけです。それを私がどこで感じてきたかと言うと、今言いました東九条の中での出会いだつたんです。

今『在日の高齢者』という時、ほとんど一世の方々です。日本の敗戦時一九四五年時点で十歳を越えている方がだいたい今六十歳以上という方で、特養に入つておられる方などは、今、平均年齢が八十三歳ですのでそれ以上の方々ばかりです。だいたい私が出会つてきた方々は、地域の中でも一世の方です。一世の方々というのは、私も一緒にいながらよく忘れてしまうんですけど、その方にとつてここは外国人ですね。例えば柳先生にしても一世のご高齢の方にしても、外国の方にしてみれば当たり前のことにすけれども、私たちが普段接する時にそのことを忘れてしまうことがよくある。一緒に住んで

いる住民というか、友達とか、付き合っている知り合いとか、そういう感覚で生活すると、ここは外国だということを私たちは忘れてしまった。しかし、一世の方々にしてみれば、ここは言葉も通じない、右も左も分からぬ中に飛び込んで来た、そういう外国だと思うんです。それを私が一番最初に感じたのは、ここにも関係者がおられます、東九条でオモニハツキヨといふところに六年程通つていた時のことです。オモニハツキヨといふのは、「オモニ」というのはお母さん、「ハツキヨ」というのは学校という意味で、お母さん学校です。日本の字、朝鮮の字などを学ぶ経験のなかつた方々、つまりかなりご高齢の方々が、週に一回集まつて文字の読み書きを勉強する教室が、今から十八年程前、東九条で開かれました。そこに私も参加しまして、そこでは字を勉強するだけではなくて、その方々がどんな生活を送つてきたか、日本に渡つて来られる前はどうだったのか、どういうふうに日本に渡つて来てこつちでどんな生活を送られてきたかという話を、事ある毎に話してもらうわけです。あるいは作文に書いてもうわけです。覚えたての、その拙い字で書いていただいたりするわけですが、そういう方々の、日本語の作文としては文法の間違いもありますが、そこから伺えるその人たちのこれまでの生活といふのは、本当に字を知らない、字が全く読めない書けないしゃべれない中で生活するということがどんなことかが滲み出るような、そういう話であつたり文章であつたりするわけです。ある方は、その辺の八百屋に買い物に行つて、道がわからなくなり、家に帰れなくなつて一晩子ども達も放つたらかしで、最後は親切な方に連れて行つてもらつた、ということでやつと家にたどり着いたんです。そういう子育て一つ、買い物一つする中でも、やはり外国で生活をして来られた人たちだということ、これは私たちは意識をしないとそのことをすぐ忘れてしまうというふうに思います。外国で住むには言葉というのが大きな問題だと思うんです。

先ほどの柳先生の話の中にもいろいろと出て来ましたけれども、生活の中ではやはり生活の糧といい

ますか、基盤をどこに持つかというと、主に仕事の問題になると思うんですが、東九条の歴史をざつと申しますと、私もまだ東九条にわずかしか住んでおりませんので、いろんな資料（資料21）とか、いろんな人たちの話を元にして歴史を私たちの仲間で再現していくた経過がありまして、そういう資料とか話を元にして見えてきますと、だいたい東九条に在日の方々が住まる、あるいは仕事をされるようになるのは、一九二〇年代から三〇年代位だというふうに推定されます。東九条でその頃行われた仕事といいますと、車に乗られる方はよくご存知だと思いますけれども、九条のタカバシという、九条通をずっと東の方に行きますと、鳴川を渡る橋があります。その橋を作るのに動員された。その工事に関わられた方の子どもさんがおられまして、話を聞いたことがあるんです。それが一九三三年に完成したということです。今からもう随分昔の話になりますけれども。それから東海道線の複々線化の工事、これもその頃（一九二〇年代）に行われています。そういった当時大きな工事がありまして、それに労働力として朝鮮人が動員されて、その人たちを住まわせるための住宅を東九条の近辺に作ったという記録が今でも残っているわけです。東九条地域というのは竹田街道沿いですね、京都駅アバンティからずつと南の、あの辺りには昔から家がたくさんあつたんですが、そこから少し外れるとほとんど畠だつたわけです。今有名な九条ネギ、これはブランドものになつたそうですね。東京などへ行くと九条ネギというふうに銘柄指定があるそうですけど、あれは京都の東九条のネギで、そういう畠がたくさんあつたんですが、徐々に労働力として動員された方がここに住むようになつたという経過があります。特に戦後になつて東九条の人口は爆発的に増えていきました。それは京都駅の南口のところに閻市がたちまして、京都一大閻市の一つだったそうです。この中でもご存知の方がおられるかもしれませんけれども、そこにはいろんな方が集まつて来られて、生活の糧のために閻市で商売をするようになり、その周りにたくさんのバラックの家が立ち並ぶわけです。そのバラック群が強制撤去で東の方へ東の方へと移転していくと

東 九 条 沿 草 年 表

一八六七	大政奉還によつて京都府と改立
一二	東九条國化殿で東九条校設立 （現陶化校）
八〇	東海道線（京都一大津間）開通 当駅界隈の住民が立ち退き、 東九条村へ
八一	東九条村、单独で戸長答場を開 設
九三	東九条校、陶化校と改称
一九一八	京都市隣接町村第三回攝入 東九条他一五ヶ町村京都市に合 併
一四	東九条、工農地区に指定
一四	京都共済会（一九一〇京都府厅 社会課内に設立、山王町に 「東九条共済屋」設置）
一五	京都協助会（融和団体、東九 条岩本町に協助会館建設）
二六	「朝鮮人労働者の生活及信用の 伸展に力め社会地位の向上を図 る」
二六	京都共済会、岩本町に共済会住 宅建設
三〇	國化第一校（現東和校）新設
三〇	京都共済会第六社會館の一部門 として東九条保健育園設立
三一	東九条營業課所設立
三三	國化第三校（現山王校）新設
三五	京都市社会課「市内在住朝鮮苗 古」

三六	身者に関する調査委員会発足
	「因襲的差別観念の排除に力め、 以て同胞融和の精神を昂揚する は緊要重要なことに屬すとな し」
三八	東九条一带の区画整理事業完成 —竹田街道・九条・東寺・須成 原・針小路通、藍染川の暗渠化、 鴨川の改修、高瀬川の流路変更 工事
四一	朝鮮基督教南韓教會牧師他七名 救火隊
四五	「東九条共済屋」建設 （須原通）建設のため崇 仁で立ち退き——東九条へ
五〇	京都國際文化觀光都市建設制 定
五一	「オールロマンス事件」 京都市、不良住宅改良事業、都 市計画事業を立案
七九	四〇番地に關し京都府、京都市 木工營所長名で謝罪並びに確 約書提出
七一	八二 京都市民生局生活館完成、繕務 開始
七二	八三 京都市、東九条地区実態調査 八八 京都市「東九条地区改善中・長 期計画（素案）」發表

六三	東海道新幹線敷設——下京区屋 形町、駒南館バラックからの立ち 退き
六七	朝日新聞（京都版）——十回行 わたり「東九条」のキャンペー ン
六八	京都市——東九条実態調査実施
六九	京都市——都市計画「まちづく り構想——二〇年後の京都——」策 定。京都駅南口の都市再開発と 地下鉄建設を決定
七一	京都市「東九条地域社会福祉バ イオットプラン」策定 四〇番地 は除外
七二	京都市民生局生活館完成、繕務 開始
七九	四〇番地に關し京都府、京都市 木工營所長名で謝罪並びに確 約書提出
八二	八二 東九条四ヶ町の人口、ピーク時 の二分の一以下に。四〇番地に 各個給水
八三	八三 京都市、東九条地区実態調査 八八 京都市「東九条地区改善中・長 期計画（素案）」發表

東九条キリスト者地域活動協議会事務局「東九条形成史」より抜け

いうような形で、東九条の人口構成は最初は京都駅から南の方が中心だったんですけども、鴨川の方までどんどん家が広がって行って、気が付いてみると超過密地域になつていつたという経過があります。

仕事の方もそういう土木関係の仕事もありますし、それからバタ屋ですね、段ボールを集めてそれを売る仕事。古鉄の仕事、古い鉄を集めお金儲ける。それからウエス、古い布を集めてお金に換える、そういう社会でいらなくなつたものを集めてそれをお金に換えて行くという仕事が東九条の中では盛んに行われたということです。今でもその頃の映画が残っています。

そういう東九条の地域ですが、その住環境をみると、立派な家を建てておられる住民の方もいらっしゃいますが、倉庫を改造して細かく仕切りましてそこを人に貸すというようなこともありますし、そしてリヤカーを一つ貸して、「段ボールを集めて来なさい。それを持って来たらお金に換えてあげましょう」ということで、一応雨露をしのげる場所と段ボールを集めるリヤカーを貸されて、何とかその日の暮しを送れるという、そういう仕事が東九条の中にはあつたわけです。そういう受け入れる素地が作られる中で、生活を求めて集まつて来る方がたくさんおられました。住環境もそういう倉庫を改造したような狭い所に、たくさんの人達が折り重なるようにして生活したという記録が、今から約三十年位前には朝日新聞にも連載されまして、京都市はそこを大々的に実態調査をしましたが、その地域の改善は今日までなかなか思うようには進んできていないわけです。その地域の問題は住環境や労働の問題だけではなくて、教育の問題、衛生の問題、生活上のいろんな問題にまで広がつていきました、今度は火事の問題が起きました。そういう狭い所にたくさん的人が住みますと、どうしても火事が起る。一旦火事が起こればたくさん的人が罹災をして亡くなつたり、住まいをなくしたりと、そういう歴史もまた続いていきました。そういう東九条の地域の中で、在日の方々がたくさん住んでおられます。二五%、多い一画になりますと八〇%が在日ということで、やはりその時代を反映して東九条地域が作られてきた

というふうに思います。

そこで出会った方々のことをいろいろと考えますと、そういう労働の問題一つをとっても、さつき言いましたように、日本の中で就ける労働というのが危ない労働であったり、低賃金の労働であったりということで、非常に狭い選択肢の中で就労せざるを得ないという状況だったわけです。私が外国人の方が日本の中で仕事を見つけるのは本当に大変だなと思ったのは、その一世の話を聞いている時はまだボヤッとしていまして実感できなかつたんですが、最近、若い韓国人で結婚のために日本に渡つて来られる方があります。東九条にもたくさんおられるんですけど、ご主人が早く亡くなつて小さい子どもさんをこれから育てなければならぬとか、例えばそういうケースで相談を受けたりするんです。とりあえずはご主人が亡くなつて一定の保険金がおりてくるということはあるにしても、その後どういうふうに生活の基盤を作つていくのかということになると、私たち日本人でしたら子どもの面倒もみれる、昼間なるべく稼ぎのいい所で、というような範囲で仕事を探そうとするわけです。ところが結婚のためこちらに来られた方というのは言葉が自由に出来ないわけですね。ですから、私達が普通に設定する仕事の範囲というのは選択出来ないわけです。外国で生活するということはそういうことですね。言葉が不自由であるということは、單になまりがあるとかいうことではなくて、生活の根本に係わるような、そういうことだと思います。

それから住居の問題にしましても、さつき狭い部屋でたくさんの方が居住されているということや火事の歴史のことも言いましたけれども、いまだに賃貸の住宅が自由に借りられない状況にあります。まして今、ご高齢の方々が生活した時代といいますのは、住居を手に入れるのにも大変な苦労だったと思います。私の友人が今度結婚するために住居を探したわけですが、在日であるということを言いますとその範囲は非常に狭くなるわけです。つまり「在日の方お断り」ということが今でも不動産屋では平然

と行われるんです。一割、二割ではないんです。むしろ入れてくれる方が一割、二割だといつていはどのそんな状況です。そういう住居の問題があります。

それから私が出会った中で一番深く印象に残っている方の場合は、この方は戦中に日本に来られて一旦中国東北部に渡られたんです。それで日本が敗戦になつて、こつちに帰つてこようということで朝鮮半島を北の方からずつと渡つておられる途中、自分の故郷の濟州島にお母さんがおられるということを聞いて一度寄られたんです。そこに寄られてから、また日本に行つてくるということで行こうとしたんですけれども、釜山港である友人に会いまして、その友人が「俺の手帳を持つて行け。この手帳を持つていたらお米の配給が貰えるから」ということで、その人になりすましてその手帳を持つて日本に渡つてこられたわけです。その時は日本の敗戦直後で食べ物も大変だった。私は生まれてないんですが、大変だつたんですね。その手帳を頼りに日本に渡つてきて、その人の名前を名乗つてずっと生活するわけです。結婚もし、自分で仕事も始めるわけです。ところがその手帳を渡してくれた友人は、まもなく朝鮮戦争で命を落としてしまつんですね。それでもその亡くなつた友人の名前を使って生き続けるわけですが、その方が四十代になつて精神的な病にかかるんです。私には出会つてからずつと後になつて、亡くなる間際ぐらいにやつと明かしてくださいたんですが、自分はその人の名前を名乗つて生きてきたのが本当に苦しかつたということを最後の最後におつしやつたんです。もちろん家族関係の、ご夫婦とか親子関係とかの問題もあつたようですけれど、そこにアルコール依存症も入りまして入退院の繰り返し、南北が分断されていることへの痛みとか、自分が亡くなつた友人の名前を名乗りながらこうやってのんと生活していることへの後ろめたさや、家族との関係がうまくいかないこと、商売がうまくいなかること、そういういろんなことを自分なりに今度は乗り越えるぞ、乗り越えるぞと言い聞かせながらまた酒を飲んでしまつて体をボロボロにして入院をするという生活。私が今から十五年位前に出会つて

からでも數十回入退院を繰り返しておられた、そういう状態でした。そうやつて入退院を繰り返して繰り返して、その方が亡くなられる間際に入院する時に、ぼろぼろ涙を流しながら「叶さん、これが在日の実態やで」とおっしゃいました。本当にはがゆさや、悲しさや、苦しさとかをいっぱいその言葉に託して言われたような気がしたんです。もちろん在日にもいろんな方がおられるわけだけど、「在日の実態というのはこれやで」というその言葉の中に、私はいろんなものを感じさせられたような気がしました。その方が最後に亡くなる寸前に、さつき言いましたように「自分は実はこの友人の名前を名乗つていたんだ」と、今だつたら入管に行つても情状酌量、まあ刑も軽くて済むだらうから入管に行つてすつきりしたいということをおっしゃつて、入管に手続をして一応日本に住み続けることが出来るようになつたんですけども、それから間もなくして階段から滑り落ちて脳出血で亡くなられたんです。労働の問題とかいろいろ話してきましたけれども、そういう在日朝鮮人、朝鮮民族の歴史ということも、その方の生活の隅々までというか、根っこにまで食い入るような形で影響しているんだと、それを教えられた、そういう出会いでした。以上です。

仲尾 ありがとうございました。お二人のご報告で皆さんいろんなことをお感じになつたと思います。特にこのことについて私がまとめるとはございませんので、どうぞ皆さんで印象をまとめていただいて、そしてご意見やご質問をたまわりたいと思います。

司会 ありがとうございました。只今より休憩に入りたいと思います。約十五分位の休憩に入りますので、その間、お手元のご意見用紙に、ご質問あるいはご意見などをお書きになつてご意見箱に入れてください。それに基づきまして第一部でまたお話をいただきます。

## 第二部

### 質疑応答

司会 大変お待たせいたしました。それでは只今より、皆さんご意見とかご質問に基づきましてお話をいただきます。よろしくお願ひします。

仲尾 それでは再開させていただきます。全部で十三人の方々からご意見並びにご質問をいただきました。それぞれ非常に具体的なご質問、ご意見もござります。全部ご紹介いたしますが、会場の都合で四時に終わらなければなりませんので、それぞれ一問一答のような形で簡単に二人からお答えいただきます。なおかつ具体的なことについての質問が残っている方は、終わりましてからでもお一人のお時間がよろしければ会場外でさらに詳しいことをお尋ねいただいてもいいかと思います。  
それではまず最初の方。

一、「叶さんにお聞きしたいのですが、ご存知の範囲内でお答えください。生活保護所帯の老人の場合、特養への入居希望も福祉事務所のケースワーカーの指示を仰ぐ必要があるのですか。」  
こういう質問です。

叶 特養入所について、基本的なことだけ言つておきたいと思います。特養入所は福祉事務所からの措置ということになります。つまり、Aさんが特養に入所したいという場合に、Aさんと特養の施設との契約ではないんです。福祉事務所に申請をしまして、福祉事務所からこの人を特養に措置するという

形で依頼があります。生活保護を受給されている方も、そういう方は駄目だという制限はありませんので、福祉事務所の方で検討しまして、判定委員会というところでOKであれば、待機をして順番が来ればホームに依頼されるという、そういう形になりますので、福祉事務所を通さなければいけないということになります。

二、「母が重いパーキンソン病にかかり、いろいろな病院を探したり聞いたりし、その時に特養に関しても知り合いに尋ねることがありました。その時、特養に入るには三年位待つ必要があると在京の福祉事務所の人に言われました。それは本当でしょうか。また、知り合いがいる人などでは早く入れるとかそういうことはやはりあるのでしょうか。」

叶 今言いましたように、福祉事務所の措置ですので、私の知り合いだとそもそもそちらの方が倒れたからと飛び込んで来られても、福祉事務所を通さないといけませんので、そういうことは出来ません。三年ぐらい待つということですけれども、今の京都市の場合はこれが現実です。現在、京都市で二千名を越える方が、待機者ということで待つておられます。厚生省の方ではゴールドプランということで、全国で二十九万床、特養を作ろうということで整備を進めています。私は別に厚生省の代弁をするわけではないんですが……。国も急ピッチでやっていますが、全然足りない。特に人口の多いところ、都会では足りないというのが現実です。ただ、そういう障害を持っておられる高齢者も、特養だけがサービス機関ではありませんので、数ヵ月間利用できる老人保健施設であるとか、あるいは病院であるとか、いろんな所が今サポートに入っていますので、地域に在宅介護支援センターというところがどんどん出来てきていると思います。中学区に一つ作ろうとしていますので、その在宅介護支援センターに行つて

相談をすれば、その方の状況に応じてどんなサービスが準備出来るかいろいろ紹介したりしてもらひますので、そちらの方に相談に行かれたらいいと思います。

仲尾　はい。同じく、叶さんに。

三、「戦中、日本に来た方は何の理由で来られたのですか。（これは先ほど紹介していただいた方の具体的なことだと思いますが）それと手帳というのは何の手帳でしょうか。」

この手帳は私は配給手帳だと思います。当時は戦後しばらくの間まで、この配給手帳というものがなないと、お米もお醤油もお酒も買えませんでした。

「手帳を渡した友人は何故それを持っていたのか、少し具体的にお答えください。それと、これには南北問題が関わっているのでしょうか。」

叶　戦中、来られた理由について詳しいことは聞いてないんですが、お兄さんがずっと京都の方で石屋をやつておられて、非常にしつかりした商売をされていたということをお聞きしています。そのお兄さんを頼りに、こちらでの生活を送つておられたということです。ご家族を頼つて来られた方もたくさんおられるということを、一般的にもよく聞きますけれども、この方の場合もそうだったようです。手帳に関しては配給のための手帳ということですね。それから何故その友人が持つていたかということについては、私には分かりません。その方が日本で貰えた条件にあつたのだと思います。南北問題については、この件については直接関わりはありません。ただその方の内面に、この南北問題が深く影となるというか重圧になつたということは言えると思いますが、直接生活に関わる問題ではなかつたというふう

に思います。

仲尾 次も、叶さんにです。

四、「大阪の特養ホーム『故郷の家』は在日者のための特養と聞いたことがあります。もしそうなら、その設立の経過、現状、在日社会での評価などについて、ご存知でしたら教えてください。」  
これも長く時間がかかるかも知れませんが、手短にお願いします。

叶 はい。詳しいことは私も分かりません。ただ私が知っている情報では、この『故郷の家』の職員の中に韓国のカトリック修道会から職員が何名か派遣されて働いていたという経過があります。それはやはり、言葉の問題というものが大変大きいということですね。特に、ご高齢になられて痴呆が出てこられたりすると、その方によつては日本語がほとんど出ない、自分の母国語しか口から出ないという、そういう方もたくさんおられます。そういう方が朝鮮語でバアツと要求される、例えば「オシッコに行きたい」という、その一言でも分からぬわけですね。まして自分の人生について語られる、そのことを分かつて受容して、その方にどんなケアをすればよいかを考えいく上で、言葉の分かる職員が必要だということで採用されたと思います。そういう方を中心にして、私がテレビで見たのは、ここに入居されている方の要求に従つて韓国の故郷にその方を連れて行かれたという、そういう取り組みをされておられる姿を見ました。そこには連れて行つてどうだつたかは別にして、やはり在日の方の高齢のための特養という位置付けがはつきりしている所です。うちも韓国語、朝鮮語がしゃべれる職員が相手をしていますけども、ここみたいに色合いがはつきり出ていないので、残念ながら在日の方の利用はそう多

くはないです。比較のために申し上げました。そういう形で運営されているということです。

仲尾　これも関連した質問かと思います。

五、「ある活動の一環で特別養護老人ホームを見学したことがあります。今日まで思いもしませんでしたが、ホームは全ての市民が入居出来ますか。つまり国籍制限はありませんか。そして、国籍に拘らず一緒に暮らしておられるんですか。お話を聞いて知りたいと思いました。」

叶　さつきも言いましたように、国籍の制限はありません。「国籍に拘らず一緒に暮らしておられますか」ということですが、一緒に暮らします。ただ思うのは、うちの特養では五十名の中で一名が在日の方なんですねけれども、ショート・ステイでも時々利用されますし、日帰りのデイ・サービスも利用されておられますけれども、その方に直接どうやこうやというふうに周りの人がおっしゃるわけではないのですが、いろんな不満を言う時に、うちに入つておられる日本人の高齢者もその時代をずっと生きてきた日本人ですので、そういう偏見とか差別を持つておられるわけですね、はつきり言って。それは誰でもそうだと思いますけれども、はつきり持つておられます。それが表面にバアッと出てくることはあるわけです。そういう時に、私たちが日本人の高齢者の方に対してもう一つ、どういうふうなケアをしていったらいいのかというのを、今、暗中模索しているところです。非常に難しいところです。私も直接言われたる、そこでいろいろ話はするんですけれども、感情的に受け付けてもらえないですね、特にかなり興奮している時などは。今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

仲尾 大変難しい課題ですね。ありがとうございます。

次は指名はございませんが、問題の性質上、柳さんにお答えいただこうと思います。

六、「不利な条件下で暮らしておられる在日韓国・朝鮮人の高齢者、障害者の方々は、実際どのようにして生活の糧を得られているのでしょうか。もちろん人によつて異なるでしょうが。」  
ということですので、一、二例をあげていただき、お話しください。

柳 まず、障害者のケースを申し上げます。右京区にお住まいの年齢が三十九歳の女性の方で、ご両親が健在なんですが、亀岡市の障害者の施設に入所しておりまして、先ほどの案内にありますように、京都市が独自に月額三万六千円を給付するという時に、非常にそのご両親は喜びました。ところが居住地が亀岡市だから、そこに入所してくるから駄目だということで大きく失望されまして、私の方に涙ながらに訴えて来られました。亀岡市役所に事情を説明してお願いしているんですが、まだ亀岡市では京都市のような独自の給付金にはまだ至っておりませんが、努力するということです。こういうケースも一つございます。

高齢者が生活の糧をどういう状況で得ているかという問題ですが、私どもは伝統的に年寄りを大事にする、敬うということをいろいろ教えられたり、また朝鮮では田舎へ行きますと、マウル（村落）、私も小さいころ少し過ごしましたんですが、そういう中で親を大事にしなければ非常に周りからも指摘されるという、そういういい慣習というか風習があります。努力はしているんですが、今は世代が一世、二世、三世、四世となり、一世でも〇歳から二、三歳で日本に渡つて来られた人は実質一世と同じような感覚ですね。やはり一世的な感覚は十歳前後以上、故郷で育つた人が一世的な故郷の感覚があると思うんですね。

が、今の圧倒的多数の二世、三世、四世、あるいは五世の方々の日本での生活環境も変わっている中で、兄弟全部が同じ思いで親の面倒を見ているかというと、そうでもない。どうしても生活保護の適用を受けて、本人の生活も精一杯だとということでやつてあるところもあります。こういうことは叶さんを始め、福祉事務所で日本の福祉の方々のご尽力などを仰いだり、または私ども関係者が一緒に手続などをしたり、相談を受けたり、アドバイスをしてやつております。この件については、だいたいそういうことだと思います。

仲尾　はい。ありがとうございます。今、亀岡市では独自の給付制度がないという実例がございました。これについては、私が滋賀県に住んでいるから自慢話をするわけではないんですが、滋賀県はその点非常に行き届いていまして、先ほど申しましたように大津市が五万円、他の市町村では二万円とか三万円とか格差があります。そういう時に格差で差が生じた時には、その上のレベルである県がその差額を保障するという財政措置を去年から講じました。ですから滋賀県では、県内で引っ越しをしても、どこへ行つても老齢並びに障害福祉金を、それは多くは有りませんが受けることが出来る、こういうことになつております。こういうことをやつているのは、全国でまだ滋賀県だけですね。そういう点では京都の場合も、京都市、京都府との連携プレイが必要なのではないかと思います。

その次です。

七、「外国人である在日韓国・朝鮮人の高齢者の方にとつて、現場で今最も必要とされているのは何なのでしょうか。具体的に。」

こういう質問です。在日の高齢者の方にとつて何が今必要とされているのだろうか。これは叶さんへ

と書いてあります、やはり在日としての思いが柳さんもあると思いますので、叶さん、柳さんから一言ずついただきたいと思います。まず叶さんから。

叶 私は基本的には先ほど言いましたように、外国人としての意識を持つて、その人はその人としてしつかりその人の生きてきた歴史とか、その人の持つ文化、そういうったものを違いとして認めて、その人はその人として理解することが基本だと思います。例えば、それは単に人間皆平等だということでは決してなくて、私が訪問に回っていた高齢の方の場合、肝臓を患つてましたが非常に元気だったんですね。自分で独居で生活をされていまして、私が行つたらいつもお茶をだしてくれて、いろいろしゃべつたりしていたわけですけれども、どうも肝臓の調子が悪いということで入院をされました。その方が十日位で亡くなつてしまつたんです。その時には詳しく病院を責めたてるようなことは言えなかつたんですが、家族とかの情報を総合すれば、行つたらいきなりオムツを付けられた。それまで家の内で排泄も普通にしていて、何の失禁もなく自分で生活されていた方なのに、病院ではどんな行き違いがあつたのか分からぬのですけれど、オムツを付けられて抑制され、自分で自由に動けなくされてしまつた。それで十日後に亡くなつたということがあつたんです。それは事情がよく分かりませんから一概に病院を責めるわけにはいきませんけれども、やはりそこで想像されるのは、例えば病気の説明にしても、肝臓の機能がどうだとか、どういう値がどうなつてとか、そういうことを言つたとしても、その方は特に日本語で話したり聞いたりするのがそんなに得意ではありませんでしたから、ましてやそんな専門用語が飛び交うような会話にはとてもついて行けなかつただろうと思うんです。治療方針にしても、こういう状況だからこんな治療が必要だ、そのためこうすることを我慢してほしい、それでいいか、といふことを今はやりのインフォームド・コンセントですね、患者さんの了解のもとに治療を進めていく、

そういうことがどこまでなされたんだろうかという、恐らくその病状の説明からして本人はほとんど分からぬままに、オムツをされて、括られて、状態が悪化して亡くなってしまったのではないかと想像するわけです。その人が立つてている状況というのは、ドクターなり看護婦さんがどういう対応をされたのか分かりませんけれども、ほとんど見えてないと思うんですね。病院の目まぐるしい忙しさというのは私も側で見ていてよく分かりますので、この人は言葉が分からないので落ち着いてゆっくりと話をしてください、ということを一般的には言えないです。私がその人と一緒に通院したら、「先生、ちょっとゆっくり聞いてください」と言つて、私が通訳というか、日本語と日本語の通訳ですが、出来るわけですけれども、恐らくその方が一人で病院に行つた時にそんな対応は決してされない、軽く扱われる、そういうことだと思うんです。一つにはやはり、その人の置かれた状況というのに、私達が忙しい中でもどれだけしつかり感じて対応できるのかと、それは隣同士の隣人であつてもそうだと思うんです。そういうことがいろんなところで言えると思うんですけど、先ほど柳先生が言われたと思うんですが、日本の福祉は申請主義なんですね。ほとんどのことが、利用者が申請をして初めて福祉の方は動くわけです。言葉もわからない、知識もない、どんな制度があるかも分からぬ中で、申請をしないと何の給付も貰えないというのは、土台無茶な話なんですね。そこで誰かが「こんな制度もあるよ」とか、その人の状態を見て「それはこうしたらどう?」とか、そういう言葉が私たちの日常の中では必要なんですね。そういうふうにきめ細やかに、日常の生活の中で声を掛け合つたり、その人の状況を理解して必要な人を呼んできたりするような関係が、今もそうですが、これからますます高齢者が増える中で、在日の高齢者にとっては特にそういう理解のある人の存在というのが大事じゃないかな、というふうに思います。

仲尾　はい。ありがとうございました。それに関連して申し上げますと、先ほどの柳さんへの質問にもありましたけれども、「どうして生活の糧を年金のない人が得られているか」、その大部分の方は子どもさんやお孫さんの世話になつておられると思いますが、生活保護を受けておられる方々がかなり多いですね。これも先ほど柳さんが言われましたように、外国人には準用ということですから、一方的に役所の判断で取り上げるということも有り得るわけです。そうなつてくると、今叶さんが言われたように、地域の民生委員であるとか、ケースワーカーの方であるとか、そういう方々がよほど外国人の無年金者の存在や病気の方、それから制度をよく知つて、先駆けてその地域の福祉のことについて問題意識を持つてあたらないと、制度が分からないまま、どんどん時間が経過するという、そういう例が出てくるのではないかと思つております。それでは次に柳さんお願ひします。

柳　一言申し上げます。まず思うのは、在日朝鮮人としての自尊心、民族的な気概を尊重してほしいということ。日本の過去の軍国主義、植民地支配を否定する政治家や官僚などの発言が相次ぐんですが、これはいつまで続くのかなということがあります。日常生活においても、先ほどの民間の賃貸マンションとか、ゴルフ会員権、クレジットカードなどでも朝鮮人の申込みを否定する現場が多いわけです。そういうトラブルが報告されて、今の言葉の問題なんかでも区役所などは最近非常に改善されたんですが、やはりそういう問題があります。日常の生活において、不用意に同化あるいは帰化を誘導するような発言などは行うべきではないと思います。日本で民族的自主性というのを非常に大事にして、民族学校でも京都で朝鮮学校は五ヵ所八校あるんですが、学芸会などをすると、舞鶴朝鮮初級学校なんかはおじいさん、おばあさんなど、一人の生徒に七人も八人も来るんですよ。私の孫も朝鮮学校へ行つているんですが。そういうことで、眞の内なる国際化ということでやつていけばいいんじゃないかと思います。

仲尾　はい。ありがとうございました。もう一つ質問がございます。

八、「非常に幼稚な質問かもしませんが、満七十歳以上の人適用されている『敬老乗車証』『老人医療保険』の一につき、帰化されていない在日の方々は、その適用を受けておられますか。」

こういう質問です。これは私がお答えいたします。『敬老乗車証』はOKです。今、京都市の方に、この『敬老乗車証』のリストはどうして出るのですかとお尋ねしましたところ、老人医療関係のデータ、つまり健康保険証などから出てくるのだろうというお答えでした。『外国人登録証』からは出ないんですね。外国人登録制度は、そういう福祉のリストとしては活用されていない。そういうところに外国人登録制度の大きな問題があります。住民基本台帳と全然違うんですね。それから『老人医療保険』。これは医療制度で福祉とは関係がないので国籍制限はありません。老人保険、全部OKです。ここから後はご意見あるいはご感想になりますので、全部紹介させていただきます。

九、「在日の差別はいつまでたつてもなくなるない。特に京都はひどい。本音の部分で……。これは何故か。明治以来の教育のせいなのではないか。どうすれば差別をなくせるか、日本人の大きな責務だ。」こういうご感想です。この問題については、私も、ここにおられるすべての方々が、今日改めて考えてみたいと思います。

次の方です。

十、「私も東九条に生活している、在日一世の妻を持つ日本人であります。このフォーラムに参加し

て、田頃心の中で思つていても口に出して言えないこと、人権の問題や差別の歪みなどいろいろなパネリストの人達からの発言をお聞きし、すごく感動もしました。このフォーラムに参加出来て良かつたと思います。妻の家族などは、妻が小さい頃、六人家族が六畳一間に風呂もなく、額をすり寄せて住んでいたのだそうです。長く苦しい日韓の歴史の中で、このような在日差別が許されていいわけがないと思います。また、私は京都市の職員です。職場では同和問題研修が度々開催されています。京都市が行う同和行政も、「差別をしたらあかん」という教えにも拘らず、同じ日本人だけに暖かい手を差し延べるだけで、外国人差別、特に在日差別はひどいものがあると思います。妻の兄の子どもが高校を卒業して就職する時、妻の兄が私に問い合わせた言葉があります。『どんな職種でもいいから、京都市に入れてもらえないか』。この問い合わせに私は答えられなくて、『兄さんごめん』としか言えませんでした。何故なら私を京都市に就職の世話をしてくれたのは、妻の母、在日一世であつたからです。私はこれから少しでもこの問題に手助け出来ればと思います。京都市がもつと良識を持つた行政施策を考えるべきだと思います。』

「ううううう」感想です。なお、このお話の中にはありました京都市の職員採用の件ですが、これは現在現業職の場合は国籍制限はなくなつております。前回のパネリストの方は在日ですが清掃局の職員の方でした。しかしながら技術職、一般事務職、消防職には国籍条項があるというのは皆さん恐らくご存知の通りだと思いますし、これが今京都市の外国人行政の中で、年金問題と合わせて一番大きな話題になり、課題になつている」との一つだといふ」とを、改めて「報告申し上げておきたいと思います。

その次の方。

十一、「日本人として恥ずかしく思いました。苦労して生き、人生の最期ぐらいせめて不安なく暮らせ

る国にするよう努力します。日本人も外国人も同じ空気を吸い、税負担をして、住民として同じように生きていける社会に共にしましよう。」

こういうご感想です。

次の方。

十二、「新聞では従軍慰安婦の報道がよく見られ、一定の決着（いっぱい問題を抱えたもの）で、その受け取り拒否をされたことも書かれました。それはほんの一端で、在日の方の年金等何ら解決されていないということを、恥ずかしいことですが今日のフォーラムで知った次第です。戦後処理の解決なんてまだこれから遠い道のりなんですね。子どもたちに先送りすることなく、現在出来ることから努力すべきです。余談ですが『チョゴリときもの』というテーマにひかれて参加しました。どれも重い内容でしたが、チマ・チョゴリの軽やかな衣装を一度まとめてみたいと思っています。ありがとうございます。」

こういうご感想です。今までこのフォーラムの中で、チマ・チョゴリを着ていただいたオモニの方がおられました。また来年度以降の企画で、チマ・チョゴリの姿をこのフォーラムでお見かけ出来るようなることを、主催者の方々と一緒にご相談したいと思つております。

それから従軍慰安婦の問題ですが、一定の決着と受け取り拒否のことをお書きになつていますが、この一定の決着というのは村山内閣の時に『アジアの女性のための基金』というものを作りました。これは、政府はお金は出さない、民間の基金を基にして、事務サービスだけ政府が手伝うというものでした。それでそのお金が集まつたので、総理大臣の手紙と一緒にお渡しして、これで一応ケリにしたいということですが、日本政府のとつた態度がありました。しかし、そういうことでは受け取れない。やはり日本国

家の謝罪として、国家補償をしてもらわなければ私たちの気持ちは済まないというのが、韓国、朝鮮始めアジアの女性たちの多くの意見のようであります。現にソウルでは受け取りを拒否された方が出ましたね。フィリピンでは受け取られた方が出た記事を見たように思いますか、まだ大多数の方は国家による謝罪と補償ということを要求されておられますので、この問題はこの方が言つておられるように何ら解決されておりません。ですから老齢・障害者年金の問題、こういつた従軍慰安婦問題や強制連行、徵用、あるいは軍人・軍属で亡くなられた方の遺族の方々の遺族年金の問題、これも全然解決されていないというのが現状であります。

それからその次の方に移ります。

十三、「世界中が平和で仲良く暮らして行くには、私たち日本が在日韓国・朝鮮人の方々を行政・民間あげて国際人権問題に取り組まなければならない。在日韓国・朝鮮人の方が日本で泣いて生活しておられる以上、世界平和はない。柳さん、叶さんの活躍をくれぐれもお願ひします。」

「こういうお励ましのお言葉をいただきました。

最後の方は、東九条在住の方です。

十四、「パネリストの柳氏と叶氏のご報告を聞き、とても心強く感じました。日本人も在日も障害者も共生できる、いわゆるノーマライゼイシヨンというものにはまだまだ困難な道のりであると思われますが、朝鮮人も被害者意識がゆえの片意地を緩め、日本人はもう少し心を開いて、二十一世紀への共存に向けて自然体に歩み寄りたいのですね。まずは福祉の現場から。」

こういうご感想です。こうして十三人の方々からお尋ねとご意見、ご感想をいただきました。どれも

非常に切実なものであり、心打たれるものがあつたと思います。このシリーズで老人問題を取り上げたのは初めてでありますけれども、このように沢山の課題があるということが浮かび上がってまいりました。来年度以降「チョゴリときもの」のシリーズ、また続行されると思いますが、形を変えて、こういった在日のお年寄りの問題や福祉の問題を取り上げていただきたいということを私も改めて感じました。

この「チョゴリときもの」のシリーズは今年でもう四回目を終了しました。これは京都市国際交流協会の自主企画として続いております。現在では京都市国際交流協会が運営する名物行事になつております。そして、毎年こうして平日の午後にも拘らず、たくさんの方に来ていただいております。そして在日の方々の肉声に触れるという、非常に数少ない機会として京都市民のために開かれている講座であります。そういう意味で、この講座が長く続くことを私も希望いたしますし、また皆さん方も「こういう問題を聞きたい」「こういう方に話してもらいたい」というような希望もございましょうし、そういう場合はこの交流会館の窓口で受け付けていただけると思いますので、是非ともご要望などお聞かせいただければ、来年以降の企画の参考になると思いますので、私からもお願ひしたいと思います。  
セッションとしてはこの辺りで、今日、それから四回続きました今年度のフォーラムを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 大変ありがとうございました。この「チョゴリときもの」は、仲尾先生が先ほどおっしゃいましたように、今年の秋以降にまた新しい企画で予定しておりますので、またの「来場をよろしくお願ひします。それでは、本日のコーディネーターとパネリストにもう一度温かい拍手をお願いします。

## あとがき

時々在のことについて私に聞いてくる日本人の方がいます。その度私は友人の在の方に聞いたことや日本に来てから分かったことをもとにして話しますが、答えきれないことが多いのです。

私の日本語の能力がまだ堪能ではないこともあると思いますが、知っているだけでは、在の方が日本社会に生きてきて感じた問題や切実な内面の思いまでは語れないので。

少數ではありますが、私に在の方が日本の社会で感じたことやその思いまで聞けると思つてゐる日本人がいるということは、この社会の在日に対する関心の薄さを感じます。

アメリカ、イギリス、フランスなどから来た外国人は京都に何人いるかについて訪ねてくる日本人の方が多くいます。しかし在の方についてはあまり聞かれません。

様々な方面で「国際交流」という言葉をよく耳にしますが、すぐ近くに住んでゐる在のことに関心を持つことからが「国際交流」のはじまりではないでしょうか。

全4回で構成された今回の「チョゴリときもの」は、『日本に生きる在日韓国・朝鮮人』をテーマにし、在の方が年をとるにつれ、直面する問題とその想いについて在の方やその関係者の方にお話しをいただきました。

企画の段階で助言をいただいた多くの在の方々や日本人の方々、特にコーディネーターの仲尾宏先生に感謝を申し上げます。

財京都市国際交流協会 事業課

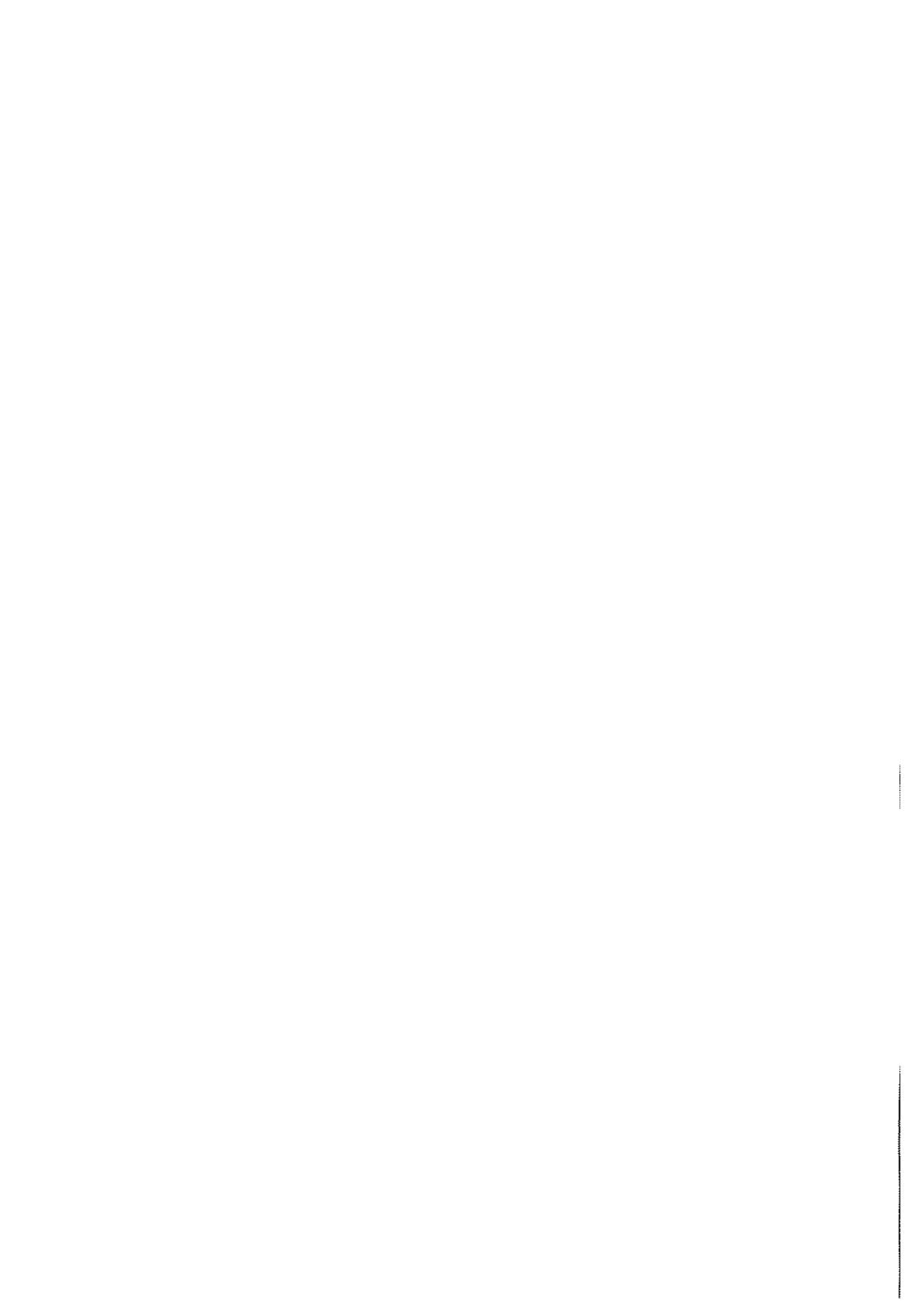
チヨン チヤクジン  
鄭 昌根

---

アジアの風文庫 13  
「チョゴリときもの」  
～日本に生きる在日韓国・朝鮮人～

1997年8月1日 第1刷発行  
編集・発行 財団法人 京都市国際交流協会  
〒606 京都市左京区粟田口鳥居町2の1  
TEL. 075—752—3010

---





＊財団法人 京都市国際交流協会  
KYOTO CITY INTERNATIONAL FOUNDATION